

令和 4 年

第 1 回 十島村議会臨時会会議録

開会 令和 4 年 9 月 8 日

閉会 令和 4 年 9 月 16 日

十 島 村 議 会

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
9月8日 13:00 ～ 17:00	木	<議会運営委員会> 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（永田和彦議員→教育長） 第7 報告 第6号 専決処分：中之島道路災害復旧工事（2災72号）請負変更契約 第8 報告 第7号 専決処分：口之島小中学校へき地寄宿舍整備工事請負契約 第9 議案 第82号 契約：ミニショベル2台購入 売買契約の締結 第10 議案 第83号 契約：東之浜港改修工事（2工区）請負契約の締結 第11 議案 第84号 契約：小宝島港泊地浚渫工事請負契約の締結 第12 議案 第85号 契約：令和4年度フェリーとしま2定期検査及び一般工事請負契約の締結 第13 議案 第86号 契約：中之島道路災害復旧工事（2災R4-2工区）請負契約の締結	1
9月9日 10:00 ～ 12:00 ～ 13:00 ～ 17:00	金	第1 議案 第77号 予算補正（令和4年度一般会計 補正第2号） + 276,838千円 → 4,697,672千円 第2 議案 第78号 予算補正（令和4年度船舶特会 補正第1号） + 76,616千円 → 1,417,476千円 第3 議案 第79号 予算補正（令和4年度介保特会 補正第1号） + 8,963千円 → 79,211千円 第4 議案 第80号 予算補正（令和4年度簡水特会 補正第1号） + 23,202千円 → 177,444千円 第5 議案 第81号 予算補正（令和4年度診療所特会 補正第2号） + 1,593千円 → 194,813千円 第6 認定 第1号 決算認定：令和3年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第7 認定 第2号 決算認定：令和3年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第8 認定 第3号 決算認定：令和3年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第9 認定 第4号 決算認定：令和3年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第10 認定 第5号 決算認定：令和3年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第11 認定 第6号 決算認定：令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第12 認定 第7号 決算認定：令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について <決算審査特別委員会> 住民課（一般） <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	2
9月10日	土	<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	3
9月11日	日	<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	4
9月12日 9:00 ～ 12:00 ～ 13:00 ～ 17:00	月	<決算審査特別委員会> 住民課（国保・介・後期・診） 教育委員会（一般） 土木交通課（簡水） <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	5
9月13日 9:00 ～ 12:00 ～ 13:00	火	<決算審査特別委員会> 地域振興課（一般） 土木交通課（一般） 土木交通課（船舶） <議会広報調査特別委員会> 議会だよりに関する件	6

17:00		<議会常任委員会> 視察に関する件 <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	
9月14日 水 9:00 12:00 13:00 17:00		<決算審査特別委員会> 総務課（一般） 総括質疑 委員会採決 <全員協議会> ①十島村における再エネ主力電源化に向けた可能性調査事業について ②賃金の見直し等について ③新規就業者受入れの里親の基準について ④新規作物（モリンガ等）の導入と民間企業参入意向について <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	7
9月15日 木 10:00 12:00 13:00 17:00		第 1 議案 第 75号 条例制定：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 第 2 議案 第 76号 条例制定：十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 第 3 議案 第 87号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 第 4 議案 第 90号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 第 5 議案 第 88号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 第 6 議案 第 89号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業） 一括 日高 久志議員：除斥 <全員協議会> ⑤名瀬港新ターミナルビルの整備の現状について ⑥第7波感染状況と今後の感染対策の見直しについて ⑦白水の滝の文化財指定に向けての進捗状況等について ⑧タモトユリの保存のあり方について（県文化財として） <議会運営委員会> <決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	8
9月16日 金 10:00 12:00 13:00 17:00		第 1 議案 第 92号 契約：令和4年度フェリーとしま2定期検査及び一般工事請負変更契約の締結 第 2 議案 第 91号 契約：中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約の締結 第 3 認定 第 1 号 決算認定：令和3年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定について 第 4 認定 第 2 号 決算認定：令和3年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第 5 認定 第 3 号 決算認定：令和3年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について 第 6 認定 第 4 号 決算認定：令和3年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 第 7 認定 第 5 号 決算認定：令和3年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について 第 8 認定 第 6 号 決算認定：令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 第 9 認定 第 7 号 決算認定：令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について 第 10 発議 第 3 号 十島村委員会条例の一部を改正する条例制定の件 第 11 発議 第 4 号 馬毛島基地(仮称)に空自救難隊の配置を求める意見書の発議 第 12 議員派遣の件 第 13 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	9

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会

会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
9	4	日			
9	5	月			
9	6	火	出		
9	7	水			
9	8	木	入	本会議	<議会運営委員会>
9	9	金	出	本会議	<決算審査特別委員会> 住民課（一般）
9	10	土			<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	11	日	入		<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	12	月	出		<決算審査特別委員会> 住民課（国保・介護・後期・診療所） 教育委員会（一般） <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	13	火			<決算審査特別委員会> 地域振興課（一般） 土木交通課（一般） 土木交通課（船舶・簡水） <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	14	水	入 出		<決算審査特別委員会> 総務課（一般） 総括質疑 <議会広報調査特別委員会> <決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	15	木		本会議	<決算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
9	16	金	入 出	本会議	

(議決結果)

令和4年第1回(9月)十島村議会臨時会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第 6 号	契約の締結の件(中之島道路災害復旧工事(2 災72号)請負変更契約)	R4. 09. 08	報告	
報告第 7 号	契約の締結の件(口之島小中学校へき地寄宿舎整備工事)	R4. 09. 08	承認	承認 第 3 号
議案第 82 号	契約の締結について議決を求める件(ミニショベル2 台購入)	R4. 09. 08	原案可決	議決 第 75号
議案第 83 号	契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(2 工区)請負契約)	R4. 09. 08	原案可決	議決 第 76号
議案第 84 号	契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負契約)	R4. 09. 08	原案可決	議決 第 77号
議案第 85 号	契約の締結について議決を求める件(令和4年度フェリーとしま2 定期検査及び一般工事請負契約)	R4. 09. 08	原案可決	議決 第 78号
議案第 86 号	契約の締結について議決を求める件(中之島道路災害復旧工事2 災R 4－2 工区)請負契約)	R4. 09. 08	原案可決	議決 第 79号
議案第 77 号	令和4年度十島村一般会計補正予算(第2号)	R4. 09. 09	原案可決	議決 第 80号
議案第 78 号	令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)	R4. 09. 09	原案可決	議決 第 81号
議案第 79 号	令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号)	R4. 09. 09	原案可決	議決 第 82号
議案第 80 号	令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)	R4. 09. 09	原案可決	議決 第 83号
議案第 81 号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)	R4. 09. 09	原案可決	議決 第 84号
議案第 75 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 09. 15	原案可決	議決 第 85号
議案第 76 号	十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件	R4. 09. 15	原案可決	議決 第 86号
議案第 87 号	権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)	R4. 09. 15	原案可決	議決 第 87号
議案第 90 号	権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)	R4. 09. 15	原案可決	議決 第 88号
議案第 88 号	権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)	R4. 09. 15	原案可決	議決 第 89号
議案第 89 号	権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)	R4. 09. 15	原案可決	議決 第 90号
議案第 92 号	契約の締結について議決を求める件(令和4 年度フェリーとしま2 定期検査及び一般工事請負変更契約)	R4. 09. 16	原案可決	議決 第 91号
議案第 91 号	契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約)	R4. 09. 16	原案可決	議決 第 92号
認定第 1 号	令和3 年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件	R4. 09. 16	原案可決	認定 第 1 号

(議決結果)

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会

[illegible]

令和4年第1回(9月) 十島村議会臨時会

第1号(9月8日)(木)

1. 開 会		1
2. 日程報告		1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名	1
4. 日程第2	会期の決定の件	2
5. 日程第3	会期日程の決定の件	2
6. 日程第4	諸般の報告	2
7. 日程第5	令和4年度施政方針及び行政報告	3
8. 日程第6	一般質問(永田和彦君)	17
9. 日程第7	報告第6号 契約の締結の件 中之島道路災害復旧工事(2災72号)請負変更契約	32
10. 日程第8	報告第7号 契約の締結の件 口之島小中学校へき地寄宿舍整備工事	35
11. 日程第9	議案第82号 契約の締結について議決を求める件 ミニショベル2台購入物品売買契約の締結	39
12. 日程第10	議案第83号 契約の締結について議決を求める件 東之浜港改修工事(2工区)請負契約	44
13. 日程第11	議案第84号 契約の締結について議決を求める件 小宝島港泊地春節工事請負契約	46
14. 日程第12	議案第85号 契約の締結について議決を求める件 令和4年度フェリーとしま2定期検査及び一般工事請負契約	50
15. 日程第13	議案第86号 契約の締結について議決を求める件 中之島道路災害復旧工事2災(R4-2工区)請負契約	56
16. 日程報告		59
17. 散 会		59

第2号(9月9日)(金)

1. 開 議		60
2. 日程報告		60
3. 日程第1	議案第77号 令和4年度十島村一般会計補正予算(第2号).....	60
4. 日程第2	議案第78号 令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号).....	77
5. 日程第3	議案第79号 令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号).....	79
6. 日程第4	議案第80号 令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号).....	81
7. 日程第5	議案第81号 令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 補正予算(第2号)	84
8. 日程第6	認定第1号 令和3年度十島村一般会計決算の認定	88
9. 日程第7	認定第2号 令和3年度十島村国民健康保険特別会計決算の認定	87
10. 日程第8	認定第3号 令和3年度十島村船舶交通特別会計決算の認定	
11. 日程第9	認定第4号 令和3年度十島村介護保険特別会計決算の認定	
12. 日程第10	認定第5号 令和3年度十島村簡易水道特別会計決算の認定	
13. 日程第11	認定第6号 令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計 決算の認定	
14. 日程第12	認定第7号 令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 決算の認定	
15. 日程報告		106
16. 散 会		106

第3号(9月15日)(木)

1. 開 議		107
2. 日程報告		107
3. 日程第1	議案第75号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	107
4. 日程第2	議案第76号 十島村高速観光船ななしま2の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例制定の件	113
5. 日程第3	議案第87号 権利の放棄について議決を求める件 十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業	117
6. 日程第4	議案第90号 権利の放棄について議決を求める件 十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業	120

7. 日程第5	議案第88号	権利の放棄について議決を求める件 十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業	122
8. 日程第6	議案第89号	権利の放棄について議決を求める件 十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業	122
9. 日程報告			127
10. 散会			127

第4号(9月16日)(金)

1. 開議			128
2. 日程報告			128
3. 日程第1	議案第92号	契約の締結について議決を求める件 令和4年度フェリーとしま2定期検査及び一般工事請負変更契	128
4. 日程第2	議案第91号	契約の締結について議決を求める件 中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約	133
5. 日程第3	認定第1号	令和3年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定	143
6. 日程第4	認定第2号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	
7. 日程第5	認定第3号	令和3年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定	
8. 日程第6	認定第4号	令和3年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定	
9. 日程第7	認定第5号	令和3年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定	
10. 日程第8	認定第6号	令和3年度十島村後期高齢者医療歳入歳出特別会計 決算の認定	
11. 日程第9	認定第7号	令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 歳入歳出決算の認定	
12. 日程第10	発議第3号	十島村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	152
13. 日程第11	発議第4号	馬毛島に空自救難隊の配置を求める意見書	154
14. 日程第12	議員派遣の件		155
15. 日程報告			156
16. 閉会			156

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会 議事日程（第1号）

令和4年9月8日（木） 午前・午後 13時 00分開議

[illegible]

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後 正 司 君
副 村 長	福 澤 章 二 君
教 育 長	木 戸 浩 君
総 務 課 長	村 山 勝 洋 君
地域振興課長	肥 後 亘 君
住 民 課 長	安 藤 巧 君
土木交通課長	肥 後 勇 喜 君
教育総務課長	安 藤 浩 樹 君
会 計 管 理 者	作 井 武 司 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平 翔 太 君
---------	-----------

令和4年第1回(9月)十島村議会臨時会

令和4年9月8日(木)

△開会

○議長(前田功一君)

ただいまから、令和4年第1回(9月)十島村議会臨時会を開会します。

△開議

○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は御手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

なお、本議会については、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番・日高久志君及び5番・日高助廣

君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長(前田功一君)

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から9月16日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの9日間に決定いたしました。

△日程第3 会期日程決定の件

○議長(前田功一君)

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配付いたしております日程表のとおりといたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

△日程第4 諸般の報告

○議長(前田功一君)

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

7月22日、「令和4年度第1回全国離島振興市町村議会議長会総会および離島振興に関する研修会」がオンライン形式により行われ、鹿児島県離島振興町村議会議長会会長が本県を代表して出席しております。

内容は、役員の異動の報告、令和3年度決算、役員の選任、要望については、「離島振興法の改正・延長に関する特別要望」、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律の成立について」、「令和5年度離島の振興に関する要望事項」の決定でありました。

7月15日、鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務局からの任期満了に伴う鹿児島県後期高齢者広域連合議会議員選挙について、町村議会議員から広域連合議会議員を選出する必要があるとの通知を受け、鹿児島町村議会議長会は、8月9日伊仙町議会議長の前徹志(まえ・てつし)氏を推薦することを決定しております。

8月4日に鹿児島市で予定されておりました「市町村政研修会」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となっております。

次に、村長より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づきます「令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を受けております。

議員各位には、同法律に関する概要、解説資料を添えまして、事務局から送付させたところでありますが、内容の詳細につきましては決算審査の折にでもご確認いただければと思います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の6月定例会以後に実施されました6月、7月、8月の例月出納検査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますので、ご確認ください。

最後に、先の6月定例会を主な内容としました「議会だより」第98号を、8月8日に発行いたしております。以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告

○議長(前田功一君)

日程第5、行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。

これを許可いたします。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

第3回村議会定例会が台風11号接近の関係でフェリーとしま2が運航できなかったことから流会となり、本日招集の第1回臨時会に奄美大島経由でご参会賜りお礼を申し上げます。

また、平素から村政振興にご尽力頂いていることに、重ねてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、「第 7 波」が全国的に今までに無い勢いで拡大し、鹿児島県内はもとより、十島村におきましても感染者が増加しております。

世界の感染者は 6 億人を超え、国内にあっては 2 千万人に迫ろうとする中で、累計感染者では世界 10 位の感染状況となっているようです。

県内では 27 万人を超え、十島村では現在までに 26 人を数えています。

県は新型コロナウイルスのオミクロン株「BA・5」系統による感染急拡大を受けて、政府が新たに設けた「BA・5 対策強化宣言」を先月 3 日に発令しましたが、宣言以降、1 日当たりの新規感染者数は連日 3 千人台で推移、益明けには 4 千人台を連日記録するなど、一向に収まる気配が感じられませんでした。先月下旬頃から減少傾向になってきているところです。

国内で初の感染者が確認されてから 3 年目に入り、ワクチンの効果や株の変異などにより、重症化する人の割合は減少しているものの、第 7 波での爆発的な感染者の増加に現在のシステムでは医療機関が対応できず医療逼迫しているとして対策を見直し、「みなし陽性」の導入や感染者の「全数把握の見直し」を行うほか、オミクロン株に対応した新ワクチンを今月末から対象年齢 12 歳以上への接種開始が検討されているところです。

また、社会経済活動との両立を図るため、感染者の療養期間を現在の原則 10 日間から 7 日間に昨日から短縮されているようです。

ロシアがウクライナに侵攻して、半年が経過しました。

ロシアはウクライナ南東部で制圧地域を拡大していますが、ウクライナは西側諸国の軍事支援を受けて徹底抗戦し、前線では激しい戦闘が続いている中、両国兵士は元より、ウクライナ国民の犠牲者は日々増え続け、ウクライナからの避難民は国内外で延べ 1,700 万人を超えているようです。

また、原子力発電所が攻撃を受け、放射能災害が懸念されているところです。

戦争が長期化する背景には、西側諸国と中国・ロシアの東西対立があり、このままでは市民の犠牲が更に増えるのは必至の状況となっていきます。

諦めることなく、あらゆる手段を講じて、和平への道を探って欲しいと願ってやみません。

7 月 10 日に実施された参議院議員選挙は、物価対策や防衛力強化、憲法改正などが主な争点として争われましたが、自民・公明の与党が改選 124 議席の過半数を獲得しております。

この参院選を受けた臨時国会が 8 月 3 日招集され、参院本会議において鹿児島選挙区選出の尾辻秀久元副議長が議長に選出され、県出身者の議長は現行制度下で初めてのようです。

8 月 10 日には第 2 次岸田改造内閣が発足、首相はこの内閣を有事に対応する「政策断行内閣」と述べています。

その農林水産大臣に、今回の参院選で 4 選となった野村哲郎議員が初入閣を果たしています。

また、自民党の選挙対策本部長に森山裕衆議院議員が就任、本県出身の国会議員の先生方のご活躍が大いに期待されるようです。

また、参院選と同日に執行された県議会議員鹿児島市・鹿児島郡区補欠選挙は、欠員 2 名の議席をめぐって争われましたが、自民党の 2 名が当選しております。

参院選の応援のため奈良市内で街頭演説をしていた安倍元首相が銃撃され、死亡するという大変痛ましい事件が起きました。

犯人は現行犯逮捕され、動機は特定の宗教団体「旧統一教会」に対する恨みで、この団体に安倍元首相が関連していたという思いからのようです。

政府は、9月27日に日本武道館で国葬の実施を決定しているところです。

内閣府が8月15日に発表した今年4月から6月期の国内総生産(GDP)速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.5%増、このペースが1年続くと仮定した年率換算は2.2%増で、3四半期連続のプラスとなっています。

個人消費は1.1%増で、行動制限の解除で観光や外出といった対面サービスが回復を主導した形で、設備投資は1.4%増、公共投資は0.9%増、輸出は0.9%増、輸入も0.7%増となっています。

しかし、新型コロナウイルスの感染「第7波」や物価高、ウクライナ情勢、円安など景気にブレーキがかかる懸念があり、先行きにはリスクが山積している状況です。

なお、改定値は、本日、内閣府が公表することになっているようですが、上方修正の見方が強いようです。

国の来年度当初予算編成で、各省庁が財務省に提出した概算要求の総額が110兆484億円となる見込みです。

首相が増額を表明した防衛費が過去最大になる他、社会保障費が高止まりし、事業内容だけで金額を示さない「事項要求」が多数存在しており、実質的な要求総額は更に増える見込みのようです。

財務省は、予算査定作業を本格化させ、12月下旬に当初予算案をまとめる方針のようです。

気象庁は、今年の梅雨入り梅雨明けの速報値を奄美地方が5月11日梅雨入り、6月22日梅雨明け、九州南部が6月11日梅雨入り、6月27日梅雨明けしたと発表していましたが、9月1日に確定値を発表し、奄美地方の梅雨入りを5月5日に梅雨明けは速報値と変わらず6月22日、九州南部の梅雨入りを6月10日、梅雨明けを7月22日としています。

九州南部の梅雨の期間は速報値では16日間と観測史上最短としていましたが確定値では26日間長くなり42日間となっています。

何れにしてもその後の記録的な高温による熱中症の多発など、コロナ禍に加え、更に過ごしにくい夏となったところです。

それでは、本年6月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課所管から申し上げます。

まず、人事関係ですが、6月議会で報告した看護師に2名の応募があり、7月と8月にそれぞれ選考試験を行い採用内定しましたが、1名は健康上の理由で辞退されましたので、男性看護師1名を10月1日付けで悪石島診療所に配属する予定にしています。

そのほか、欠員となっている定期船乗組員について1名の応募がありましたので、今月21日に採用試験を予定しております。

また、情報技術職員及び看護師については、会計年度任用職員としての募集も含めて、今月中旬に採用試験を予定し、新聞や全国版の求人サイトで求人しましたが、応募者がなかったことから、

引き続き募集しているところです。

8月11日から14日のボゼツアー便で、内閣府総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室から2名が来島し、悪石島、小宝島、宝島を視察しました。

国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業を活用した全国離島の雇用増進を促進するため、特に雇用機会拡充にかかる補助事業の活用について住民と直接意見交換が行われました。

法律の施行から5年が経過する中、交付金の更なる活用と次期法律の制度設計も視野に、意見交換をしております。

8月22日から24日に、鹿児島県離島振興課長はじめ、同課職員3名が来島し、口之島から悪石島までをななしま2を利用して視察しております。

同課長は、総務省からの出向で7月に着任し、県内離島の視察は、本村で2例目となったようです。

視察においては、港湾・道路等の社会基盤整備の実態や畜産・漁業等の産業の在り方、生活環境、医療、学校等の現状を説明するとともに、県の単独事業である特定離島ふるさとおこし推進事業が本村の地域振興や産業振興等に欠かせない重要事業であり、今後もその必要性に理解を求めたところです。

国の職員としての知見も活かし、本村の振興にご尽力いただけることを期待するところです。

次に、今年度の村政座談会を6月28日から7月23日にかけて、各島自治会、村議会議員等の協力を得て実施しました。

7島合計で前年度よりも10人多い95人の住民に参加していただき、事前に申出のあった66件の要望に現時点での考え方を回答させていただきました。

要望の一部につきましては、今回の補正予算において計上したほか、来年度予算や新たな総合振興計画において、必要な措置を講じることとしています。

座談会の最終日には、上ノ根島、横当島に上陸して、横当島では許可のない上陸を禁ずる看板を設置しました。

いずれの島においても、特に問題となるような現象や痕跡はありませんでしたが、横当島の周囲の斜面では、土砂崩れを繰り返している状況も確認されました。

無人島は村の貴重な資源として、今後、活用することを検討していきたいと考えております。

次に、航空便の待合所を兼ねる「諏訪之瀬島避難ターミナル」については、9月27日に開所式を予定しています。

出席者にはそれぞれ案内文書を送付いたしておりますので、議員の皆様におかれましてもご出席いただきますようお願いいたします。

猛烈な勢力を維持して沖縄県先島諸島を直撃した台風11号は、4日から5日にかけて本村の西海上を北上し、九州北部等を暴風域に巻き込みながら日本海に進み温帯低気圧となっております。

沖縄県や長崎県等の一部離島では人的被害等も出ているようですが、進路が本村直撃の予想もあり、住民への情報連絡や警戒体制の強化等の呼びかけを行ったところでしたが、当初予報より大分

西寄りに進み、強風域内には入ったものの、中之島で風速 24.5mを観測しておりますが、大きな被害もなく安堵しております。

今年の台風発生は、例年より少ない状況にありますが、日本近海は依然として海水温度が高く、台風の発生や発達しやすい状況にあるようです。

今日にも台風発生が見込まれており、11 月初旬までは十分に警戒していかなければなりません。

今後も最新の気象情報に注意を払い、必要な情報を住民に伝えと共に、安全のために躊躇することなく避難指示等の判断を行っていきます。

各島では台風に備えて、島外避難者リストの作成や、分散避難できるような避難所開設など日頃からの確認を怠らず、十分に対策や備えを行っていただきたいと思います。

次に、諏訪之瀬島御岳は 5 月以降の爆発回数が月に 20 回から 30 数回と減少したことから、7 月 11 日に噴火警戒レベルが「2」の火口周辺規制に引き下げられました。

8 月 7 日以降、一時的に爆発回数が増加し、5 日間の爆発回数が 20 回を超え、再度、噴火警戒レベルが引き上げられる可能性が高まりましたが、その後沈静化し、現在もレベル 2 を継続しています。

気象庁は火山に対して、噴石の飛散距離や爆発回数等に応じて、レベルの上げ下げの運用を行っていますが、噴火警戒レベルにとらわれ過ぎることなく、引き続き火山活動を注視してまいります。

次に、7 月 5 日、火山噴火予知連絡会は中之島の御岳を常時観測火山に追加するよう気象庁に提言しております。

中之島御岳は 2018 年以降気象庁による定期的な観測が実施されていますが、活動が低調な火山と比べて火山直下の地震や火山ガスの放出量が多いことが今回の提言に繋がったところです。

今回の提言で直ちに観測体制が強化されることではないようですが、防災上の観点から長期的に観測体制が強化されるよう要望していきたいと思います。

次に防災教室の関係です。

6 月議会以降、6 月 21 日に宝島で小中学生・未就学児を対象とした防災教室及び住民向けの防災教室を開催し、18 名の参加がありました。

7 月 5 日には小宝島、7 月 19 日には諏訪之瀬島で防災教室を計画しましたが、定期船の延期によりTV会議での開催となり、小中学生 11 名、住民 10 名の参加がありました。

講師として名瀬測候所職員を派遣していただいております、引き続き 9 月に悪石島、10 月に平島での開催を計画しています。

次に、7 月 15 日に行った島外避難訓練では、台風の接近に伴う定期船での島外避難訓練を想定し、避難所への集合、避難者リストの作成やヘリでの島外避難時に必要な抗原検査の流れ等を確認しております。

8 月 8 日のテレビ会議による反省会には、各島の消防団員や自主防災会を中心に 25 人の参加があり、訓練の反省点や改善点を確認したところです。

今後も、防災訓練や防災教室をとおして住民の意識啓発、有事の際に落ち着いた行動ができるよう取り組んで参ります。

次に、今年度の普通交付税は 14 億 7,536 万円で、前年度より 5 百万円余りの増加で、4 年連続の増額となりました。

その要因は、基準財政需要額で「地域の元気創造事業費」や公債費が増となったことが影響したところです。

一方で、臨時財政対策債振替額では減となっております。

令和 3 年度各会計の決算については、全会計の合計で、歳入総額が、前年度比 6 億 5 千 6 百万円増の 79 億 8 千万円余り、歳出総額は、前年度比 6 億 7 千万円増の 77 億 5 千万円余りとなりました。

いずれも 6 億円以上の増加となっておりますが、令和 2 年度から繰り越した高度無線環境整備事業、補助港湾建設事業、消防施設整備事業が大きく影響しています。

詳細につきましては、各会計の決算認定の審議の際に説明します。

次に、地域振興課関係です。

まずイベント関係ですが、七島めぐりツアーは、天候に恵まれ 7 月 22 日から 24 日、8 月 26 日から 28 日の日程で予定どおり実施いたしました。

コロナ禍での開催でありましたことから、ツアー定員を 1 回あたり 25 名ずつに縮小し、11 名乗りの移動車両へ 5 名乗車とするなど、感染防止対策を徹底しながらの催行となりました。

各島では、地元の観光ガイドによる丁寧な案内や自然豊かな景観・展望台からの眺望など、約 2 時間の観光ツアーに感嘆の声が多く聞かれました。

ツアー後のアンケートでは、「島々の文化、自然を満喫できた」、「島の食材を使った弁当が美味しかった」などの感想があったほか、「もう少し島の滞在時間が欲しかった」、「温泉にゆっくり入浴できる時間が欲しかった」などの意見も寄せられており、今後に向けて検討していきたいと思います。

次に、3 年ぶりの開催となる第 16 回トカラ列島島めぐりマラソン大会については、10 月 1 日の開催予定で準備を進めております。

今回は、新型コロナ感染防止対策として、船内の密を防ぐため、参加定員を例年の約半分となる 72 名まで縮小し、チームリレー形式の種目は実施せず、宝島での交流会では接触を出来るだけ防ぐためにテーブル席の増設や食事のバイキング形式を個別弁当とするなど、感染対策を十分に留意しながら実施することにしております。

婚活ツアーについては、10 月 28 日から 30 日の日程で、独身男女の出会いの場を創出する目的として、口之島において開催する方向で準備を進めております。

先行して実施した七島めぐりツアーなどでの感染予防対策を参考にしながら実施する方向で進めております。

次に、観光ガイド育成事業については、今年度は、小宝島・宝島の観光マップを作成する計画ですが、専門コーディネーターと各島観光ガイドが連携して、島ならではの観光資源や歴史に特化したマップ作成を目指しています。

また、新たな取組みとして、宝島において、ドローンを使用した動画撮影、編集、観光 PR の手法を学ぶなどの観光ガイド研修を実施し、ガイドのスキルアップを目指していきます。

観光カレンダー製作事業については、十島村の観光資源や伝統文化等を広くPRすることを目的に製作しています。

今年は、十島村が本土復帰 70 年の節目の年であることから 2022 年版カレンダー同様に、この 70 年間の村民の生活や地域行事、祭り等を振り返る特別版として 2023 年版カレンダーの制作を進めております。

次に、宝島壁画アートプロジェクト事業の現在の進捗状況は、7 月から 8 月にかけて青年団を中心に周辺草木の伐採、清掃等を行い、壁画本体の高圧洗浄及び下地処理が終了しております。

9 月から本格的にアーティストが入島し、島民とのワークショップを行い、原画の最終決定、島民全員参加の壁画製作を予定しております。

次に、定住関係です。

地域おこし協力隊の農業支援員として、1 名が 8 月に悪石島へ赴任、地元の非桧生産組合と連携しながら圃場管理及び出荷体制の整備に着手しており、9 月に生花店で非桧の枝切り、括りなどの研修を受ける予定で進めております。

宝島へは、新規就業者として、畜産と漁業に従事する 50 代夫婦が 9 月に転入予定で進めております。

口之島へは、新規就業者として畜産に従事する 20 代夫婦が 10 月初旬に、また口之島販売店及びちっこ園の運営に携わる地域おこし協力隊として、30 代夫婦が 11 月初旬に転入する予定となっております。

なお、現在活動している宝島の地域おこし協力隊の商工支援員が、宝島での観光事業に特化した取り組みを進めていきたい意向であることから、その後任として売店に勤務する地域おこし協力隊を募集しております。

移住・定住イベントにつきましては、7 月 18 日、23 日に開催された「漁業就業支援フェア 2022」、「新農業人フェア 2022」に参加しております。

両イベントには、100 を超える団体が出展し、1,113 名が来場しております。

本村ブースでは、16 名の方と面談を行い、ワーケーションを希望する 30 代男性や農業に従事しながら農家民泊を希望する 30 代夫婦、果樹栽培を希望する 30 代男性など 5 名の方が下見を検討されておりますので、現在調整を進めているところです。

今後は、9 月 25 日に開催される「ふるさと回帰フェア」、来年 1 月に開催予定の「JOIN 移住・交流フェア」に出展する予定です。

例年 11 月に開催されている「アイランダー」についても参加を予定しておりますが、公式HP及びウェブ会議システムなどを利用したオンライン交流イベント、直接交流の場を設けたリアル交流イベントを組み合わせたハイブリット型イベントとして開催されるので、どちらで参加するか検討中です。

次に、8 月 19 日便で、フェリーとしま2のレストラン内で本村の特産品等を販売する「船上トカラ市」が開催されました。

悪石島や諏訪之瀬島の甘美人スイカ、宝島の島バナナなどの果物類や口之島の田芋ガラ、悪石島の島キュウリ、小宝島の里芋などの野菜類が人気で完売しております。

また、悪石島のサワラ燻製や島の食材を活用したレトルト食品やコンフィチュール、リリコイバター、よもぎ千巻、島バナナケーキなどの加工品、各島で自主デザインされたTシャツも人気が高く、土産品として販売されております。

また、今回は新たな取組みとして、宝島売店前で地元産の野菜や果物、加工品の他に他島で生産された農産物・加工品を販売し、大いに賑わったところです。

農業振興、特産品の拡大を図るため、新たな導入作物として「スーパーフード」とも賞される「モリンガ」を口之島で試験栽培し、確かな生育状況を確認できたことから村内での生産に取り組む方向で進めております。

また、このモリンガを中心に、トカラの特産品分野における生産、加工、販売等への民間企業からの参入意向もあり、これらを踏まえて、この民間企業、NPO、村が一体となって協働して、特産品生産を拡大するプロジェクトの構想を検討しております。

モリンガは元々南方系の植物で、沖縄地方を中心に生産されているようですが、霜に弱いので夏場を中心に県内でも一部の地域で生産されており、本村で冬場に発芽できるかの試験栽培としてモリンガの種子購入費用を今回の補正予算に計上しております。

詳細につきましては協議会において説明します。

次に、子牛セリについては、7月から8月にかけて2回のセリ市が開催され、合計で125頭が出場し、4,334万6千円の売上げとなっております。

7月セリは、去勢20頭、雌17頭、計37頭が出場、平均価格は51万9千円、最高価格は去勢の86万6千円、8月セリは、去勢30頭、雌20頭、計50頭が出場、平均価格は48万3千円、最高価格は雌の75万3千円となっております。

県内では子牛価格の下落が続いており、今年1月から7月までの平均価格はいずれも前年を下回り、5月以降は更に下落し前年より10万円以上の値下がり、2年ぶりに50万円台となっております。

背景には、飼料高騰や新型コロナウイルス感染症拡大による外食需要の減少により、肥育農家の経営不安が高まっていることが影響しているようです。

次に、繁殖牛導入事業については、十島村畜産振興繁殖雌牛預託事業を活用する預託希望者18名、特定離島事業を活用する預託希望者10名の合計28頭に対しまして、8月現在で12頭の導入を行っております。

次に、国庫補助事業である畜産基盤再編総合整備事業についてです。

この事業は、鹿児島県地域振興公社が事業実施主体となって進めておりますが、本年度は昨年度からの繰越事業も含め、口之島、諏訪之瀬島、悪石島、宝島で事業が実施されます。

その内容は、口之島が共同牛舎を小河内牧場に1棟、牧内牧場に2棟を整備予定で、既に入札済みで11月着手予定です。

諏訪之瀬島は、榑戸原牧場の草地改良、水飲施設1か所、隔障物で10月に入札予定です。

悪石島は、大峰牧場の草地改良、給餌施設1か所、大麦牧場に共同牛舎1棟、ヒラガ牧場に給餌施設4か所と水飲施設1か所を整備予定で、現在、入札準備中です。

宝島は城之山牧場の岩除去と水飲施設 2 か所を入札済みで 9 月着手予定となっております。

次に、水産の活魚出荷の状況です。

現在、ナミフェダイ、ヒメフェダイ、ヤマモチを中心に、4 月から 7 回の出荷があり、6 月以降は 6 月に 2 回で 35.8kg、8 月に 2 回で 81.3kg を出荷し、合計で 47 万円の売り上げとなっております。

今回、ヤマモチのキロ単価が 1 万円を超えるケースもありましたが、一般的には活魚のほうが 2 倍ほど高値であり、漁業者に活魚出荷の積極的な取り組みを進めていきたいと思います。

次に、本年 3 月末をもって解散したトカラ畜産組合は、6 月 27 日に清算人委員会及び令和 3 年度決算総会が終了しております。

今後は、9 月 20 日頃を目途に、清算結了総会を開催し、その後、法務局への清算結了登記申請等を提出した上で、今月末をもって全ての解散手続きが完了することになります。

次に、土木交通課関係です。

初めにフェリーとしま2の関係ですが、8 月 21 日の上り便の中之島において、出航のための離岸作業が終了した直後に、通過中の前線の強風を受けたことから、船長は安全な出航が困難と判断し、再接岸して中之島で約 1 時間待機した後に、口之島向け出航しております。

当時 53 人の乗船客がおりましたが、乗客、船員いずれにも怪我人はなく、貨物物資の損傷も見られず、本船の左舷前方側に防舷材との接触痕が付着しましたが船体への異常は受けておりません。

口之島出航後は、気象も平常に回復し、19 時 28 分に鹿児島港入港しており、口之島からの乗船客 16 人を含めた 69 人から、入港遅延等への苦情等もなかったところです。

翌 22 日には、安全な運航体制の確保について船長を含めて再確認したところです。

次に、フェリーとしま2の安全訓練です。

車両甲板に積載中の車両から火災が発生と想定して、救助要請の情報伝達訓練を、昨日、悪石島出港後に鹿児島海上保安部と実施しております。

次に、昨年 11 月から本船機関部船員 1 名の欠員状態解消のため、正規船員と臨時船員の募集を継続中ですが、6 月 23 日、県立鹿児島水産高校に求人募集のため訪問しております。

村の船員不足の現状説明や在学生への本村の紹介も依頼したところです。

また、同高校から 1 名の高校生就業体験(インターンシップ)の希望があり、8 月 1 日鹿児島港出港便で船内の各種業務や訓練体験を行っております。

船員募集については、全国的な船員不足の現状もあり、応募がない状況が続いておりますが、今後も運輸支局への求人表提出などを含め、船員確保に努めていきたいと思います。

次に、6 月 27 日に各島荷役組合と鹿児島港、名瀬港の運航代理店による荷役担当者会議をTV会議で実施し、荷役を行う上での注意点の説明や互いの要望事項等についての協議を行い、今後の業務改善に繋がる意見交換ができたところです。

次に、名瀬港の新ターミナルビル整備事業についてですが、8 月 8 日に県大島支庁において、船主オーナーや荷役、観光関係者が集まり会議が開催され、県から新ターミナルビルの整備位置や規模、今後の整備計画が示されたところです。

詳細につきましては協議会で説明することにしております。

次に、8月11日、鹿児島出港の特別便で、トカラツーリズム事業（ボゼツアー）を開催しております。ボゼツアーは、台風や新型コロナウイルス感染症などの影響により平成29年度以来5年ぶりの開催となりました。

ツアーは、募集人員32名に対し開催前日に1家族5名のキャンセルがありましたが、27名の参加を頂き、ボゼ祭りの見学をメインに、観光に加え、島の自然や料理、伝統工芸など十島村の様々な魅力に触れて頂きました。

ツアー後のアンケートでは、住民の皆様の好意的な受入れをはじめ、料理や盆行事につきまして大変好評で、次回もぜひ参加したいとの意見も多く寄せられております。

次に、鹿児島地域振興局と同局管内の3市2村の社会基盤整備のあり方について意見交換する鹿児島地域土木事業連絡会が8月8日に開催されました。

同振興局から建設部長をはじめ、各土木関係課長等が出席する中、本村から「県管理港湾・漁港施設の一部補修等」の要望等を行ったところですが、今年度は、前籠漁港の防舷材設置、梯子取替、及び中之島港の照明灯の補修を行うこととしており、今年度実施できない箇所については、来年度に対応を予定するとの回答を得ております。

次に、8月16日に悪石島の水道施設の滅菌機に不具合が生じ、早期復旧を目指していましたが、台風11号の接近や機器調達等に時間を要することから、今月下旬の復旧が見込まれております。

その間、飲料水として利用する場合、煮沸して利用するよう呼びかけており、また、水を配布するようしております。

このような不測の事案が発生しないよう、日常点検等の実施について、各島の水道担当者へ通知しております。

次に、住民課関係です。

まず、新型コロナウイルスの4回目ワクチン接種を従来同様にフェリーとしま2の特別ダイヤで7月12日と13日に実施しました。

接種対象者である60歳以上と18歳以上で基礎疾患のある方に加え、これまでの脱漏者も含めて実施し、4回目接種を195名、3回目接種を5名、2回目接種を1名、合計201名に接種いたしました。

副作用発生時の対応に備え看護師を多く配置して望みましたが、処置が必要な重篤な副作用はありませんでした。

また、島内で実施できなかった方や期間がきていない方のワクチン接種については、鹿児島市内の医療機関で実施しており、7月に31名、8月に21名が接種しています。

7月末時点での60歳以上の4回目接種は234名中196名に接種しており接種率は83.8%となっております。

なお、7月22日からは、医療従事者や高齢者施設の従事者等も4回目接種の対象となったことから、診療所看護師、高齢者支援員、見守り支援員、出張所長、消防分団員を対象に4回目のワクチン接種を計画、8月から9月にかけて鹿児島市内の医療機関で実施しています。

現在までに、対象者60名中28名の希望者に接種しております。

その新型コロナウイルス感染症については、県内で 7 月 12 日に初めて1日の感染者数が1千人を超えました。

7 月 26 日からは 3 千人超えが連続し、8 月 17 日には 4 千人超の大台になり、18 日には 4,948 人の過去最多となりました。

この間に、本村でも 22 人の感染者の発生がありました。

初めに発生したケースは、離島後に陽性者になった方との濃厚接触によるもので、このケースは自宅において定められた療養期間を待機いただき、その方との濃厚接触者等の洗い出しによる健康観察と自粛待機の依頼とPCR検査等により、感染拡大を抑えることができました。

次のケースも、村外事業者作業員の離島後に陽性者になった方の濃厚接触によるものです。

濃厚接触者となった住民がその後発症し、陽性者となりました。

陽性と判明するまでの期間に濃厚接種者との間に多数の接触者がいたことにより、複数の陽性者を出したものです。

この場合も多くの方には自宅において療養待機いただき、村で準備した待機施設を1名が利用しております。

3 番目のケースは、帰省者で、陽性判明前に交流のあった方から感染拡大したケースですが、到着後の島内滞在中に発症し、同時に帰省した先の親族複数も陽性になったものです。

この場合も自宅及び親族所有の住宅において療養期間の待機となっております。

4 番目は、3 番目のケースと同時に発生したケースになります。

3 番目のケースの最初に発生した方と定期船内で同じ区画の座席であった方が島内で発症したものです。

こちらも自宅において療養期間中待機いただきました。

全てのケースにおいて、濃厚接触者やその他接触者の洗い出しと連絡による健康観察及び行動自粛の依頼を行い、それを理解していただいたことで感染の封じ込めができたと感じております。

一方、こうした事例により様々な課題が見えてきました。

マスクの着用や密閉・密室・密集の回避や換気、手指消毒の徹底が重要であることを改めて感じました。

また、陽性者や濃厚接触者の待機施設ついて、当初、本土へのヘリ搬送までの数時間、あるいは数日を想定した準備を行っていましたが、県内の感染者拡大により、重篤にならない限りはヘリ搬送も期待できず、その療養期間中の 10 日間なりの長期間を村内の自宅もしくは待機施設で過ごさなければなりません。

また、夏の暑さによる熱中症対策なども同時に考慮しなければならず、器具類の不足や管理体制のしくみなど、見直しを図ったところです。

また、水際対策につきましても、鹿児島県の無料PCR検査事業も延長されておりますことから、本村におきましても定期船乗船時のPCR陰性結果の提示や健康申告書の提出のお願いを継続しているところです。

次に、子育て支援拠点施設の宝島いまさら園に保育補助員 1 名を 7 月 25 日付けで採用してお

ります。

また、地域おこし協力隊として宝島に高齢者支援員1名を9月2日付けて採用しております。

その配置先の「ホームたから」では、9月から週1回の食の支援を開始しサービスの拡充を図っているほか、ホーム利用者の増加や地域での支援の充実を図るため、今後は生活支援や訪問による支援も取り組んで行くことにしております。

第2期十島村子ども・子育て支援事業計画において、重点事業として位置付けている思春期の保健対策の充実については、昨年度から実施しておりますが、本年度は9月から全島小中学生を対象に思春期教室を実施する予定です。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し給付金を支給することで、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的とし、低所得のひとり親世帯及び令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯を対象に、子ども1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業として、ひとり親世帯分の対象児童3名分の15万円と、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分の対象児童39名分195万円、合計210万円を7月7日付けで支給しております。

マイナンバーカードの普及促進について、本年5月末の交付率が39.62%であったことから、県の助言もあり、普及促進に取り組んでいるところです。

7月には選挙便の出張職員によるマイナンバーサポート支援対策を行った結果、住民からの申請が大幅に増え、8月31日時点での交付率は55.07%となっております。

国は、来年度の普通交付税に交付率を反映させる方針としており、今後も引き続き申請支援を含めて交付率の向上に努めていきます。

国民健康保険税は、7月11日に本賦課を実施し、本年度分の保険税を算定しております。

本賦課の算定額は2,352万6千円で、前年度比406万1千円の増となっております。

これは、所得割対象額が前年度より4,601万9千円増の1億7,982万7千円となったことが大きな要因です。

賦課対象被保険者数は、6名減の221名となっています。

本年度につきましても、適正な賦課及び徴収を行い、9年連続の100%達成を目指しております。

後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様に7月11日に本賦課を実施し、今年度分の保険料を345万6千円と算定しております。

前年度比で117万円の減となっております。

令和4年7月31日で有効期限満了となった国民健康保険被保険者証並びに後期高齢者医療保険被保険者証の更新を行っております。

令和4年10月1日から75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担が2割になることから、後期高齢者医療保険被保険者証は9月末に再度交付する予定にしております。

介護保険税については、同じく7月11日に本賦課を実施し、今年度分の保険税を1,030万1千円と算定しております。

前年度比27万8千円の減となっております。

わが国は世界有数の長寿国ではありますが、少子・高齢化の進展、家庭機能の変化、障害者の自立と社会参加の進展に伴い、住民が抱える課題やニーズも多様化してきています。

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、そのような地域住民の実態や福祉のニーズを把握して行政に伝えたり、直接、相手の立場に立って相談に乗ったりする活動などを行うなど、社会福祉行政の協力者として活動しており、本村では、民生委員・児童委員 7 名、主任児童委員 1 名の計 8 名の方にご尽力いただいております。

本年度は、その委員の方々の 3 年に一度の全国一斉改選の年になっており、任期は令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間で、民生委員・児童委員候補者を各島から 1 名、主任児童委員候補者を全体から 1 名、各島の自治会長等から推薦いただいております。

先日開催されました民生委員推薦委員会で審議の上、推薦どおりの方を県知事に推薦しております。

今後、県知事は、県の社会福祉審議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣に推薦し、同大臣から委嘱されることになります。

続きまして、教育委員会所管について申し上げます。

6 月 27 日に定例教育委員会を開催し、学校行事や授業参観等に積極的に参加していくことなどを確認しております。

7 月 4 日に、山海留学意見交換会をTV会議で開催しております。

里親、寮監、校長、教頭の参加があり、受入組織の活動や留学生の現状、県外からの山海留学生の夏休みの対応について意見交換を行っております。

7 月 6 日に鹿児島教育事務所との合同による、中之島小中学校の学校訪問を実施、また、7 月 8 日に同事務所と合同で諏訪之瀬島小中学校の鹿児島地区指定の研究公開をTV会議にて行い、県内から 11 人の出席者の他、村内 6 校も参加しております。

7 月 12 日と 13 日に生徒から希望の多かった 6 校の高校説明会を実施しました。

中学校 1 年生から 3 年生までが参加しましたが、特に 3 年生にとっては具体的な進路選択の候補を絞るための参考になったようです。

8 月 1 日、2 日、3 年ぶりに 47 回目となる十島村教育研究大会を鹿児島市内で開催しました。

県総合教育センターや鹿児島市のICT支援センター所長など外部講師 9 名にも指導いただき充実した研修会となったところです。

8 月 29 日、学校給食調理員研修会を昨年に続いてTV会議で開催しました。

栄養教諭を中心にかねての疑問等について活発な話し合いがなされたほか、県給食会の講師による衛生管理についての指導も受け、2 学期から更に安心・安全な給食が提供されることと思います。

文部科学省は 7 月 28 日、令和 4 年度の全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)の結果を公表しました。

この調査は国語、算数、数学、理科の教科について、小学校 6 年と中学校 3 年の全児童生徒を対象に実施されたものです。

その結果、本村の小中学生は両学年とも県平均、全国平均を上回っている教科もありましたが、中

には平均と同じくらいの教科もあったようです。

次に、文化財の関係です。

県指定天然記念物「タモユリ」と自生の北限であるとされる口之島の「アダン」の調査を7月6日、7日の両日に、今年4月に県の天然記念物に指定された諏訪之瀬島ナベダオ地区の「ツクシヤマザクラ」を野ヤギから保護するための樹木医等による柵設置の検討を翌8日に実施しております。

タモユリについては、今回初めて調査に当たった村文化財保護審議会の寺田委員から、「正に絶滅の危機に瀕しており、何らかの対策を講じる必要がある」という提言がなされ、その対応について県関係課と協議しておりますので、協議会の中で説明したいと思います。

また、諏訪之瀬島の「白水の滝」につきましては、8月30日に委託会社と合同で、ドローンによる現地調査を計画しておりましたが、台風接近のため後日に延期しております。

なお、個人が調査した滝の様子や写真の情報提供もあり、現在データを取りまとめ、村文化財保護審議会に示す予定にしておりますが、現時点での確認した状況について、協議会で説明することとしております。

8月19日、25日に外国語指導助手（ALT）5名の着任辞令交付式を、本庁において行っております。

今回は、口之島、平島、悪石島、小宝島、宝島の各学校に前任者の後任として、フィリピン、カナダ、ニュージーランド、イギリスから着任しております。

自己紹介の中で「自然豊かな離島での生活を楽しむとともに、子供たちとの触れ合いや村の文化も学びたい」と、力強い決意を述べられております。

慣れない地域で子供たちの語学向上等に貢献してくれる、大事な外国語指導助手でありますので、地域全員で支えてくれることを願うところです。

最後に、各課の各種工事関係等の事業進捗状況につきましては、別途資料を配布しておりますので確認をお願いします。

以上が6月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今臨時村議会には、令和3年度各会計の決算認定、補正予算案、条例改正案、契約案件のほか、合計24件を送付しておりますが、契約議案等3件を追加提案する予定にしております。

そのほか、協議事項として8項目を申出しております。

各議案並びに協議事項の詳細につきましては、審議の際に申し上げることに致します。

議員各位の村政に対するご理解ご協力をよろしくお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（前田功一君）

これで行政報告は終わりました。

これよりしばらく休憩いたします。

2時10分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 6 一般質問(永田和彦君)

○議長(前田功一君)

日程第 6、一般質問を行います。

一般質問の第 1 回目の質問は登壇して行ってください。

第 2 回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から、質問者は新型コロナウイルス対策として、本議会では自席を質問席としますので、そこで行ってください。

また、質問の持ち時間は、1 人当局答弁を含めず 45 分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、発言を許します。

永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

9 月 5 日から予定されていた 9 月定例会でしたが、台風 11 号の接近、通過によりフェリーが欠航となり、本日 9 月 8 日から臨時議会として開会いたしました。

11 号発生時は、足早に影響も小さく通過していくものと思われていましたが、沖縄近海で停滞・発達し、二年前の島外避難をした台風を上回る勢力まで発達しました。

長時間にわたり暴風雨の吹き荒れた沖縄先島諸島の方々や、北上に伴い被災した方々には心よりのお見舞いを申し上げます。

本村においては、枯れ松の転倒などありましたが、大きな被害は無かったことにひとまず胸を撫で下ろすことでした。

台風シーズンはまだまだ続きます。

来週も気になる天気予報となっています。

特にここ数年は、台風の大規模化と猛烈な勢力まで発達するスーパー台風が発生しています。

早め早めの対策により、この台風シーズンを乗り越えていければと思います。

それでは、通告に従って質問を行います。

まず、教員住宅の整備・運用について伺います。

一点目です。

各島に教員住宅が 10 棟前後、整備されているかと思いますが、島ごとの整備状況について説明を求めます。

また、整備後一番古い住宅の状況についても合わせて説明を求めます。

私の知る限り古い教員住宅は、中之島の校長住宅と楠木地区にある教員住宅が築 40 年以

上経過しているのではないかと思います、他島における状況の説明を求めます。

合わせて、古い教員住宅の更新計画について説明を求めます。

2 点目です。

各島の教員住宅の運用状況について伺います。

山海留学生寮が未整備の中之島・宝島や、留学生寮が今年度整備中の小宝島・口之島もありますが、留学生寮の整備により各島の在校生数は確実に増加しています。

そうした中、教員数も増加しているのではないかと思います、住宅不足は発生していないのでしょうか。それらも含めて運用状況について説明を求めます。

3 点目です。

教員住宅の不足や、入居する教員の様々な事情等により教員がやむを得ず村営住宅に入居する事例があるかと思います。

今現在そのような事例が何件程度あるのか説明を求めます。

4 点目です。

村営住宅の不足により、一般の住民の方が教員住宅に入居する事例が、中之島においても過去にあったかと思います。

今現在一般住民の方が教員住宅に入居している事例はないのか、あるいはなかったのか説明を求めます。

5 点目です。

令和4年度の当初予算で、教員住宅の使用料収入を770万円程度見込んでいます。

この利用料収入については、年度ごとでの大きな変動は無いかと思います、教員住宅の維持補修に例年どれくらいの予算を要しているのか伺います。

学校の維持補修等と、教員の皆さんが生活する住宅の維持補修は、本来切り分けて予算化されるべきだと考えますが、これまでの議会での答弁を聞いている限り、そこが明確に切り分けられているとは理解しがたい答弁のように聞こえます。

現状どの様な判断の下、維持補修工事が行われているのか説明を求めます。

次に、山海留学生寮の整備状況について伺います。

1 点目です。

山海留学生寮の今後の整備計画について伺います。

私は、平成17年、議員として一期目の悪石島で開催された議会の際に、初めて行った一般質問の際に、山海留学生寮の整備について質問をしました。

その当時、どこから整備するのか、1か島だけ整備したら他の島はどうするのか、といったことで、山海留学生寮の整備について執行部側の答弁は非常に及び腰であったと記憶しています。

そうした時期を経て、今年度中に小宝島・口之島の寮整備が完了し、残るは中之島と宝島になることは、なんとも感慨深い思いのするところです。

残される中之島と宝島の寮整備について現時点でどの様に計画しているのか説明を求めます。

2 点目です。

整備の完了した三か島の留学生寮の運用状況について伺います。

それぞれの寮の入寮生の入寮率及び山海留学を希望する方からの問い合わせについて現状の説明を求めます。

以上で私の一回目の質問を終わります。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

それでは、私のほうから、ただいまの永田議員の質問に対しての回答をしたいと思います。

まず、1 点目の教員住宅の各島の整備状況であります。現在各島の教員住宅は、口之島が 9 棟 10 戸数、中之島が 10 棟 13 戸、諏訪之瀬島が 4 棟 7 戸、平島が 10 棟 12 戸、悪石島が 6 棟 8 戸、小宝島が 6 棟 6 戸、宝島が 10 棟 11 戸となっておりまして、全島では、55 棟 67 戸数となっております。

また、そのうちで、2 世帯長屋タイプについては、口之島が 1 棟、中之島が 3 棟、諏訪之瀬島が 3 棟、平島が 2 棟、悪石島が 2 棟、宝島が 1 棟となっております。

次に、「使用されている住宅で最も古い建物は整備後何年ほど経過しているか」という質問ですが、最も古い建物は、中之島の昭和 32 年建設の建物(校長住宅)で現在 65 年経過しております。

また、「古い住宅の今後の更新計画について」ですが、具体的な計画は今のところありません。

教員住宅については、立地場所や気象条件などにより、経過年数だけをとりえてもその住宅の老朽化、いわゆる傷み具合は一律ではないと言えます。

必ずしも経過年数が多い教員住宅が痛んでいるとは言い切れません。

経過年数がある教員住宅を今も使用しているわけですので、住宅の解体及び更新については、新築整備を進めながら、一方で、老朽化及び耐用年数を見極めながら、取り壊し(解体)を進めていく方向で考えているところです。

令和 4 年 3 月には、諏訪之瀬島において、教員住宅 2 棟(1 棟は 2 世帯長屋)を解体し、今年度その跡地に新しく教員住宅を建設予定です。

次に、各島の教員住宅の入居率・空き家戸数についてですが、口之島では 10 戸のうち 9 戸入居、入居率は 90%、空き家は 1 戸。

中之島では 13 戸のうち 11 戸入居、入居率は 85%、空き家は 2 戸あります。

諏訪之瀬島では 7 戸のうち 7 戸入居ですので入居率は 100%。

平島では 12 戸のうち 8 戸入居、入居率は 67%、うち空き家は 4 戸で、そのうち 1 戸は取り壊し予定です。

悪石島では 8 戸のうち 8 戸入居、入居率は 100%。

小宝島も 6 戸のうち 6 戸入居で 100%です。

宝島では 11 戸のうち 10 戸入居、入居率は 91%、空き家は 1 戸ですが、これも取り壊し予定にしております。

全体では 67 戸のうち 59 戸の入居、入居率は 88%、空き家は 8 戸、空き家のうち 2 戸は取り壊し(解体)予定です。

次に、「教員が教員住宅以外に入居している件数が何件あるか」についてですが、9 月 1 日時点ですが、村営住宅に入居している教員が、諏訪之瀬島で 2 件、悪石島で 3 件、小宝島で 3 件、宝島で 1 件の計 9 件あります。

民間住宅に入居している教員は、諏訪之瀬島で 1 件あります。

次に、「教員以外の住民が、教員住宅に入居している又は過去に入居していたことはなかったか」という質問ですが、現在、悪石島において ALT1 名が教職員住宅に入居しております。

他島の ALT は全て村営住宅に入居しています。

また過去には、中之島において、一時期、村営住宅が空くまでの間、入居していたことがございましたが、これは定住を進める観点からやむを得なかった事例であると認識しております。

次に、教員住宅の維持補修費に係る質問ですが、令和 4 年度の予算額は小中学校併せて 11,435 千円ですが、維持補修工事費は 1 千万円で、それに原材料費や消耗品費などを含めた総額の金額になります。

令和 2 年度は、総額が 992 万 9700 円で、教職員住宅の維持補修費が 341 万 6321 円で 34.4%、校舎関係が 651 万 3379 円で 65.6%でした。

令和 3 年度は総額が 956 万 8900 円で、教職員住宅の維持補修費が 398 万 770 円で 41.6%、校舎関係が 5588 万 130 円で、65.6%でした。

平均すると、教職員住宅に 30%から 40%を維持補修費に充てていることになります。

山海留学生の寮の整備についてですが、今年度の口之島と小宝島の寮の整備が終わると、留学生寮未整備が中之島と宝島の 2 か島となります。

留学生は 28 年度から事業推進しており、28 年度から 29 年度にかけ平島寮、そして令和元年度から 2 年度にかけ諏訪之瀬島寮、令和 3 年度に悪石島寮を建設整備しています。

また、口之島においては、29 年度に旧教員住宅を改修して寮運営を進めております。

今年度は、新たに口之島と小宝島に整備し、令和 5 年度から運営予定です。

各寮ともに寮室は 6 部屋あり、規則で定員 8 人と定めています。

山海留学生寮については、全島に整備する方針で進めることとしており、今後、令和 5 年度に宝島に、令和 6 年度に中之島に整備する計画で進めております。

2 点目の各寮の入寮状況ですが、現在、旧教員住宅を改修して寮運営をしている口之島寮には小学生 1 人、中学生 2 人の計 3 人、諏訪之瀬島寮には小学生 2 人、中学生 3 人の計 5 人、平島寮には中学生 6 人、悪石島寮には小学生 1 人、中学生 4 人の計 5 人が入寮しています。

次に、新規の問合せ状況ですが、4 月から今月にかけて約 10 件の問い合わせがきております。

大半、東京や神奈川といった首都圏からで、中には、島民の知り合いの方もおられるようです。

9 月に 2 件、下見に宝島と悪石島に行く予定になっております。以上です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず 1 点目の教員住宅の整備状況等についてですが、中之島は先ほど答弁の中でもありましたけど、校長住宅が 1 番古いわけですね。

そういった中で、やはり入居されている校長先生と、私、隣同士ですから話をするんですけども、建物自体としては確かに古い建物だけれども、「決してその使い勝手とか、生活をするに当たって悪いという住宅ではないけれども」という話の中で、「ただ、台風のときは怖い」と。

というのが、あの建物、今現在屋根がルーフィング張りの屋根に変わっています。

何年になりますかね、もう変わってから。

もう結構年数経つと思うんですけども、それ以前はですね、コンクリート瓦が乗っていたんですよ、あの住宅自体。

瓦が乗っている家と乗っていない家では、やはり重さが相当違うんですね。

その関係で台風の風が吹くと、家自体が、相当こう持ち上げられるというか、明らかに家が軽いよなという感じがするときがあると。台風のとき等は。

そういった部分で、やはり恐怖を感じる時があるということをお話をされたことがありました。

それと過去においては、やはり同じように台風のときに、そのとき校長先生本人はいらっしゃらなくて、多分夏休み期間中だったと思うんですけども、台風通過後に、家に帰ってみたら、床がもう、床から風が吹き上がった形で、屋内に置いていたその軽い家具等は、もうちょっと転倒まではしてなかったんでしょうけど、ちょっと置いていた場所からずれていたりとか、要するに「下から明らかに風が吹き上がったよね」というようなことがあったということを伺っています。

そういったことを考えても、特に住宅が建っている場所の立地的な部分を考えても、風がよく当たる場所だと思うんですね、あそこは。

そういった部分で考えても、やはり今後、古い家で基礎にしっかり固定されている家のつくりじゃないです。

東石の上に柱が立っている昔ながらの島の住宅の造りをしていますから、そういった観点からも、建物自体は確かに問題はないけれども、安全面を考えたときには、やはり将来的に、そういった部分の安全面を考えると、やはり更新というか、建て替えというのを、やはり近いうちに考える必要があるのではないのかなというふうに思うところです。

過去に、このことをこの議会の場で話をした際に、たしか村長のほうから、「場所的にちょっと厳しいよ」という話をいただいたかと思います。

実際この間、役場職員が村営住宅の土地選定の関係で島に来た際に、一緒に集落内を歩きながら校長住宅のことについても聞いたんですね。

この場所は要するに、石積みで土地がつくられて、それとあと崖条例、そういったもので、「この場所に建てることは出来ないの?」ということで確認をしたら、本人は図面を見ながらでしたけど、それには多分当たらないと思いますよと。

そういった、「土地の崖条例とかそういったものでひっかかって、ここに建てられないということにはならないと思いますよ」ということで、そのときは話をしたんですけど、そこら辺も、再度確認の上、その場で、同じ場所にもし更新ができるのであれば、将来的にやはり更新を考えていただきたいと思うところです。

なので、そこら辺の実態も含めて、やはりもう少し聞き取り等も含めて、今後の更新計画というものをつくっていただければと思うところです。

それと、今後先ほどの説明の中では、今後の計画では、山海留学生寮が各島を整備される中で、恐らく今配付していただいた、配付というか提出していただいた、児童生徒数の一覧表、そういったものを見ましても、今現在、児童生徒が 1 人もいない学年の空白学年を抱えている学校が、4 校ですかね、4 か島ありますけれども、こういったところが、恐らく山海留学生が入ることで、少しずつ埋まるのかなあと。

そうなったときに、将来的に教員数がどうしても増えていく方向になると思うんですね。

そういった中で考えたときに、今現在整備されている、住宅戸数で足りなくなってくる可能性もあるのかなというふうに思うんですけども、今後の住宅の整備について、以前、教育委員会のほうは、教員は基本的に教員住宅に入ってもらう形で、教育委員会のほうで、教員住宅を積極的に整備をするということで、方向性としては考えているということでしたけれども、来年度以降、現時点で、その整備計画について、再度確認をしたいので答弁をお願いします。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

はい、最初の校長住宅ですが、そちらも聞き取り等をしながら、他の島も合わせて検討をしたいと思っております。

それから、今の教職員住宅ですが、今言われたように、各島山海留学生寮ができることによって、教員の数も確かに増えてくると思います。

ですので、それぞれのところで、今整備は進めているところです。

ただ、現状で、今で足りるかと言ったら難しいところもあったりするんですが、今後そういうところを、最大限入った場合に何人ぐらい必要になってくる、つまり家が、教職員住宅が何戸必要になってくるとか、そういうこともあわせて、2 世帯長屋だとか、いろんなところを整備しながらやっていけたらというふうに考えているところです。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

永田議員の 1 点目の質問の中之島の校長住宅の関係ですね。

たしか平成 28 年の中之島が台風で直撃を受けたときに、あの住宅はたしか傾いたような感じがあったんですね。

この住宅はもう駄目だと思って、当時の課長に、教育委員会課長に、校長住宅の整備する場

所を確保するよにということで指示を出したんですが、なかなか近辺の土地の確保が難しいということで、現在なっている状態なんですね。

当時、村にいた建築士のその崖上崖下の建築基準法の中で、校長住宅はともかく下のほうについては、ちょっとその崖上に当たるからちょっと厳しいということで、村としても、そこは適地じゃないだろうということで、その今の現校長住宅よりも上のほうに、一応その適地があったので、当時交渉までさせたんですけどもなかなかうまくいかなかったというような感じがあるんです。

確かに私の記憶では、あのときに、かなり壁も風圧で相当その剥がされてですね、これはもう時間の問題だと思ったんだけど、この間座談会で、あそこの周りを見てみたら、壁がきれいに整備されていて、もてたんだと思ってですね、いいのかなと思って認識はしているんです。

ただいずれにしても、65年の経過というのは、木造住宅の耐用年数をまもなく3倍というような状況になってしまうという住宅ですので、問題は土地の確保が先決じゃないかという気がするんですね。

それから、この教員住宅の整備については、文科省の予算で毎年概算要望で国や県を介して国に上げているんですが、たまたま、ここ2、3年ぐらひは、国の景気対策にのっかってですね、何とかこの整備が、思うようにスムーズに進んでいる状態なんです。

過去の、もともと文科省は、裾の尾が広過ぎて、その予算が莫大な財務省に要望した中で、財務省からも、削られ削られするものだから、補助率は他の公共事業の整備よりも、補助率はかなり低いんです。

そういうことを考えた場合には、他の自治体からも、文科省予算の補助率を上げてほしいということで、その要望を上げるんだけど、なかなか思うようには上がらないということで、文科省としても、広く浅く各自治体からの要望を受けようということでしているんですが、先ほど申し上げたとおり、たまたま今年度につきましては、国の景気対策の中で、小宝島と口之島の寄宿舎が整備されたと。

そして教員住宅のほうも、本来ならば2か年で整備するところを1か年で今年度は出来そうな感じなんです。

担当課長には、もし今年度、国が景気対策として補正をするものであれば、前倒しで進めることも視野に入れながら、計画を上げるよにということで指示は出しています。

ただ、結果的にどういう形で、こういう予算を配分されてくるかはまだはっきりしませんけれども、村としましては、できるだけ整備する方向で考えていきたいと思います。

問題は土地の問題だと思うんですね。

土地があそこの場所で本当に、その建築基準上クリアされるのかと。

そしてその、当然あそこを更地にしたときに、その間はどこかに校長に移動してもらおうというような形のものも当然出てくるかなという気がいたします。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今後、そういった教員数が増加が恐らく見込まれる中で、計画的に整備をしていただきたいと思

います。

そういった中で、先ほどの答弁の中で、考え方なんでしょうけれども、ALTの先生っていうのは、教員と言う扱いではないというふうに考えるんですか。

私たち教員だろうという形で、教員住宅に入るのが、っていうふうに考えていたんですけども、先ほど教育長の答弁の中では、ちょっと捉え方が違うのかなというふうに感じたんですけども、そこら辺の考え方をちょっと伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

ALTの場合には、村の会計年度職員という扱いになっていきます。

よろしいでしょうか。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

それで、今現在住民の方で、ごめんなさい、先ほど答弁を聞いたんですけど、ちょっとはっきり整理がつかなかったんですけども、住民の方で村営住宅に入っておられるという方はいらっしゃるということによかったですか。住民で教員住宅。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

今現在のところありません。

大丈夫です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

例えば、住宅に困窮する住民の方が出てきた場合に、村営住宅に空きがないとか、そういった事情によって、どうしても住宅の確保が出来ないといった場合に、一般住民の方が、教員住宅に一時的に入居するということに関しては、何らかの障害になるようなものがあるのかどうなのか、ちょっとその点を伺いたい。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

目的以外の使用ということになるんですよ。

当然その文科省の予算で整備するわけなので、あくまでも、先生方の住居として整備するわけですから、定住用の住宅ではないということなんですけど、これはもう原則論ですよ。

ただし、空いていなければ、その運用はありだと考えます。

ただし、そこには例えば、次の年度に新しく住宅をつくるというような形で、そのお尻を決めた形での、活用ということはあってもいいんじゃないかと思います。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

そういった形で、期限を切った形での運用というのは、絶対必要だろうと思うんですね。

特に、本村のような住宅が恒常的に不足している地域においては、もうやむにやまれん事情という中でという中で、そういった状況が発生した場合に、例えば入居を認める認めないっていうのは、教育委員会単独で決められるものなのか、それとも何らかの形の、そういった審査会とか、そういったものを構成した中で決められるものなのか、その点について、もし何らかの基準があれば、基準というかそういった取り決めがあるのであれば、ちょっと伺いたいんですけど。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

財産区分が教育財産ですので、当然、教育委員会のほうで、貸す貸さないというものは当然判断しながら、村長部局と協議の中で、「そしたら限定的に開放しましょう」というような形になるんじゃないかと思います。

決定権は最終的には教育委員会です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

それと、教員住宅の維持補修の関係で、再度伺います。

先ほどの説明の中で金額的な部分も説明を受けたんですが、大体 300 万から 400 万程度年間維持補修、教員住宅の維持補修でかかっているのが大体 300 万から 400 万円というふうにとらえたんですけども、この教員住宅の補修工事、そういったものの不具合があって、教育委員会のほうに、各学校から、「住宅、こういったところが不具合があります」というような形で、修繕要望とかが上がってきてされるんだというふうに思うんですが、そこら辺の要望の上げ方ですね。

というのが、過去、学校の維持補修の部分との兼ね合いの中で、各学校において、優先順位が決まって、その中で総枠の中に、これが入ってくる入ってこないというような形の中で決まっています、みたいな形の説明を私たち受けていたというふうに私は理解しているんですけども。

そういった中で、どうしても、先生方個人が、入居している住宅よりもやはり学校施設の優先度が高いから、どうしても住宅のほうの維持補修のほうはどうしても後手後手に回ってしまうんじゃないのかなというふうに感じているんですけども、そういったところは実態として、住宅の維持補修の要望、そういったものは十分今現在、教育委員会として応えられている状況にあるというふうにとらえているのかどうなのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

今言われたように、優先順位を各学校ごとに出してもらいます。

ですので、何が 1 番重要かという、やはり安心安全、安全が 1 番ですので、学校の施設であれば子供たちの安心安全を確保すること、それで教職員住宅も、やはり先生方のほうからの、上がってきて、それをこちらのほうでも、そして、学校自体でも、しっかりと確認しながら「これ非常に危ないよね、例えば電気関係だとか、水道関係だとかも、すぐにやってあげないと、これは大変だ」というのはもちろん優先して、こちらのほうも対応しています。

ただ 100%叶えられているかというと、やはりそこまでまだ行き届いてないところもあると思います。

なので今年度の予算の中で、そういうところを上がってきたりした場合には極力、校長先生に見てもらなりして、そして、あとはこちらのほうも確実に、写真だけではなくて、見られる機会があれば直接見て、そして判断をしながら、修理修繕等を行っていているところですよ。以上です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

どうしても優先順位をつけると、学校施設の部分が上位にくるのは、もう間違いなくそうなるのは十分理解しますけれども、やはりそこは、学校の維持補修の部分と、住宅の部分の維持補修はやっぱりちょっと切り分けて考えないと、不具合のある物に住み続けなければいけない実態もあると思うんですよ。

優先順位が低いからという理由の中でですね。

それでやはりちょっと違うんじゃないのかなと私は思うんですよ。

住宅が新しい古いはしょうがないにしても、最低限ここは一緒じゃないといけないよねっていうレベルはあると思うんですよ。

そこが、たまたま入った住宅で良かった悪かったが差がついてしまうようなことがあっては絶対にいけないと思うんですね、私は。

例えば、前回の 6 月議会の折に同僚議員のほうから、台所までの給湯機のお湯も付けない住宅もあるよねという話がありましたよね。

実際私も中之島の中で、どうなんですかということ、教頭先生のほうに伺いましたら、日之出地区に、ここ最近、新しくなった教員住宅については、全部、給湯器のお湯も台所までちゃんと配管がされていて使えますと。

ですけれども、それ以前に整理された、要するに、東区西区に整備されている住宅については、多分全戸、そのお湯の配管もないですと。

ですから、冬場も冷たい水で皆さん炊事されているんだなと。

それ聞いていると、やっぱりちょっとそこは違うんじゃないのかなと私は思うんですね。

そういった最低限やっぱりそろえてあげないといけない部分っていうのはあると思うので、そういったと

ころをやっぱり、なかなか限られた予算の中で厳しいというのは十分理解しますけれども、そこについては、可能な限り早く対応してほしいなと。

過去にそういったことで、整備がなされたのが、以前中之島は、教員住宅半数以上ほとんどだったと思うんですけれども、お風呂、シャワー施設もないというような中で、たしか 14、5 年前だったですかね。

全戸にたしかシャワー施設だけはつけましようということで整備をされたかと思うんですけれども、その考え方と一緒に思うんですよ。

なので、そういった部分の、やはり生活の最低水準と言ったら変ですけれども、生活の質の部分ですよ。

そういった部分を、やはり平準化するために、実態のやはりまずちゃんとした聞き取り、吸い上げ、情報の吸い上げをした上で、どこから手をつけていくのかというのは、やはり地元、各学校からじゃなくてやはり、そこは教育委員会が積極的に手をつけていけない部分じゃないかなと私は思うんですけれども、その点について考え方を伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

6 月議会でもありました。

そういうところがあって、校長会、教頭会のときにも、「校長先生方、教頭先生方、我慢しないでいいです。先生たちが我慢すると良くないから、どうしてもあげてください」と。

なので、聞き取りを今やっているところです。

「衣食足りて礼節を知る」という言葉がありますが、やはり衣食住、住までだと思います。

一生懸命、子供たちのために頑張ってくださいる教職員のためにも、委員会としてもできるだけそういう対応をしていけるように思っているところです。

中之島の 1 番古い校長住宅も、3 年ぐらい前でしたかね、全部洋式に変わりました。

それまでが和式トイレだったんです。

そういうところは全て、先生方のトイレが洋式トイレに変わったと、古いんですけど、しっかりとそういうところも対応して、同じ今言われたようなレベルのところまで持っていくようにしているところですので、今後も聞き取りをしっかりとしながら、我慢をすることなく、対応できるようにやっていきたいと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今、教育長から答弁いただきましたけれども、本当、そのとおりだと私も感じています。

ぜひその点については、積極的に対応を今後していただければと思うところです。

住宅の関係については以上ですけれども、あと、山海留学生の寮の関係で伺います。

残り、今年度、小宝島、口之島が整備されて、残るところが中之島、宝島という計画の中で、

先ほどの答弁の中では、5年度宝島、6年度中之島ということで、整備計画だということで話がありました。

今現在、幸いにして、中之島も18名ですかね、中之島児童生徒数。

1番少ないときで中之島でも、たしか6名か7名という時期がありました。

その当時、本当、このまま学校はどうなるんだろうというふうに、ちょっと心配する時期がありましたが、その後、順調に伸びてきた児童生徒数がUIターン者の増加等によって、幸いにして増えてきて、2年か3年前は多分、21か22、児童生徒数があったかと思います。

逆に私自身、「たった21名か22名しかないのに、名前が出てこない子がいるわ」っていう、思う時期があるぐらいでした。

逆にそれまで6、7人しかない中で、少年団活動をする中で、顔を見て名前がパッと出てくるんだけど、21、22名になってくると、「あれっ？」て、瞬間的に名前がパッと出てこなかったりとか、混同してしまったりとか、逆にうれしい悲鳴というか、そういう感じにも感じる場所だったんですけども、実際中之島のほう、今年度、来年3月中学生5名卒業ということで、今のところ、新規の入学予定が3名ということですから、マイナスにはなりますけれども、何とか今年度と同程度、何とか維持が出来ている状況ですけれども、やはり親御さんと話をする中でも、やはり同級生が少ないことに対してのやっぱり不安というか、よく話をします。

実際私の妹の子供にしても、小学校1年から小学校6年まで1人でした。

今、山海留学生が6年生卒業前に山海留学生が1人来てくれたことで2人、同級生が1人、やっと出来てっていうところですが、やはり本人も、中学校3年までの9年間でほとんど1人だったのかなというふうに思うんですけども、やはり1人で9年間過ごして、高校に行ったときの、やはりなかなか大勢になじめないとか、どうしても、その当時400人500人いる学年の中で、出身校から1人、出身の村からも1人という中で、ぽつんと放り込まれたやはり不安というか、そういったのが強かったみたいで、妹と話をしたこともありましたが、やっぱり1人でずっと置いておくのは心配だと。逆に。

いろんな意味で、小規模校の利点ばかりは言われるけれども、だけれども当事者になってみないとわからないこといっぱいあるよと。

そういった部分で、ほかの親御さんと話をする中でもやはり、「1人でも多い同級生の中で、もまれながら生活していかないと、やはり高校へ行ったときの不安っていうのはあるよね」という話をやはりします。

そういったことを考えてもやはり、ぜひ、5年度6年度、年度での計画でしか進められないのは致し方ないですけども、計画どおり、最低限計画どおり、それが先延ばしになるようなことがないような形で、留学生寮の整備を、また今後お願いしたいと思います。

留学生寮を整備するに当たって、例えば中之島は、令和6年度の計画という中で進めていくということですけれども、建設予定地の選定、そういったものについてはどのようなふうにご考えておられるのか、今現時点でどのような考えなのか伺いたい。

要するに、村営住宅の建設含めて、特に今現在、日之出地区のほうの村有地の中に、村営

住宅等整備が進んでいるんですけども、そういった考え方と同様に、やはりいろんな問題がクリアしやすい村有地等が対象地になっていくというふうに考えるのかどうなのか、その点について、もし現時点で考えがある程度、計画の中にそういったものも考えられておられるのであればちょっと伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

寮の選定なんですけど、やはり学校のそばでないと、6人とか8人になった場合に、そこが通学とかいろんな部分です、難しいところがあって、今候補地としては、幾つか当たってはいるところなんですけど、所有者の関係、それで今言われた村有地の関係とか、いろいろなことを確認しながら鋭意進めていっているところです。宜しいでしょうか。以上です。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今、教育長のほうからありましたけれども、通学という部分の話の中でちょっとこの通告書にはちょっと触れてないんですけども、考え方として、今現在、中之島の場合、日之出地区からの通学に対しては年間20万でしたかね、各家庭について、燃料費の補助という形でされていますけれども、その考え方は、基本的には確か距離で決まるんだというふうに聞いているんですけども、そこら辺の考え方の中で、中学生については補助対象外だというふうにちょっと親御さんから聞いたことがあるんですけども、それは間違いないのかどうなのか。

もしそうであれば、中学生は対象外となるとした理由、そういったものがはっきりしていればちょっと伺いたいんですけど。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

はい、すいません、私のほうもしっかり認識はしてないところですが、他の市町村でも小学生のみで、中学生をほぼほぼ対象にはなっていません。

自転車通学とか、日之出地区は自転車でも無理なんですけど、そういう形でほかの市町村とも合わせた形で、児童のみのそういう支給があるというふうに、今のところ私は個人的に、すいません、しっかり条例とかそこら辺見ていないんですけど、そういう形で、小学生のみで、中学生がないんじゃないかなと思っていますところ。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

先ほど、1回目の答弁の中で、4月から、こちら10件ほどの山海留學生の問合せがあるということですけども、ちなみにこの問合せについては、要するに「十島村」に山海留學生に行きたいと

いう問合せなのか、例えば島を指定した中での問合せなのか、そういった部分はどうなんですか。

具体的に「どこの島に山海留学したいんですけど」というような問い合わせがあるんですか、どうな
んですかそこら辺を伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

今言われたように、島を指定してくる子もいます。

「ここに行きたいんですが」という子もいるんですが、十島のいろいろなホームページとか見ていて、
「十島に興味があるので、下見をさせてもらえませんか」というところもあるし、あるいはですね、こうい
う言い方をしたら失礼なんですけど、天秤にかけてというか、いろんなところを当たってみて、いけそう
なところに、行ってみたいなというところ等もあります。

ですからその理由というか、希望する理由は様々な問合せがありますので、この子は来てくれる
のかなと思っていたら来なかったりとかですね。

もう最初からここに行きたいですって言うんですけど、「寮がいっぱいでごめんなさいね」という場合
もあつたりしますので、種々様々な状況で希望が来ています。以上です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

今現在、村のほうから、要するに教育委員会として、山海留学生の募集については、ホームペ
ージ等での募集をかけているのは知っていますけれども、ほかにどういった形で情報発信をしておら
れるのか。

過去においては各教育事務所等にパンフレット等を配布したりとかっていう形でしていますという
ことは、話としては伺っているんですけど、今現在そういう地域振興課の定住対策の事業等と
一緒に動くようなこともやはり継続的に行っているのかどうかちょっと伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

チラシは、それぞれのいろんなところで配布したりとか、それからホームページ、各学校のもちろん
ホームページ等には載っていると思いますけど、今そういうのでの問合せが非常に多いです。

インターネットを介した、寮監募集についても、そういう形でたくさんの方に、今募集をかけてお
りますので、そういったところを見て、問合せというのが来ているところです。以上です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

質問に関しては、以上で終わりますけれども、私先ほど、1 回目の質問の中でもちょっと触れまし
たけど、悪石島で 1 番最初の一般質問をさせていただいたのが、やはりこういった、確か、関係をさ

せていただいたものですから記憶に残っていて、そのときも触れたんですけど、特にあの当時、一番村内においても、学校の存続についてかなり厳しい状況が各島あったようなふうに記憶しています。

そういった中で、その当時も私申し上げましたけれども、要するに十島村の各島々って、いろんなことを全て、いろんな行事関係も含めて、学校が中心に回っているのが実態だと、今現在もそうだというふうに思っています。

そういった中でやはり学校の存続というのは1番大きな問題なんだというふうに思っています。

その当時、今もって忘れられないのは、小宝島の住民の方から言われた言葉として、「小宝島は過去に、島内の学校が休校になった経験をした」と。

そういった中で、「自分たちはその悲哀を、痛いぐらい感じて生活して来た」と。

「そんな悲しいことを他の島の人たちは絶対しちゃいけないよ」というのを言われたことがあって、それも含めて、やはり「学校の維持」そういったものに対しては、ぜひとも、絶対に、過去にあったような悲劇、悲劇というか、休校に至るようなことになってはいけないという思い、今でもやっぱり持っています。

そして、先生方っていうのは本当にあの地域にとって大切な、ある意味地域の血液じゃないかなというふうに思っています。

いろんな情報を、年度ごとに先生方が入れ替わるたびに、いろんな情報をまた持って各島に伝えてくださいます。

そういった部分も含めて、今後とも学校の維持、それから子供たちの学習、それにあわせて先生方の住環境の整備、様々な問題を教育委員会は抱えておられますので、今後も地域のため、子供たちのため、勿論先生方のために精いっぱい努力していただきたいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長(前田功一君)

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

3時15分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 7 報告第 6 号 契約の締結の件
(中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号)請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第 7、報告第 6 号、契約の締結の件(中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号)請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、報告第 6 号について説明をさせていただきます。

先ほど、一般質問の前に、参考としまして、位置関係がわかった資料がよろしいかと思ひまして、写真を添付しております。

参考までにしていなければと思います。

それでは、報告第 6 号、中之島道路災害復旧工事請負変更契約の締結について説明いたします。

本案は、令和 2 年 6 月の豪雨災害に伴い被災を受けた村道中之島南廻線の災害復旧工事に係る変更契約で、議決契約金額の 1 割以内でありましたことから、専決処分したため、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものです。

中段の専決処分書をご覧ください。

契約目的は、中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号)請負変更契約の締結です。

変更請負契約金額については 1,090,972 円、変更後請負契約金額は 88,767,000 円でございます。

契約の相手は、株式会社勇晃建設です。

2 ページをお開き下さい。

契約書の下のようになります。

変更契約は、令和 4 年 8 月 19 日付けで締結しております。

3 ページは、変更内容を示した資料ですが、4 ページ以降で説明します。

4 ページの平面図を御覧ください。

この工事でございますけれども、平面図を見ていただきますと、隣接する 4 箇所の被災箇所を、図面右下 1 工区から左上 4 工区までを 1 件工事として事業の採択を受けた工事でございます。

右側の写真が被災時の写真で、全体的な復旧工事内容は、崩壊した土砂を取り除きまして、補強土壁により盛土を行い、道路敷を確保する他に、決壊した舗装の復旧や、崩落した法面については植生マット工又は現場吹付砕工で法面保護をするものでございます。

平面図に旗揚げしている工種が主な工事内容で、今回変更している工事箇所は 2 工区現場吹付法砕工と 4 工区 U 型側溝を変更しており朱書きで示しています。

右上 2 工区の現場吹付法枠は、着工前測量の結果によりまして 25 m²増したもので、4 工区の U 型側溝は、予定していた在り材使用が困難となったために、45m を今回新たに計上しております。

5 ページを御覧ください。

上段の図が 2 工区の変更箇所の図で、朱書表示の部分が、現場吹付法枠工の変更箇所です。

断面図では大きな変更の部分が見えませんが、全体的な面積が増したとらえていただければ結構かと思います。

6 ページをお開き下さい。

図は、3 工区 4 工区を合わせた図になります。

図面が小さくて申し訳ないんですけども、それぞれの図の右側、4 工区と示した図の下のほうに朱書きで示しているものが、U 型側溝になります。

この部分を在り材使用が困難となったために、新たに U 型側溝を入れているものでございます。

3 ページが只今説明した内容を、増減の欄で示しております。

以上で説明を終わります。

すみません、訂正をさせていただきたいと思います。

専決処分書中ですけれども、変更請負契約金額のカッコ書きで示しております、「うち消費税相当額」でございますが、桁を誤っております。

99,179 円と訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6 番(永田和彦君)

これ、工期が今月 9 月 15 日までとなっていますけれども、もう来週ですけれども、もうほとんど完了しているというふうに捉えて良いんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、永田議員から質問のとおりで、ほぼ終わっている状況でございます。

その中で一部ですね、工事の引受けは、間違いなくしようと思っておりますけれども、業者さんから少し提案もございまして、一度補強度壁のところ、植生を植付けしているところがありますけれども、こちらとの協議済みでございまして、後でですね、一度、改めてもう 1 回追加を、しましょうかという御意見をいただいておりますので、それは工期外になりますけれども、時期的に、今も御承知のとおり、この暑さですので、うちの工事発注期間内では、ちょっと植生が行き届かない部分もありま

すので、秋口になったら協力したいという申出がありますので、それは引受けようと思っているところでございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

今、植生のあれで、「秋口に」って言われたんですけど、この夏の暑さで植生が根付かない、あれがあるから、秋口ってということでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、御質問いただいたように、工事の部分では一度植付けをしております。

それは、全体的な大きな流れで、うちがもう再三御説明させていただいておりますけれども、令和5年度中に事業を完了したいということで、この工区だけの工期延長が秋口まで延長することが非常に困難ということで、1度ここで切らせていただいております。

業者のほうもその旨了解して、植生を施しているところでございます。

その中で、今の現状把握からすると、一度張ったけれども、もしかしたら生えない部分があるかもということで、そのときには施工業者としても、自分たちがした仕事に責任を持ちたいということで、お話をいただきましたので、村も協力を求めたところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

未発注の箇所が2か所あるんですけども、それは近々発注するということで宜しいでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5 番議員の御指摘のとおり、今後発注を予定しているところでございます。

順番的に、スムーズに進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、報告第 6 号、契約の締結の件、中之島道路災害復旧工事(2 災 72 号)請負変更契約を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

これは、報告だけなのでこれで終わります。

△日程第 8 報告第 7 号 契約締結の件
(口之島小中学校へき地寄宿舍整備工事)

○議長(前田功一君)

日程第 8、報告第 7 号、契約の締結の件(口之島小中学校へき地寄宿舍整備工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

それでは報告第 7 号について御説明いたします。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき、専決処分により請負契約を締結しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

工事は、令和 3 年度学校施設環境改善交付金にて採択された口之島小中学校へき地寄宿舍にかかる整備工事で、6 月議会協議会でも協議させていただいたところです。

専決処分の理由は、議案書 1 ページ下に記載のとおり、本工事に必要となる工期が約 8 か月となることから、早期の契約締結が必要であると判断し、専決で処分したものでございます。

1 の専決処分書の処分事項をご覧ください。

(1)の契約の目的は、口之島小中学校へき地寄宿舍整備工事、(2)の契約の方法としては、総合評価方式による指名競争入札、(3)の契約金額は、総額で消費税込み 91,080,000 円で、(4)契約の相手方、株式会社森山(清)組と、令和 4 年 6 月 30 日付けで契約を締結しております。

2 ページに、契約書の写しを添付しております。

3 ページに、入札執行結果表を添付しております。

入札については、6 月議会協議会でも説明しましたが、1 回目、2 回目が不調で、今回が 3 回目の入札となり、前回同様 25 社を指名しております。

入札の結果、株式会社森山(清)組のみの入札となり、同社が落札しております。

工事内容については、4 ページの 3 にありますとおり、口之島において、へき地寄宿舍として、木造平屋建てを1棟建設するものでありまして、内容としては、山海留学生用の寮室 6 室及び寮監用の居室 3 室、食堂、台所等でありまして、面積としては 193.17 m²となり、建築、電気、機械、外構等の工事施工となります。

5 ページには配置図を、6 ページには平面図も添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

本件は 3 回目の入札で落札ということで、先月の 20 日ぐらいから着工となっておりますが、入札後に敷地の変更がありましたよね。

聞いてみたら、重機を入れるということで、2m奥に追い込むということで、業者からも説明は受けております。

その際、この平面図でいうと、右側のプレハブの、プレハブじゃないわ、コンテナかなこれは。

コンテナを、この階段のほうの空き地のほうに移動は出来ないかという要請を行いました。

と言いますのは、車がここは、なかなかこう入らないということで、この 2m追い込むと、裏のほうには車は入れるんですよね。

ですから、この浄化槽と、浄化槽を少しずらして、コンテナを階段のほうが、空き地があるんですよね。

こちらに移動は出来ないかということで、要請を行ってございましたけれども、村との協議は出来ているのかをお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

5 番議員の御質問でございますが、そういった協議がなされた、要望がなされたということは、一、二回ほど、この業者のほうと話をしたおりに聞いてはいるところです。

ただ、先ほど議員からも質問がありましたように、2mその奥に追い込むというようなことになったときに、この奥のほうが、一部民有地のほうが半分ほどあるということもありまして、その民有地のほうまでかかってくるということが、なかなか村有地であれば、こちらのほうで対応できるわけなんです、

民有地となればその土地の所有者との交渉とか、いろいろなそういったようなことも出てくるというようなことで、できるだけその村有地の部分だけでどうにかならないかというようなことを、業者のほうとは協議をして調整を図っているところであります。

この今図面のほうは、図面のほうの建設位置の場所なんです、それをちょうど、階段側のほうにずらすというようなことで、今調整を業者のほうとしているところであります。

そうすることによりまして、当然そのコンテナのほうは動かすことが出来ないということになりまして、既存のコンテナの場所はもう移動しないということになるわけなんですけれども、それをなぜするかというと、先ほど話がありましたけれども、重機のほうをこの奥のほうに入れて建設工事を進めると。

というのが、この道路のほうに重機を置くということになれば、当然通行止めとかいろいろなことの支障になってくるということで、いろいろな協議調整の中で、民有地にはかからないようなやり方での対応をするというような方向で今調整をして、重機進入、建設位置等の関係についても、今話をして、この設計図がちょっと多少変わるといいますか、大きさ的なものは変わりませんけれども、多少、階段側のほうに、何mか動くというようなことでの調整をするというようなことで今進めているところであります。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

この住宅をですね、槽を全体的にずらせば問題は無いんですよ。

無いんだけれども、このままでいくと、車がですね、なかなかこう荷物を取るときに使い勝手が悪いと思うんですよ。

工事期間よりか使うほうが長いわけですから、工事期間は一時ですけど、使ってから「あーしまったな」とならないような、使い勝手の良い寮としてですね、提案を行っているわけなんです。

この、2 メーター追い込むと。で、また私有地がありますから、私有地のほうはもう削らないという方向でやるわけですね。重機が入りますよ。重機は入るんですか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

重機が入るといざりぎりのラインといいますか、そういうことで業者のほうと、この図面を修正をした場合にどのような形になるのかということで、一応今、その変更図面というのは示されておりまして、それを見て、その 2m 追い込むというのも 2m ではなくなります。

一応その階段のほうに移動をすると同時に、ちょっと前面のほうに出すというようなことで、村有地にのみ影響がかかるような、そういう対応、民有地はもう民有地までは支障がないというような方向で調整を今するというので、今話をしているところです。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

その辺の詳しい内容がわかりましたら、また図面を出してもらえれば良いかと思います。

重機が入ればほら、良いわけなんですけど、重機が入らないでこの道路に置くようなことがないようにですね、業者のほうと協議を行ってもらいたい。

また協議した後の図面を、また出してもらえば良いかなと思います。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

今現状の状況等につきましても、また、御相談といえますか、話をさせていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから日程第 8、報告第 7 号、契約の締結の件(口之島小・中学校へき地寄宿舎整備工事)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 8、報告第 7 号、契約の締結の件(口之島小中学校へき地宿舍整備工事)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

**△日程第 9 議案第 82 号 契約の締結について議決を求める件
(ミニショベル 2 台購入物品売買契約の締結)**

○議長(前田功一君)

日程第 9、議案第 82 号、契約の締結について議決を求める件(ミニショベル 2 台購入)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、議案第 82 号について説明をいたします。

本案は、ミニショベル購入に係る物品売買契約について、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に該当する案件でございます。

議案書を御覧ください。

契約の目的は、ミニショベル 2 台の物品購入になります。

契約金額は、消費税込み 15,180,000 円、契約の相手方は「鹿児島市宇宿 2 丁目 1 番 26 号に所在する株式会社ニットク、代表取締役・江夏洋(こうかふかし)」氏を相手方として物品売買契約を締結しております。

提案理由にありますように、本事業は令和 4 年度の特定離島ふるさとおこし推進事業によるものです。

2 ページをお開き下さい。

物品売買契約書の写しを添付しております。

ページ中段の(3)にありますように、納入期限を令和 5 年 3 月 17 日とし、7 月 15 日付けで仮契約を締結しております。

3 ページ入札執行結果表を御覧ください。

入札は、本村に車両及び建設土木機械の販売を行う指名願いのあった全 5 社を指名し入札執行しています。

4 ページに購入仕様書を添付しております。

5 ページに導入予定の機種のカatalogを添付しております。

納入物品につきましては、ヤンマー建機株式会社製の油圧ショベルで、型式は(ビオ)Vio55-6A で、現在、自治会が所有しております機器の後継機でございます。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

宝島と悪石島に納入されるということなんですけれども、これ、自治会も、本年度は村の補助を活用して1台申込みをしているんですが、今回のこのミニショベルについては、現業業務員が使用するものという認識で宜しいでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、7番議員が御質問のとおりで、現業職で利用するものと捉えていただいて結構です。

昨年度から村では、現業職の配置をされているところには、積極的に労力の軽減負担等を考えまして、導入を図っているところでございます。

このようなことで、今回、悪石島と宝島に導入を行うものでございます。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

ぜひ大事に使っていただきたいと思うんですが、日頃の保管方法、また使用状況、メンテナンスと大事になってきます。

納車のときには、ぜひメーカーの方に同行していただいて、実際に使う現業業務員に、日頃のメンテナンス等をぜひ教育していただきたいと要望します。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

現在その部分について、4ページを見ていただきますと、1番下です。

23、その他の項目になりますけれども、うちのほうの仕様書の詰めも一部ちょっと甘かったところがあるんですけれども、「納入時において、立会い等に車両機器の取扱いに関する説明を行うこと」ということをしているんですけれども、これについて、現地に行っていただきたいということで、今、投げかけをしておりますので、ぜひとも7番議員がおっしゃられたように、現地に行っていただきたいと考えているところでございます。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今回、2台のですね、ミニショベルを購入ということで、1台あたり消費税を入れて755万円という高価な契約であります。物価高で前回より上がっていると思うんですけれども、どれくらい金額が上がっているのかお伺いいたします。

それともう1点ですね、仕様書の確認なんですけど、4ページのですね、ここにはメーカーを一社、ヤンマーということを出しているんですけれども、16番のこの三陽機器のハンマーナイフが装着ができることと謳っておりますけれども、ヤンマー以外のメーカーでは、これが取付けが出来ないのか。

その点につきましてもお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

前回導入からの価格の上昇でございますけれども、前回は約 630 万、1 台当たり、今回が 755 万ということで、120 万、130 万弱値上がりしている状況でございます。

次にですね、ヤンマーの製品以外ではどうなのかという御質問ですけれども、これは、各メーカーを聞き取りをしまして、もちろんメーカーに聞きますと、当然良いというような回答が返ってくるんですけれども、私どもがいろいろ調査をしたところでは、もう、やはりこの性能が一番良いと。

比較的長もちもするということで、このメーカーを 1 番に選定しているところでございます。

仕様書の中でも特に、このメーカー指定を特別しているわけではございませんけれども、この規格に当てはめていくと、どうしてもこの機械、ヤンマーの製品が対象になってくるというような状況でございます。以上です。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5 番(日高助廣君)

仕様なんですけれども、村の判定と、またどこまでこの調査を行ったかわかりませんが、こういうメーカーは何社かあります。

この 1 社だけを特定して指名するのも、私はどうなのかなという思いがあります。

ですから、入札ですから、こういうチョッパーですかね、チョッパーが、ハンマーナイフが装着ができるという条件で、入札というのをを行うのが本来の姿だと思うんですけど、村が特定の業者がここがいいというだけで、この入札を執行するのも、私はいかがかなと思っておるんですが、その点につきましてお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

先ほどの 4 ページの仕様書を見ていただきますと、仕様書の 19 番です。

19 番で、我々が参考として、ヤンマーのこの商品を参考商品として、我々は見ていますと。

ですのでこの米印にありますように、「上記の同等品以上をどうぞ納められる会社は納めてください」ということで、「必ずこの商品を納めなさい」ということではないです。

先ほど私が言いましたように、幾つかの会社を調査しているんですけれども、メーカーも含めてですけれども、やはり、この製品がもう断トツに良いということではしているところです。

それは価格によって安いのはあるかもしれないんですけれども、今の製品の中で、このヤンマーの製品以上のものについてはないということで、皆さん応札をしているところでございます。以上です。

コンマ 4 クラスになるとですね、村が納めている分では、いろいろ日立だったり、別メーカーもあるんですけれども、小規模の部分については、ここが 1 番性能的に、今、仕様書の中で謳っている部

分が、能力が高いということを我々が調べ着いたところでございます。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

一番良いということなんですけれども、うちのほうは塩害が多いわけで、そういう板金のしっかりした板金が大事なんですね。

で、メーカーによってはぶつかったりとか、そういうメーカーもあります。

ですから、そういう塩害用の塗装もしっかりと行って、長く耐用ができるような方向で、今後もメンテナンス等をしっかりと行って、長く耐用できるように、使ってほしいと考えております。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ここで一つだけ整理をしておきたいんですけれども、以前ちょっと私が別な課にいたときですけれども、重機の購入について、いろいろ御指摘もいただいて、いわゆる塗装関係ですけれども、ジープード塗装、塩害対策仕様がしてほしいという御意見をいただいて、その時点で調査をしたことがありますけれども、重機関係についてはジープード塗装というのが無いと。

当然、その前の非常に厳しい条件の中で使うので、そういったものを超えるような対応を図っているという回答をいただいているところでございます。以上です。

いずれにしても、今回導入しましたら、きちんとした説明資料も加えて、地元にも適切な管理をするように、書面での交付を通知をする予定で準備をしているところでございます。

補足させていただきます。

この件につきましてはですね、6 月議会でも、協議会の中でも説明をさせていただいておりますけれども、ミニバックホーの使用についてということで、先ほど 7 番議員からありましたように、現業職、不特定多数の方に操縦を任せるものではなくて、現業職をメインとしてお願いをするということを考えております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

これですね 2 点なんですけれども、まず 1 点目は、管理者は、管理者というか、は、出張所長という認識でよろしいのか。

それと雨露を防ぐ、その保管庫は確保されているのか。その 2 点についてお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

管理者の部分になりますけれども、当然、出張所長も役場の会計年度職員でありますので、

大きな意味で申し上げますと、出張所長も管理していいことになります。

ただ、実質的な操縦をしたり、運転をしたりとかして、現場をそのもの自体グリースアップ等を行っていくのは現業職ととらえていただければ結構かと思います。

2 点目の保管庫についてですけれども、この辺がちょっと少し後手に回っております。

地元、取りあえず今回の部分に、今回導入させていただくものについては、当分の間の配置場所、車庫になりうるものは、協議が出来ているところでございますけれども、実際にこれ専用の部分については、しっかりと確保出来ておりません。

これについても、また庁内で改めて今後の課題としてとらえていくところでございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと確認だけど、足回りの鉄の足とゴムの足があると思うんだけど、今度導入するのは、どういう機種なんでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

仕様書の 4 ページ、15 番をご覧ください。

ゴムパッド付ということで、総ゴムではなくて、ゴムのパットがそれぞれキャタの上が付いた物。

御存じだと思いますけれども、それに該当することとしております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 82 号、契約の締結について議決を求める件(ミニショベル 2 台購入)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 9、議案第 82 号、契約の締結について議決を求める件(ミニショベル 2 台購入)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

4 時 10 分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 10 議案第 83 号 契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(2工区)請負契約)

○議長(前田功一君)

日程第 10、議案第 83 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事 2 工区請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

この契約案件は、5,000 万円以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例の規定によりまして、議決を求めるものです。

議案書 1 ページをご覧ください。

契約の目的は、東之浜港改修工事(2 工区)、請負契約金額は 192,060,000 円で、契約の相手方は竹山建設株式会社です。

2 ページをお開き下さい。

仮契約書の案を添付しております。

下側になりますけれども、令和 4 年 8 月 12 日に仮契約を締結しております。

3 ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行は、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っております。

3 ページ入札執行結果表の各業者の入札価格を見て戴きますと、株式会社森山(清)組が最低価格で入札しておりますけれども、竹山建設株式会社の評価点が高く、評価値において高評価となり落札決定しております。

4 ページからが工事内容についての資料になります。

5 ページ以降の図で説明をさせていただきます。

5 ページの計画平面図は、工事施工個所を示しており、今回は防波堤先端部の赤着色部分が今回の工事箇所で、写真も同様でございます。

先端部が工事個所になります。

6 ページの縦断図を御覧ください。

この図は、防波堤の郊外側の断面を縦断方向に切ったものでございます。

今回の工事は全て水中部分の工事になります。

灰色と黄色の三角部分が、令和3年度から令和4年度に繰越したケーソン据付工事の施工箇所で、赤色の斜線部分については、6月に発注した基礎工事、東之浜港改修工事(1工区)の施工箇所になります。

今回工事は、図の右端の赤着色部分で、今年度据付けを行ったケーソン前面基礎部分の消波ブロックの製作、据付けを31個行いまして、ケーソンの基礎部分の安定化を図ろうとするものです。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第10、議案第83号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(2工区)請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 10、議案第 83 号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(2 工区)請負契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第 11 議案第 84 号 契約の締結について議決を求める件
(小宝島港泊地浚渫工事請負契約)**

○議長(前田功一君)

日程第 11、議案第 84 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

この契約案件につきましても、先ほどと同様に 5,000 万以上の契約となり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして、今回議決を求めるものでございます。

議案書 1 ページから説明します。

契約の目的は、小宝島港泊地浚渫工事請負契約金額は 130,600,503 円で、契約の相手方は株式会社森山(清)組です。

2 ページをお開き下さい。

添付の契約書のとおり、令和 4 年 8 月 12 日に仮契約を締結しております。

3 ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行は、先ほどと同様で、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っております。

3 ページ入札執行結果表の各業者の入札価格を見て戴きますと、株式会社森山(清)組が最低価格で入札しており、評価値においても高評価となり落札決定しています。

4 ページをご覧ください。

4 ページは工事内容ですけれども、2 の表に記載のとおりですけれども、5 ページ以降の図で説明させていただきます。

5 ページをお開きください。

施工区域を赤着色で示しております。

浚渫面積は 825 m²で、浚渫土量は 8,575 m³です。

今回の工事で、泊地浚渫は一区切り付くことになります。

浚渫土砂の処分方法につきましては、環境省による海洋投入処分の許可に基づきまして、平成 27 年度から令和 3 年度迄の間は、陸上処分と海洋処분을併用して施工しておりますけれども、今回工事分につきましては、今後、埋立用土砂としての有効活用を図ることなども含めて、海洋投入処分の期間が終了することのほか、埋立用土砂として有効活用を図るために全て陸上処分を予定しておるところでございます。

図面着色につきましては、黄色着色部分が令和 3 年度に施工した区域、灰色着色部分が令和 2 年度までに施工した区域、緑色着色部分がそれ以前に施工した区域となります。

6 ページには、参考までに横断図を添付しておりますけれども、平面図のほうでご確認をいただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

すなわち海を掘るという作業については、この今年度の作業で終了だというふうにお聞きしておりますが、その考えで間違いないでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5 ページの写真を見ていただきますと、工事写真、写真でちょっと白く写ってしまっているんですけども、今回の施工箇所が赤色の部分です。

これが今、きれいに見えているところが泊地になります。

定期船が接岸するためだったり、回頭したりとかする泊地で、この赤色から左側の防波堤東を見ていただきますと、少し陸上部分というか、サンゴ礁が残っているところがあります。

これは岸壁部分に相当するところになりまして、これは、ここから先も掘るんですけども、これ床掘、同じ作業になるんですけども、ここは岸壁として整備をするために、ケーソンであったり場所打ちをしたりとかして、1 回マイナス 5.5 まではやはり掘ることになります。

掘って、施設を整備していくというようなところになります。

ただいま説明しましたように、泊地としての浚渫工事はもう今年度ある程度終わりです。

ただ擦り付け部分がちょっと岸壁との擦り付け部分を直角で掘れないものですから、若干ちょっと残っていますけれども、泊地は概ね終了と捉えていただければ宜しいかと思います。

○議長(前田功一君)

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

底の部分ですけれども、実際掘る場合は、丘のほうからユンボで掘っていくっていう考え方の解釈でよろしいんですかね。

それによって事業費が抑えられてくると。

工期はいつから始まるのかわかりませんが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

6 ページをご覧ください。

6 ページのですね、例えばですけれども、黄色と黄色の部分を見ていただきますと、実際に陸上から掘ると海上から掘るのがございます。

陸上からマイナス1まで掘りますけれども、黄色の部分で見ていただきますと勾配がきつく、こう立って切っているところ、それから、ある程度下のほうに行ったら斜めにゆっくり勾配がなっていますけれども、この勾配が立っているところが、陸上で掘る歩掛かり上で、陸上で掘って掘れる範囲と、ここは単価が非常に安い部分です。

ところがマイナス1以上下がもう陸上機械では掘れないので、海上施工となります。

このゆっくり勾配が緩くなっているところが海上施工になります。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

5 ページの図のですね、真ん中右上ですか、この赤いマークで、ここを掘りますよというマークがあります。

それよりちょっと下にこの溝がこう切られていますね。

これは非常に、現在の海岸線というか、かなりこれ 5、6 メーター深い溝があるんですけど、これは将来的には、この部分はどういう工法になっていくのか。

結果的には埋めてしまうのかという問題なんですけど。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

この写真で見ますと、赤枠の左側の水面が写っているところと捉えて宜しいでしょうか。

長くなっている。

ここがですね、やがて道路が、進入路が出てきて、この場所にきちんとできるわけではないんですけれども、道路を近場でつくったときに当然埋め戻しをしないと、ここにこんな深いところがあったらちょっと危険なので、今ある発生土砂をまた陸上から戻すということになると思います。

場合によっては、舗装までできるかどうか、ちょっと台風の、ここは非常に危険な場所ですので、

舗装も必要かも知れども、埋め戻しまでは必ず行います。

また舗装については、財政的なところを見ながらになっていくのかなと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

将来的な栈橋から、道路として陸地に上がっていく場所は、今、この東防に降りていく斜面を使うという構想なんですか。

それとも、別に、道路をつけて上がっていくという構想なんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

現在のところ、詳細までは詰まっていますけれども、現在埋立て申請の手続、今年度予算で発注済みで、概ねそのときに線形も決まってくるかと思います。

今の、大体、担当レベルでの話になりますけれども、2 番議員さんは、場所がおわかりだと思いますけれども、この東防に降りていくと手前にYの字になって、観光施設に行くところの部分がありますけれども、この辺から下のほうに向かって降りていくと。

今、道路上に図面を見ていただきますと、5 ページを見ていただきますと東防に降りていく道路が写っておりますけれども、東防に降りる手前に、観光施設に行く海水浴場側に行く道路、三差路が、三差路というか Y の字がありますけれども、このあたりから下のほうに降りていくと。

できるだけ海を避けながら、中心側に向かって降りていく線形になるというようなことになろうかと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、議案第 84 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 11、議案第 84 号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第 12 議案第 85 号 契約の締結について議決を求める件
(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負契約)**

○議長(前田功一君)

日程第 12、議案第 85 号、契約の締結について議決を求める件(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

本案は、令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負契約の締結について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、議案書に記載の通り、令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事になります。

契約金額は、112,090,000 円、契約の相手方は、鹿児島ドック鉄工株式会社でございます。
2 ページをお開き下さい。

契約書中、上から 3 番目ですけれども、契約の工期は、令和 4 年 9 月 16 日から 12 月 10 日までとしておりまして、令和 4 年 8 月 23 日に仮契約を締結しております。

3 ページ入札執行結果表を御覧ください。

契約の方法は、本村建設工事指名競争参加等の基準に基づきまして、指名競争入札で執行しております。

4 ページ目以降、資料が多くなりまして、大変申し訳ございません。

工事内容を添付しております。

なお、この契約案件につきましては、最終日に変更契約の締結の議決をいただく、提案をさせていただきます。

ドックにかかる変更契約は、平成 30 年 4 月就航後 5 年経過したため、定期検査となったことから、これに要する費用が例年と比較し大きく増加したことによるものでございます。

今回の当初契約では、主に、船舶安全法の規定により実施する検査工事と一般工事分となっております。

主な工事でございますけれども、甲板部関係では、資料 4 ページ「救命設備」であったり、5 ページ「消防設備」、6 ページ「塗装工事」、8 ページ「揚錨機・係船機工事」関係が主なものでございます。

機関部では、13 ページ「主機関両舷機工事」、17 ページ「両舷機発電機関係工事」、22 ページ「メーカー工事中、プロペラ関係工事」等を行なうこととしております。

以上で、議案第 85 号についての説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

すいません。

この入札執行結果表の中で、ほかの入札執行結果表の中でも一緒なんですけど、「辞退」と「棄権」っていうのは具体的に何がどう違うんですか。

ここの表記の部分にされているんですが。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それぞれ意味合いがございます。

電子入札で、この表記が出ていくようなもので、土木工事関係、建築物関係も 100%、今のところは電子入札ですけれども、「辞退」というのは、事前にもう入札を辞退させていただきということで金額は入れなくても、辞退届というのがシステム上で相手方からきちんと連絡が来るものでございます。

「棄権」というのは、その入札指定日になっても何ら応答がないもの。

指名通知はするんですけども、相手方の会社が何もしないでよくと「棄権」ということになります。

○議長(前田功一君)

1 番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

この整備で、私の記憶違いかも知れないんですけど、としまのランプ、降ろすランプがありますよね。

降ろしてコンクリートの港に着く部分、あそこの右端って言ったら良いのか、左端って言ったら、ちょっと欠けたような気がするんですけど、あれは欠けているのか最初からなかったのか。

私の記憶では、前はあったような気がするんですけど、それはどこでぶつけて、どうやって壊れたの

か、ちょっとわかれば教えていただきたい。

修理を、そこをするのかしないのかをわかれば教えて欲しい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

すみません、大変不勉強で申し訳ございません。

こちらで、そこまでちょっと把握しておりません。

最終日の変更契約日のときまでにはきちんと回答するようにさせていただけないでしょうか。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

添付資料の工事内容の表記が間違っておりまして、10 ページと表記があるところでございますけれども、ここの部分にランプドア修繕工事部分がありますので、この中で、工事発注しているものと思います。

正式な回答は、変更契約日になりますけれども、この部分で定期船のほうも確認をとれておりますと思いますので、再度改めて確認をしっかりとします。

○議長(前田功一君)

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5 番(日高助廣君)

1 点だけ、AEDの取扱いなんですけれども、この 1 年間の間にそういう AED の点検、もしくは訓練等でAEDを使ったことがあるのか。

なければですね、あれはよくバッテリーが消耗するんですよね。

そういう点検までしっかりと行って、万が一に備えて欲しいと思っています。

ちょっと見ているんだけど、項目が無いものですから、すいません。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

AED の関係は、今回のこのドック工事には含まれていないものと、船体等の修繕とはちょっと関係がないものですから、確認、このドックに入っておりませんけれども、ちょっと記憶がしっかりしてなくて、以前、御指摘をいただいて、多分私が来てからですね、昨年だったと思います。

有効期限等を再チェックしたことがあると思います。

改めてそのことについても、正式な回答を変更契約日の説明のときにさせていただきませんでしょうか。

○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

昨日、名瀬廻りで鹿児島島に上がってきたわけなんです、悪石島を出航して数分後に避難訓練が行われました。

突然だったので、私は訓練っていうのを聞いていなかったものですから、いきなり火災が起きたんだとちょっと慌てたんですが、ああいった避難訓練というのは、今までは、昨日は悪石島と小宝島の間でしたけれども、毎回場所を変えて行うのか。

あと昨日は車両甲板での火災ということで、訓練だったんですが、最終的には救命胴衣着用まで行きました。

その中で乗客を落ちつかせるために、「本船は非常に高度な消火設備を搭載しております」のような、そういった放送も入りました。

よく考えているなと思うんですが、見ると確かにいろいろな装置がついているなと感じます。

そういった昨日の避難訓練のタイミングというのは、乗客がかなり減った悪石島を出港してっていうのを考慮して行ったものなのか。

別にたまたまそこで今回は入れ込んだのか、毎回場所を変えるのか、そういったところを伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

昨日の分は、村長の行政報告でもありましたけれども、鹿児島海上保安部との合同訓練でございます。

コロナの関係で電話訓練になりましたけれども、昨日は悪石島、小宝島間でしております。

これは基本的に、外部との連絡体制をとりますので、電話がつながりやすいところということで、昨日は合わせてできるだけ乗客の方々にも迷惑にならないようなところで、本当はたくさんいたほうが良いかと思うんですけども、いろんなことに配慮して、悪石島、小宝島間と決めたところです。

ちょうど時間帯も1時間 20 分程度取れるということで、前後しても大丈夫ということで、そこでしております。

あと、奄美との海上保安部との訓練も、これは庁内で協議しまして、両方でやろうということでしております。

そのときも、悪石島、宝島間だったと思いますけれども、ほかに、毎月定例でしている部分が、船が自主的にしているものがございまして、それは、外部との連絡調整が特に必要なとき以外を除きまして、宝島を出港して名瀬までの間に、月 1 回の訓練をしております。

コロナの関係も、防護服を来たりとか、やはり火災想定をしたりとかということで、それについても義務づけがありますので、そういったことをしているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

私も昨日乗り合わせている中で、「訓練しているんだな」と思いながら、館内放送やら聞いていたんですけど、その中でちょっと感じたのは、例えば「救命胴衣の着用の仕方を乗組員が説明します」とかそういった、たしか案内もあったかと思うんですけども、結局、今の船の造りっていうのは各部屋に分かれていますよね。

部屋に入っている中で、限られた船員が、皆に対して説明をするっていうのは、現実的に厳しいと思うんですよ。

であれば、ビデオとかそういったものをつくっていて、各部屋にテレビがあるわけだから、そういったものがもう着用しないといけなときには、それも同時に流して、各部屋でお客さんが画像を見ながら、着脱の方法であったりとか、ルートについては、この部屋からは、この部屋というか「このフロアからはどこを通過して、集合場所に行きますよ」とかそういう人の動きのものをまとめたような、そういう災害のマニュアルみたいなものを映像化したものを準備しておいて、いざというときにはそういったものも活用しながら、避難につなげるような方法っていうのをとらないと、客室を担当される職員が少ない中ではなかなか厳しいんじゃないかなと思いましたので、そういったことも今後検討する必要があるんじゃないかなと思いますので、また今後、そこら辺も含めて、あつてはならないことですけど、あつたときに安全に避難ができるような体制というものをぜひ考えていただきたいなと思うところです。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

また改めて課内、庁内、定期船を含めて、今いただきました御意見をもとに検討を進めたいと思います。

あわせて、ほかの状況まで合わせて確認しながら、前向きに捉えていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

これは乗客に日常的に徹底するには、やっぱり飛行機のやり方、乗ったら必ず説明するとかですね、今のフェリーとしまで見てみると、口之島を出港してから安全に関する、一応案内とかそういうのをしているようなんですけど、例えばあのときに、一斉にビデオを流すとかですね、お客さん見る人も見ない人もいると思うんですけど、そういうものをつくって、短いほうがいいですよ、5分以内ぐらいの資料を流して、乗客、見られる人は全部徹底するというような方法のほうが、むしろ自然に浸透していくんじゃないかなあと考えます。ぜひ検討してみてください。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今いただきました御指摘等を踏まえまして、また協議を進めたいと思います。

ありがとうございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

フェリーとしまは、我々村民にとって本当大切な足ですので、ここに上がっている、この不具合な箇所は、しっかり点検をして修理をしてもらって、安全運航に努めてもらいたと思います。よろしく。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ドックに関しましては、我々もそうですけれども、船長を含め、毎日ドックにも通っております。

しっかり、いただきました御意見等を踏まえまして、適切なドックが進むように心がけてまいります。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 12、議案第 85 号、契約の締結について議決を求める件(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 12、議案第 85 号、契約の締結について議決を求める件(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

**△日程第 13 議案第 86 号 契約の締結について議決を求める件
(中之島道路災害復旧工事2災(R4-2 工区)請負契約)**

○議長(前田功一君)

日程第 13、議案第 86 号、契約の締結について議決を求める件(中之島道路災害復旧工事 2 災(R4-2 工区)請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

本件につきましても、5,000 万円以上の契約となりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして議決を求めるものでございます。

議案書 1 ページをご覧ください。

契約の目的は、中之島道路災害復旧工事(2 災 R4-2 工区)でございます。

令和 2 年 6 月の豪雨災害に伴い被災した村道中之島南廻線の災害復旧工事にかかるものです。

請負契約金額は 187,000,000 円で、契約の相手方は、葉月工業株式会社です。

2 ページ目に契約書の案を添付しています。

3 の工期については、令和 5 年 3 月 28 日を工期末としています。

工事内容につきましては、後に説明させていただきますけれども、この案件は、査定を受けた 3 件の工事箇所をまとめて工事発注しているものでございます。

工事量が多いため、令和 5 年度へ繰越すことを予定しています。

仮契約日は、令和 4 年 8 月 12 日に契約締結しております。

3 ページに入札執行結果表を添付しております。

執行は法面工事が主な工種でありましたことから、本村に指名願いが提出された中から 16 社を指名しまして、総合評価方式ならびに低入札価格調査制度での執行を行っております。

11 社が辞退、4 社が棄権し、葉月工業が落札をしているものでございます。

工事内容を 4 ページ以降示しております。

5 ページ以降の図でそれぞれ説明します。

5 ページを御覧ください。

5 ページは 70 号箇所の平面図と被災状況写真を添付しております。

70 号箇所は、3 工区に分かれており、図面下側の被災状況写真に、工区ごとの写真番号を記載しております。

1 工区の被災状況は、左下写真①で、その上の図を御覧ください。

復旧延長 44.5mで、山側の斜面が道路を超えるように崩落しており、現場吹付法砕工の枠内をモルタルで吹付ける工法での復旧を行います。

2 工区は、ページ中央になりますけれども、写真②で復旧延長 17.0m です。

山側にある 2 本の沢の合流部へ落石を含む土砂等が流出しており、落石防護柵での復旧を行うものでございます。

3 工区は、ページ右下、写真③で復旧延長 27.5m です。

山側の斜面が崩落しておりまして、復旧工法は 1 工区と同様に現場吹付法砕工の枠内モルタルでの復旧を行います。

6 ページは、只今説明した、70 号箇所の標準断面図を添付している状況です。

7 ページを御覧ください。

71 号箇所の資料になります。

復旧延長は 43.0m で、被災状況は山側の斜面が多くの転石とともに崩落しておりまして、被災斜面の上部は湧水対策として現場吹付法砕工の枠内に湧水対策の割栗石を詰める工法での復旧を行いまして、下部は現場吹付法砕工の枠内モルタル吹付を行うこととしております。

8 ページを御覧ください。

77 号箇所の資料で、復旧延長 42.0m になります。

71 号箇所と同じように、山側の斜面が崩落しておりまして、現場吹付法砕工の枠内はモルタル吹付になります。以上で説明を終わります。

先ほどお配りした写真などと合わせてご覧ください。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

この工事をもって、災害復旧工事は、ほぼ完了する予定なんでしょうか。

それから、先ほどちょっと工事箇所が多いので、5 年の 3 月 28 日で切っていますけど、延長する可能性が高いということも言われたような気がするんですけども、可能性は高いんでしょうか。以上 2 点。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

まず、災害復旧工事がほとんど終わるかという御質問ですけれども、先ほどお配りした部分で、5 番議員のほうから先ほど 2 か所ほど、まだ未着工の部分があるという御指摘をいただきまして、このあと 2 か所を除きますと、査定を受けたものについては発注済みとなります。

以前の 12 月議会と 3 月議会等でも説明しましたように、今度は、法面復旧、今崩れた部分については、災害復旧工事が終わるんですけども、見えない部分「不可視」、不可視と言いますけれども、この道路上に、落ちた部分がまだ確認が出来ていない部分があります。

これが、舗装が壊れていたりとかしたら、改めて、国と協議をして、事業の採択を受けるということになります。

この部分はまだ未定のところでございます。

当初予算で、調査費用等を認めていただいております。

次に、繰越ですけれども、大体今のところの目安で、これだけの工事をですね、早くても来年の6月と、法面の吹きつけまで終わるのが6月前半ぐらい、梅雨前までにはどうしても終わらせたいと考えているところでございます。

それをして、さっき言いました不可視の部分を、どうしても令和5年度までに、5年度中に終わらせないといけないものですから、いろいろ6月補正とかでもお願いして、いろんなところのお金をつけていただいているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今、課長が言われた、2件の箇所。

その今、工事が終わったら、多分先だと思うんですけど、何か所ぐらいあるか、その辺の把握は出ていますか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

見えない部分は、6か所になります。

そのうちに6か所全部ということはないと思うんですけど、今月中に一度調査をしっかりとしたいと考えているところでございます。

もちろん実際には、堆積土砂を取り除かなければしっかりわからないんですけども、今法面工事を発注しておりますので、業者としては、この盛土があった状態でのり切りをしていったほうがいいものですから、簡単にどけてくれというわけにもいかないもので、その辺は、今、第1回のちょっと打合せをしまして、どのように対策をとるかということまで含めて協議をしたところです。

あわせて、現場をしっかり確認したいと考えておりまして、今月中に担当が調査をする予定で準備を進めております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

もう一度、その箇所、その不可視のそれは令和5年度で終了するんですよね。

発注は終わりですよ。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

令和 5 年度中に終わらせなければならないということになっております。一生懸命取り組みます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 13、議案第 86 号、契約の締結について議決を求める件(中之島道路災害復旧工事(2 災R4-2)工区請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 13、議案第 86 号、契約の締結について議決を求める件(中之島道路災害復旧工事(2 災R4-2)工区請負契約)は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会 議事日程（第2号）

令和4年9月9日（金） 午前 午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果		議決番号
第 1	議案第 77 号	令和4年度十島村一般会計補正予算(第2号)			
第 2	議案第 78 号	令和4年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)			
第 3	議案第 79 号	令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号)			
第 4	議案第 80 号	令和4年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第1号)			
第 5	議案第 81 号	令和4年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)			
第 6	認定第 1 号	令和3年度十島村一般会計歳入歳出決算について認定を求める件			
第 7	認定第 2 号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件			
第 8	認定第 3 号	令和3年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算について認定を求める件			
第 9	認定第 4 号	令和3年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算について認定を求める件			決算審査特別委員会
第 10	認定第 5 号	令和3年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算について認定を求める件			
第 11	認定第 6 号	令和3年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について認定を求める件			
第 12	認定第 7 号	令和3年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件			
		<決算審査特別委員会>			
		住民課（一般）			
		<決算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>			

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後 正 司 君
副 村 長	福 澤 章 二 君
教 育 長	木 戸 浩 君
総 務 課 長	村 山 勝 洋 君
地域振興課長	肥 後 亘 君
住 民 課 長	安 藤 巧 君
土木交通課長	肥 後 勇 喜 君
教育総務課長	安 藤 浩 樹 君
会 計 管 理 者	作 井 武 司 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平 翔 太 君
---------	-----------

9 月 9 日(金)

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しました議事日程表のとおりいたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第 1 議案第 77 号 令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 2 号)

○議長(前田功一君)

日程第 1、議案第 77 号、令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第 77 号、一般会計補正予算(第 2 号)について、説明します。

本件は、事業の執行に伴う必要額を補正しているほか、普通交付税交付額の決定、地方債の繰上げ償還及び基金の繰り替えに加えて、来年度に建設を計画する施設の設計費を追加しています。

議案第 1 条をご覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 276,838 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,697,672 千円としています。

第 2 条では、地方債を補正しています。

めくって、1 ページから 4 ページが第 1 表で、5 ページをご覧ください、地方債の補正です。

過疎対策事業債に 1,000 千円を追加し、地方債の借入限度額の合計を 602,944 千円としています。

6 ページ、7 ページは、事項別明細です。

8 ページをお開きください。

まず、歳入から主なものについて説明します。

税の補正は、税の算定の精査に伴うもので、村税の個人村民税で 3,861 千円を減額しています。

地方交付税は、49,336 千円を追加しています。

うち、普通交付税は、交付額の確定に伴い 45,995 千円を追加しています。

令和 4 年度の交付額は、前年度比 5,563 千円(0.4%)増の 1,475,360 千円となり、残額 29,515 千円を留保財源としています。

特別交付税は、地域おこし協力隊経費の財源として、3,341 千円を追加しています。

国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金では、マイナンバーカードの交付を促進するための事務費の補助金として、4,023 千円を追加しています。

このほか、国庫補助金については、それぞれ事業費の増加に伴う補助金を追加しています。

9 ページの県支出金、県補助金の商工費県補助金では、プレミアム付商品券事業を行うこととして、1,623 千円を追加しています。

寄付金、一般寄付金では、農事法人トカラ畜産組合解散に伴う残余金で、6,000 千円を見込み追加しています。

繰入金、基金繰入金では、過年度に受け入れた補助金の精算を含む、財源の調整で 18,500 千円、減債基金繰入金では、繰上償還の財源として 149,381 千円、地域振興基金繰入金では、優良繁殖雌牛の増頭対策及び令和 5 年度事業に係る設計経費等の財源として、30,000 千円、災害引当基金繰入金では、余剰分 15,679 千円、トカラふるさと基金繰入金では、新規参入者の返礼品開発経費に係る補助金相当分 251 千円を、それぞれ追加しています。

10 ページをお開きください。

雑入では、災害保険及び過年度分のほか、公共施設の改修等に要する経費に係る指定管理者負担金を追加しています。

村債の過疎対策事業債では、口之島屋内運動場の改修に係る財源の留保分 1,000 千円を追加しています。

次に、11 ページから、歳出の主なものを説明します。

総務費、総務管理費の一般管理費では、災害引当基金の余剰分 15,697 千円、及び農事法人解散に伴う清算見込み 6,000 千円を積み立てることとして、21,697 千円を追加しています。

情報専門員報酬等費は、担当部署の欠員の補充対策で、1,992 千円を追加しています。

財産管理費では、財産管理一般経費で、宝島の宅地の購入費 1,161 千円を追加しています。

企画費の飛行場整備事業は、12 ページをお開きください。

備品購入費で、大型の消火器、及び無線機の購入費 1,796 千円を追加しています。

総合振興計画策定事業では、策定のための審議会を 2 回ないし 3 回開催することを計画して、1,680 千円を追加しています。

十島村DX検討委員会では、職員の会議、及び研修経費として 372 千円を追加しています。

主には、職員の研修及び検討会を計画しようとしています。将来的には、地域からの意見も取り入れられる体制を構築して、十島村のデジタル・トランス・フォーメーションを進めていきたいと考えています。

出張所費では、雨漏りのある平島コミュニティセンターの防水に要する設計委託で 891 千円を追加しています。

13 ページの戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード事業でカードの交付事務及び取得促進のための事務費 4,023 千円を追加しています。

次のマイナンバーカード普及推進強化事業では、マイナンバーカードの取得者に 15,000 円を交付するため 6,750 千円を追加していますが、予算編成後の調整で、マイナンバーカードの交付を既に受けている者と 65 歳以上の今後の新規取得者については、6 月補正で追加した新型コロナウイルス感染症に伴う物価高騰対策を踏まえた交付金事業において交付することとして、この予算の中では、65 歳未満の新規取得者 170 名程度の交付を見込んでいます。

内閣府との調整が、本補正予算編成後でありましたことから、本予算は次回補正において整理する予定です。

14 ページをお開きください。

社会福祉費の社会福祉総務費では、地域おこし協力隊、高齢者支援で、増員に伴い 2,864 千円を追加しています。

食の支援事業は、新たに取り組み始めた宝島に要するもので、240 千円を追加しています。

子育て世帯生活支援特別給付金は、令和 4 年度給付事業に係る不足分 550 千円を追加しています。

衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費では、簡易水道特会繰出金は、主に整備しなければならないシステム構築に関連する経費で 10,002 千円を追加しています。

16 ページをお開きください。

予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、行政報告で説明がありましたが、軽症患者の隔離生活において、一定の生活用品を備えるため、1,581 千円を追加しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、4 回目接種対象者の拡大に伴うもので 1,780 千円を追加しています。

清掃費、塵芥処理費の塵芥処理一般経費は、小宝島の生ごみ処理機及び宝島に焼却炉で不具合があるため、修繕料 1,748 千円を追加しています。

18 ページをお開きください。

農林水産業費、農業費の畜産業費、肉用牛増頭及び改良事業では、新規就農者の増頭

を見込んで、繁殖雌牛 4 頭分の導入費用 3,600 千円を追加しています。

19 ページの林業費、林業振興費の林業振興一般経費では、新規作物として、モリンガの試験栽培に係る種及び肥料代として消耗品費 195 千円を追加しています。

商工費の商工業振興費では、給油施設整備事業で、来年度に計画する諏訪之瀬島の給油所及び売店の設計費 3,041 千円を追加しています。

20 ページをお開きください。

プレミアム付き商品券事業は、物価高騰、消費喚起対策として行うもので、世帯につき 10,000 円の買い物に対して、4,000 円の商品券を交付するために、事務費を含めて 1,658 千円を追加しています。

土木費の土木管理費、土木総務費では、航路補助対象外事業で、来年度に計画する小宝島のフォークリフト車庫の設計費 700 千円を追加しています。

港湾費の港湾建設費では、港湾建設一般経費で、小宝島港の岸壁整備に着手するために必要な埋立申請、及び環境調査の委託費 11,000 千円を追加しています。

県営港湾事業負担金は、中之島港に付属する防潮堤の嵩上げに係るもので、2,805 千円を追加しています。

住宅費の住宅管理費では、住宅管理一般経費で、経年劣化による宝島の村営住宅の内装の改修費 3,520 千円など、修繕費 4,307 千円を追加しています。

住宅建設費の単独住宅建設費では、22 ページをお開きください。

来年度に計画する小宝島の村営住宅の増築に要する設計費 440 千円を追加しています。

消防費の非常備消防費は、損保協会から寄贈される中之島消防車の車庫及び狭隘のため、増設する平島の消防車庫を来年度に整備することを計画して、設計費 1,200 千円を追加しています。

23 ページの教育費、小学校費の小学校管理費、小学校維持補修費の備品購入費では、老朽化した諏訪之瀬島小学校の体育倉庫に替えて、コンテナ倉庫を購入する費用 528 千円を追加しています。

24 ページをお開きください。

JETプログラム事業では、過年度の報酬に誤りがあったことから、差額分 324 千円を追加しているほか、ALTの更新に伴う経費等を併せて 866 千円を追加しています。

小学校建設費のへき地教職員住宅整備事業及びへき地寄宿舍整備事業では、宝島に来年度に計画する教員住宅で 2,210 千円及びへき地寄宿舍で 3,936 千円の設計費をそれぞれ追加しているほか、口之島及び小宝島の寄宿舍に倉庫用のコンテナを設置する購入費 1,056 千円を追加しています。

中学校費の中学校教育振興費、中学校修学旅行費では、昨今の観光客低迷で、宿泊先、各施設のキャンセル料の徴収が厳格化されている状況から、悪天候により延泊となった際の宿泊施設を確保していますが、延泊分を使用しなかった場合のキャンセル料相当 502 千円を追加しています。

なお、延泊となった場合は、さらに費用を要することとなり、改めて補正することとなります。

中学校建設費では、来年度に計画する小宝島の教員住宅の設計費 1,828 千円を追加しています。

26 ページをお開きください。

社会教育費の公民館費では、諏訪之瀬島公民館の倉庫用コンテナの購入費 528 千円を追加しています。

公債費では、繰上償還に要するもので、元金 140,569 千円、利子及び補償金 8,812 千円を追加しています。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

まず 11 ページです。

6 の企画費の、諏訪之瀬島飛行場の整備事業。

使用料、賃借料で 4 万円ということは、これは民有地か私有地が一部あるという解釈でよろしいでしょうか。

それと、12 ページの 7 番の出張所費。

出張所もそうなんですけれども、台風等で停電になった場合ですね、自家発電が作動するわけなんですけれども、その際に長期した場合に、シャワーを使いたいというケースが出ると思いますけれども、全島そういうシャワーが使えるように、その電源ボイラーが作動するのかどうかの点検はされているかどうか。

それと、コロナ対策で確保されているその住宅もですね、そういう対策がとられているか。

それと、各出張所の避難所ですね。

クーラーは全て使えるように点検されているのか。

それから食事。

簡単な食事が作れるような、そういう台所等が全部、全島整備されているか、それを確認しているのか、その点について伺います。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず 1 点目です。

飛行場の賃借料につきましては、開所式に伴う式典に伴う賃借になります。

備品等、フタバさんから借りる予定にしております。

あとその出張所のシャワーっていうのは、平島はたしか併設なんですけど、併設されたのは口之

島と平島になるんですが、すみません、ここまでカバーしているのかっていうのはちょっと確認していませんでした。

ただそのクーラーとか、簡単な食事ができるだけの容量は確保していると考えています。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

コロナ対策の住宅につきましては、既に諏訪之瀬島を除く6島のほうに、エアコンを1台送付して、今取付け作業をしていただいております。

それで今回、補正のほうで、冷蔵庫それから洗濯機、電子レンジ等を、また配布していく予定にしております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

まず12ページの総務費のDX検討委員会。

これは説明を聞きますと、職員の研修等に使うんだということですが、このDX検討委員会のこの詳細について、もう少し説明を求めます。

それと、13ページのマイナンバーカードの事業が入っておりますけれども、昨日の村長の報告によりますと、現時点で55%のマイナンバーカードの普及率ということですが、今後でもですね、普及に対しての広報等も行っていくと思いますが、特に高齢者が非常に使い勝手が悪いといえますか、スマホがないとなかなか利用が出来ないという裏面もあります。

このような状況で、100%近くを目指す場合に、携帯電話の事業者とタイアップを行って、「マイナンバーを持つと、このような利便性もありますよ」と、「ポイントもつきますよ」ということを丁寧に説明をしながら、スマホの使う手順とか、そういう検討も行う必要があるのではないかと思います、その件につきましても伺いいたします。

もう1点は20ページ。

20ページのプレミアム商品券の事業ですが、これは以前も発行した経緯がありますけれども、どのような、これまでの事例を踏まえて、経済的な効果が見込めるのか。

そして使える場所は村内なのか、鹿児島でも使えるのかですね、その点までしっかりと検討を行う必要があるのかなと私はと思いますが、現時点での事業の内容について伺いいたします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

総務課のそのDX検討委員会のことについてお答えします。

まず今、国が重点的に進めている、そのデジタル化ですけど、市町村の職員というのは、得てして町村に多く見られるんですけど、うち一緒なんですけど、市のほうは職員が潤沢にいて、これは町村というのは、職員が少なくって知識も低いというので、なかなか進められないんです。

「これはどこから手をつけて良いんだろう、どういうふうに進めれば良いんだろう」というところから入ります。

それをデジタル政策室のほうで、「ああでもない、こうでもない」という暇もなく、日頃の業務に追われながら考えるんですけど、なかなかどこから手をつけていいのか、どういうふうに進めていいのかわからないところが多いのが現実です。

そういうことを研修するのと、あと、全庁的な体制でもっていかないと、各課でいろんなデジタル化っていうものは考えられます。

なので、全庁的に進めるために、ほかの全課の職員を巻き込んで、デジタル化というのを進めようということで、この研修、勉強をしながら進めていこうという経費を組んでいるところです。

具体的には、まだそこは組立ては今からになります。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

2番目にありました、マイナンバーカードの交付に係る支援の関係ですけれども、当初4月の末、6月の末だったかと思うんですけど、この時点で40%未満ということで、県のほうからいろいろと助言をいただきました。

その関係もありまして、こちらのほうも、ちょうど直近の選挙便の中で、選挙事務のほうに随行いただいた職員の皆さんのほうに、来場いただいた方々に声をかけさせていただいて、支援のほうをさせていただいて、そこから、今度は交付の申請になるんですけれども、申請がありまして、交付までに約1ヶ月ぐらい、県のほうからカードが市町村のほうに送られてきてっていう形になります。

で、このカードのほうが、市町村のほうに送られてきて、ここからがですね、結局、それぞれの個人の個人情報になりますパスワード、そういったものを決めていただいてという形になっていきまして、マイナポイントのほうは、その先っていう形になります。

議員のほう言われるような、携帯電話会社との連携というのもですね、その以降にちよっとなってくるものでありまして、今村長のほうから指示されているのは、議員が言われるように、高齢者の支援のほうを特にやらないといけないということで、今地域づくりの担当職員のほうの力を借りながら、2回目の支援サポートのほうを、まずは交付申請をしていただくっていう流れをつくりましょうという形で、今、計画を考慮させていただいているようなところでございます。

で、それを先ほど言いましたように、問題はそのカードが届いてから交付までの手続、結局は、マイナンバーカードに関するパスワード、また、その後のそのパスワード保管ですね、そういったものをちょっと考えながら進めるっていうことも同時に考えながら、この支援のほうはサポートさせていただくような形になるかと思えます。

何もしないままに、携帯会社とのほうとは連携はとれませんということはないので、そういったところでもちょっと探りを入れながら、順次、交付率のほうが高くなるように、こちらのほうも対処していきたいと考えております。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

まずこのDX検討委員会の関係ですけれども、先ほど総務課長の説明のとおりですね、大方の市町村はかなり進んでいるんです。

十島村がちょっと取り残されている感じがあるわけですし、今年4月に総務課のほうにデジタル政策室を設けたんですが、なかなか進まないということで、それであれば庁内に、全庁的に取り組めるプロジェクトを考えるべきだということで、ここに検討委員会もしくは検討会議というような形で、副村長をトップとして、各課の室長を想定した形で、まずは庁内でこのデジタルに対して取り組む体制を整えようと。

当然研修に行ったり、あるいは庁内で、まず十島村でできる、このデジタル関係はどうかということをもっと洗い出した中ですね、そして場合によっては、外部のIT関係の業者にも入ってもらおうというようなことまで踏み込むべきじゃないだろうかと考えています。

それで終わりじゃなくてですね、今度はその住民も巻き込むと。

住民には当然、これスマホにも慣れてない高齢者もたくさんいるだろうと思いますからね。

で、住民の中で、スマホに精通したような方々を推進員という形で、別枠で村としてその委嘱するということまでして、そして高齢者にもそのスマホを浸透させるというような動きまで持っていけたらと思っています。

それからこのマイナンバーの関係ですね、今担当課の努力の中で55%を交付率になっているわけなんですけれども、これは県内では、約ベスト10に入るという高い位置に示されているわけなんですけど、総務省のほうは、マイナンバーカードの普及をできるだけ伸ばして欲しいと。

そして、05年度から普通交付税にそこを反映させると。

今情報で聞いているのは、全国平均を超えないと交付率が下がると言われておりますので、村としては極力100%に近づけるために、今努力しようということで、もうしばらくしたら、今7月に職員が現地に入って普及活動したそのものがもう少し見えてくると、6割、これが上がるんじゃないかと思っています。

6割で満足するわけではありませんで、先ほど言ったとおり100に近づけるとなった場合には、このドック期間前までに、住民課長には普及率の悪いところ、これは全島だと思いますけれども、そこに地域担当職員を、うち2名、例えば1週間ぐらい現地にいて、その普及活動に進めるということまでしていければという方向で考えています。

そして、このマイナンバーカードを取得するだけが目的じゃないわけですので、このマイナンバーカードをどういう形で、行政サービスにつなげるかということは、先ほど申し上げました、その十島村のDX検討会議の中で、どういう行政サービスにつなげるかというものを、その会議の中で掘り起こしてもらおうと思っています。

例えば今国が進めようとしている「マイナ保険証」、これはもう既に、全国でも動き出していますね。

この10月からは、マイナ保険証を使って、マイナ保険証に対応できる医療機関の場合は、初診

料が、現在の健康保険証よりも安く初診料が抑えられるというメリットが出てきているわけです。

あわせて、国のほうが、そのマイナ保険証を申請すれば 1 人当たり 7500 円のポイントが入ってくるわけです。

そして交付金の振込口座を設けることによってさらに 7500 円分。

それから、ある商業施設等々に、例えばカード、物を買うカードなんかをつくれれば、さらにそこに 5000 円のポイントが入ってくるというような取組みまで、国のほうが進めようとしているわけです。

村としまして、このマイナカードを整備した場合には、独自の行政サービスを今後進めていくことになる、やっていくべきじゃないかと思います。

極論ですけれども、例えば出張所の窓口に来て、紙で今申請をしてますね、いろいろなものを。

それをこのマイナカードがあることによって、自宅から、そういうものができるような形のものにですね、していけば、場合によっては出張所の業務そのものが極限に減るという方向にもなっていくんじゃないかと思うんです。

最終的なそういう方向も目指し、もう一方では船の乗船券、あれも出張所の窓口で買うことなく、マイナンバーカードを通し、あるいはそのスマホを介して購入するというような形まで持っていったら、そういう面でも住民の行政サービスにつながるというような仕組みを今後考えていくべきじゃないかと思います。

いずれにしても、役場の窓口に来なくて済む、出張所の窓口に来なくて済む、自宅からマイナンバーカードを活用した形で申請する。

そして、あるいはそのスマホを通して申請するというようなことまで考えていくべきじゃないかと思うんです。

高齢者の人たちがどれだけこのスマホを持っているかということの調査も必要だと思っています。

「どこの家庭がスマホを持っていない」、「どこの方は、高齢者だけでも持っている」というようなことまで、この検討会議の中では当然、調査していくべきだと思っています。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

プレミアム商品券事業の関係について御説明いたします。

この事業は、物価の高騰、それから燃料等の高騰を踏まえまして、地域経済の活性化、そして生活者の支援ということを目的に実施しているものでございます。

今回の事業につきましては、1 世帯 1 万円を基準としております。

その 1 万円に対して、本土でいけば 30%、離島でいけば 40%、1 万円の場合は 4,000 円まで加算した形で、プレミアムをつけるというような事業でございます。

それで今回のやり方なんですけれども、前回は商品券という形で、例えばもう 1 万円出して、1 万 4,000 円分商品券を買って、それを使ってもらおうということだったんですけれども、ただそれだとかなかなか、その券を島の商店とか出して、またその券を商店が役場のほうに送ったりして、そういう手間もやっぱりかかってくるというようなことで、なかなか活用が十分でなかったのかなあということもござい

ます。

そういった点を踏まえまして、今回はレシート方式。

5,000 円分の台紙を 2 枚送りまして、そこに 5,000 円以上、または 1 万円以上のレシートを貼ってもらおうということで、提出してもらった後に 4,000 円の商品券をまたお渡しするというような形です。

それで使える場所については、十島村、それから鹿児島市、それから奄美市内の店舗を対象としたいと考えております。

それで、なるべく商店が、商店等がある島、そういったのが使えるような島については、できるだけ地元の地域経済を活性化するという意味からも、地元で買ってほしいというようなことはお願いをしたいと思っております。

それで実施時期については 10 月から 12 月を予定しております。

それで、一部商品券であったり、金融商品であったり、たばこであったり、あとは地方税とか国税とか、公租公課の部分なんかが使用出来ない場合もありますので、その辺はまた 9 月の広報紙のほうでお知らせをしていく予定にしております。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5 番(日高助廣君)

DX 検討委員会ですね、これはもう確かに今、国がデジタル庁を中心にデジタル化を急ピッチで行っております。

まず職員がしっかりとそういうものに慣れて、また住民を取り込んだ形式もですね、デジタル化を目指して欲しいと思っております。

またそういうマイナンバーカードも連携があります。

私も一緒に、先週やったかな、保険証を試しに申請を行いました。

出来ました。保険証が使えるようになりました。

簡単に出来ます。

ですから高齢者の皆さんにどうしたらこういうふうに、「便利ですよ」というのがですね、理解ができるかが問題だと思いますので、「ポイントもつきますよ」、「薬の台帳も中にありますよ」、それと「保険証も使えますよ」と、利便性がいっぱいありますから、そういうものを丁寧に分かりやすく広報して、また各島の出張所においてもですね、そういう啓蒙を図っていただけたらなと思っておりますので、皆さんでどうしたら普及率が上がるかというのを洗い出して、住民も取り込みながら普及活動を行ってもらえたらなと思っております。

それと商品券ですね。

前回とは若干違って、物価の高騰に応じた商品券であるようですが、40%島内での商品券が返ってくるという、経済的にも効果があるようですので、ぜひともですね、皆さんにですね、周知のほう行って、地域の経済が潤うような商品券であってほしいと思いますので、ぜひやってもらいたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

補足しますけど、マイナンバーを取得した方、あるいはその取得をこれからしようとする方については、先ほど総務課長の説明のとおり、1人1万5,000円を村のほうから現金で支援するという制度を設けようとしています。

今、他の自治体の中で、国のコロナ交付金での、交付金の中で、もうそこは現金じゃなくて、商品券で、マイナンバーの取得率を上げるために、これを国が認めて出しているわけですけども、十島村については商品券を配っても、なかなか使いづらいというようなことがありまして、今回は村民には現金。ただし、一部については、村費を持ち出します。

これは、普通交付税では今年度、若干昨年度が上がったということもありまして、年齢制限を設けた形で、一部は村費での直接現金給付で、もう一方のほうは国の交付金を活用して、同額を給付すると。

これは当然基準日を設けますので、当然、これは結果的には、来年の国が算定基準とする交付税の算定する基準日までには取得していなければ、村が今回、その現金給付というものが、全く生かされないです。村として今、住民課のほうで制度設計も進めようとしておりますけれども、基本的には2月いっぱいまでに交付した方に対して、そういう現金で交付の支援をするという形をとろうとしています。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと教えてほしいんですけど、住宅リフォーム事業なんですけど、これは、個人が将来にわたって1回だけしか出来ないのか、それとも、年度が変われば何回でも使えるのか教えてください。

それと、農林水産事業費の中に林業振興費として、「モリंगा試験栽培」というのがあるんですけど、これは私も1度ちょっと調べてくれないかっていう要望を出して調べてもらったんですけど、モリंगाっていう植物、どのような特性があって、どのような利用方法があるのか。

そして、これ試験栽培、種からってということなんですけど、どこでどういう人選をしてさせるのか。

それを詳しくお願いします。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

まずリフォーム助成事業に関してですけども、こちらのほう項目が、私が知る限り10項目ぐらいありまして、躯体の部分であるとか、いろいろとあとバリアフリーのほうも対象になっていたと記憶しております。

で、上限のほうは、各項目それぞれ20万ということで、お1人の方がこれをやろうとしたときに、そ

の 20 万の助成が到達した時点で、もう再度その項目のほうは使えないというようなことになっていたかと思います。

で、我々がし始めた当時に、1 番これ大事なのが、結局履歴を作るってことですな。

同じ方が、同じ項目の中で、例えば上限 20 万ですから、先に 10 万ほど使いましたと。

で、同じ項目また来たときには、残りの 5 万で、今度は助成をするような形を取らないといけないということで認識をさせていただいております。

ですから、一度に 20 万の助成があった場合にはその項目の中では、次の年、あるいはそれ以降はですね、それは使えないということで認識をしております。以上です。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

林業振興一般経費のモリンガの関係でございますけれども、まず、「モリンガ」というのが、原産地が北インドのほうです。

それで和名が、「ワサビの木」というものでありまして、生命力が非常に強いと。

それから成長が非常に早いというような植物でありまして、葉っぱやら枝、それから根とか花とか、全てに利用価値があるというような状況であります。

それで、抗酸化作用やらですね、免疫システムを強化するとかですね、いろんな効能があると書かれておりまして、スーパーフードと言われるようなものでございます。

活用方法としては、乾燥して粉にして、それをいろんなものに使うというような形になろうかと思います。

特徴としましては、暑さにはちょっと強いんですけれども、寒さにちょっと弱いというようなところがございます。

それで二酸化炭素を非常にたくさん吸収するということで、地球等にとっても優しいというか、二酸化炭素をかなり吸収する植物だと言われているところでございます。

それで、栽培する人選等につきましてはですね、今後、住民説明会をまた開いていきたいと思っております。

その中で、住民の皆さんに説明をした上で、興味がある方については、そこで手を挙げていってもらおうというようなことで進めていきたいと思っております。

また具体的にはですね、協議会の折に、また説明をさせていただきたいと思っております。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

住宅リフォーム、項目が違えば何回も 10 項目ある中で、10 回ぐらいは、違うあれができるってことですよね。分かりました。

それと、モリンガですけど、これ成長がすごく早いというのを本当聞いているんですけど、二、三年したら、結構 5、6 メーターぐらいまで伸びるらしい。

実際見たことないんですけど、鹿屋かどっか向こうで栽培されているって聞いたんですけど、それを乾燥させて粉にするわけですね。

そうすると、うちには本当適している作物じゃないかと思うんですね。

そのときに、じゃあそれを出来たときに、乾燥する機械とかそういうのも、先々は導入して、うちの本当に特産品になるぐらいになるようにしてほしいんです。

将来はそういう機械を導入して商品までつくってというあれで頑張してほしいと思います。

また説明会で、各島うち七つの島それぞれあって、どこに適しているかっていうのもすぐ分かると思うんですね。

その辺のあれも住民にちゃんと説明をして進めていって欲しいです。よろしくお願いします。

○議長(前田功一君)

副村長、福澤章二君。

○副村長(福澤章二君)

ただいまのモリンガの活用ですけれども、村長の行政報告でも、少し触れておられましたけれども、島の特産品関係について、企業の参入意向があるということを述べておりますけれども、村としまして、島の中でこのモリンガを栽培して、今おっしゃいましたように、モリンガは今の市場では、乾燥したものをパウダーにしたり、お茶だったりという商品化が図られておりますけれども、村の中で、乾燥、刈り取って乾燥までして、本土の企業に販売してもらおうというようなことで今調整をしているところですので、そういったことで、その事業についても、島の中、村と共同である程度の設備をつくって、十島産として出ていくというようなことを、今検討中でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず14ページ、民生費の中の高齢者一般経費の原材料費。

中之島くつろぎの里が入っていますけど、これ具体的にどういった工事に対しての予算化なのか、内容を伺いたい。

それから16ページ、新型コロナウイルスの接種事業。

4回目接種の接種対象者の拡大ということですのでけれども、これは一般の方まで広がるかたちでの接種という形で捉えていいのかなのか。

それと、また対象人数がどれぐらいいらっしゃるのか。

船便については、また特別日程を組む形になるのか、その点について伺いたい。

21ページ、港湾建設費の中の中之島港負担金280万5,000円。

先ほどの説明では、防潮堤の嵩上げ工事維持の負担金ということですのでけれども、具体的にどの地域から、現時点でその工事の計画等がもし分かっているのか伺いたい。

それから22ページ、消防費の中のAEDのトレーニング人形ということで、16万8,000円上がっていますけれども、これは具体的にどのような形で活用されるのか伺いたい。

それと、昨日もAEDのバッテリーの関係、質問がありましたけれども、島内に村のほうで設置している AEDについて、基本的には、その使用期限が来た段階でバッテリーの交換って今までしていると思うんですけれども、それまでの間で、やはり実際使用できるかどうかの電圧等の確認、そういったものが、今まで多分なされていないんじゃないかなと思うんですけれども、やはりそういった部分が必要だと思うんですが、今後、そういったことを行う必要があるかと思いますが、そこら辺の考え方について伺いたい。

それと中之島のほうに、新規で消防車のほうを寄贈を受けられるということですが、既存の消防車と同程度の能力というか、そういったものを要したものになるのかどうか、その点について伺いたい。

それと 25 ページ、文化財保護対策費の中の報償費で、御池調査となっていますけど、これ中之島の御池のことなのか、内容について伺いたい。以上です。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

まず 1 点目にありました、14 ページの社会福祉総務費の中の高齢者福祉一般経費の原材料の中に、中之島のくつろぎの里の分があると思います。

こちらのほうは、手すりの設備を付けましようということでの、原材料のほうの要求をさせていただいております。

加えて、それぞれ諏訪之瀬島及び宝島についても、施設同士、諏訪之瀬島のほうが施設同士のジョイントの部分の改修に係る原材料費の関係になります。

宝島のほうが、厨房用の水栓ですね、混合線になっております。

台所の分ですが、そういったものも設備を一応もう経過、10 年ぐらい経過していますので、ちょっと水漏れがあるということでの取替えという形になります。

続きまして、コロナの接種の 16 ページになります。

新型コロナウイルスのワクチン接種事業の増額の関係ですが、これは 4 回目のほうは、先ほど 7 月の 12、13 のほうで接種をさせていただいた後に、あれが 60 歳以上、それと 18 歳以上で基礎疾患があって医者が認めるものについての接種でしたけれども、そのあとちょっとするのが、エッセンシャルワーカー等広がりまして、医療関係者であるとか、分団長であるとか、そういった方々、今こちらのほうの委託の医療機関のほうで接種を受けさせていただいております。

それについては、やっぱり当初は、先ほど言った年代の部分と基礎疾患の方々だけでおったものですから、一応印刷費等が不足をしているということになりまして、今後また、その 4 回目のほう、新たにまた 12 歳以上だったかと思いますが、一応裾のがもっと広がっていきますので、今後また、4 回目までの特別ダイヤを組んでいましたけれども、5 回目、特別ダイヤを同じように編成する中で、皆さんのほう接種をしていただくという流れになっていくかと思っております。以上です。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

21 ページ、土木費で計上させていただいております県営事業の負担金でございますけれども、これにつきましては、現在西区の住民センター付近から新港岸壁側に進めて、今年度は行く予定でございます。

今年度は温泉の一部前面側の一部を嵩上げする予定であります。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

消防費のほうです。

AEDのトレーニング人形というのは、これまで日本赤十字から鹿児島赤十字から借りていたんですけど、なかなかその日程を調整するときに他のところと被ったりしていたんです。

で、そこまで、一回一回取りに行かないといけなかったり、それでまた返すのもいつまでにということ、船の都合で返せなかったりっていうものがありました。

なので村で二体準備して、いつでも対応できるようにということで、この予算を組んでいます。

あと AED のバッテリー関係です。

バッテリーのこの点検が必要なかっていうのは、最初、私の最初の業者からはそういう説明はなかったんですね。

なので、またこれは、再度業者に問合せて、必要があるのかっていうのを、必要性があればやりたいと考えます。

あと寄贈の消防車ですけど、やはり同じところからの寄贈になりますので、今中之島のものはたしか寄贈であったと思います。

同程度のものと思って間違いないと思います。

○議長(前田功一君)

教育長、木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

御池の調査と書いてありましたが、ここは中之島の区域になります。

寺田文化財審議委員のほうからですね、非常に希少種であるような植物があるのではないかと、いうことでしたので、その調査に向かう予定にしております。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず 14 ページのくつろぎの里の工事の材料費。

手すり設置ということで、今年の 3 月のこのくつろぎの里の運営協議会の中でも、議題として出ていた部分だと思うんですけども、一応運営協議会の中での要望としては、玄関ホールの手すり、と、くつろぎの湯のほうの浴場内の手すりを設置してほしいということで、要望としてあげているんですけども、今回のこの予算の手すり設置というのは、具体的にどの部分までカバーが来ているの

か、再度確認します。

それと、コロナウイルスのワクチン接種に関しては、今回この計上されている分で 4 回目を行うということではないということで良いんですかね。

説明的にちょっと聞いていて、そこら辺がちょっと曖昧だったんですけども、そこら辺、再度説明をお願いします。

それと、とりあえずこの 2 件、再度確認をしたいので、答弁をお願いします。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

まず、くつろぎの里の手すりの原材料費に関してですけれども、一応、原材料費だけですので一応この対象のほうは、設置にかかる工賃とか、そういったのは含まれておりません。

で、今考えているのは、議員がおっしゃるように、ちょうどエントランスのところの部分と、浴室の部分ということで御理解いただけたらと思います。

もう一つ、そのコロナの今回補正のほうで上げさせていただいている接種事業に関しての部分は、今回 4 回まで、結局この議会までにちょっと、その通知のほうが、ちょっとぎりぎりになってきているものですから、これまで、あるいは今実施している分についての不足を計上させていただいておりまして、この特別ダイヤで 5 回目組みますよという部分については、これに含まれてないということで御理解ください。

○議長(前田功一君)

審議途中でありますが、これよりしばらく休憩いたします。

11 時 10 分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、土岐純郎君。

○1番(土岐純郎君)

17 ページの小宝島生ごみ処理機、宝島焼却炉の修繕費ってあるんですけども、この何年ぐらいで壊れて修繕をするのか。

中之島の場合はまだ 2 年なので不具合が出ていないんですけど、何年ぐらい使って、どこが壊れて、これから我々がやっていくのにどういうところを気をつけてやったらいいのか、ちょっと分かれば教えていただきたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

まず、小宝島の生ごみ処理機ですけれども、整備のほうは、平成の 11 年ぐらいだと認識しております。

今先ほど付けているのは今更新を図っているところがありまして、1 層式だと思いますけれども、この部分については、2 層式でずっとやっております。

で、一つはいろいろと不具合の原因としましては、やっぱり、注意喚起を住民の方々にさせていただいているんですけれども、金属物が金属片、スプーンやらフォークも含めてですね、入っていたりしまして、それが、この攪拌機の部分に入っていて、そこで、その負荷をかけてしまうと、あと練り物ですね。

結局、生ごみを入れる中で、あまりにも水分が多くなると、粘土状になってしまってますね、それも、やはり攪拌について、負荷をかけてしまうというのがあります。

で、小宝島のほうにつきましては、もうこれは電気系統のほうのエラーがありまして、そのちょっともう部品が製造中止になっているようなところがあります。

で、今現在、こちらのほうも、二層先ほどあると言いましたけれども、一層は何とか地元のほうで修理が出来ましたけれども、もう一方のほうは、その修理がちょっと出来ずに、こちらのほうも一応修理をさせていただいているようなところでして、先ほど言ったように小宝島に関してはもう整備が 11 年で、ちょうど更新の時期に来ているものですから、一応対象とはさせていただいております。

で、生ごみの整備メンテナンスについて言うと、やはり取扱説明書のほうのマニュアルに沿って、使っていただくということと、あと、異物の混入の防止、それと先ほど言った、生ごみの水分量の調整ですね、これは、おがくずのほうで調整をしたり、あと、その発酵、菌の発酵分があるんですけれども、それをうまく活用しながら、そこ発酵を進めていくというような形になっていくか、地域によっては、ネズミの害で電線を破られたりしますので、そういった形でこの建屋の中の整理整頓、そういったものが必要になってくるかと思えます。

またほかに、いろんな諸事情があるので、不可抗力的なものもあるのではないかなと思うんですけれども、生ごみ処理機については、以上のことが注意するところじゃないかなと考えております。

宝島の焼却炉につきましても、これ更新からも、3 年か 4 年ぐらい経っておりまして、こちらのほうも、一応、電気系統になるかなと思うんですけれども、火を炉内のほうでうまく燃やすために、空気を取り込むところになってきます。

これは、結局扇風機みたいなもので外付で二つほどあるんですけれども、その分がやっぱり塩害であるとか、特に宝島のほうも海辺の近くにちょっとございまして、その塩害のほうも影響がちょっとあるのかなという認識でございます。

で、同じように他の地域も、やはり海辺にあたりまして、こちらのほうも、その都度その都度、耐熱の塗料を塗るとか、防錆びの塗料を塗るとかっていう形でですね、整備を年次的にやっていくのが良いんじゃないかとは考えておりますけれども、実際にファンにつきましては、あるいはバーナーに

つきましては、そういった使っていなかったり塩害等による錆のほうで、ちょっと全くこれは機能してないなというのちょっと見られるような状態でありまして、今担当のほうとも整備状況のほうをちょっと確認しながら、順次、修繕をしていくというような形ですね、計画、洗い出しのほうをさせていただいているような状況です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 1、議案第 77 号、令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、議案第 77 号、令和 4 年度十島村一般会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 2 議案第 78 号 令和 4 年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(前田功一君)

日程第 2、議案第 78 号、令和 4 年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

説明をさせていただきます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、フォークリフトの売却収益の計上及び歳出増加に伴う県補助金の調整をするもので、歳出は、フェリーとしま 2 の 5 年に 1 度、昨日の議案でも少し触れましたけれども、5 年に 1 度の定期検査に伴う各種検査点検、修繕の増加に伴うドック費用や、船内空気清浄機のフィルター交換などについて補正をお願いするものでございます。

議案書の第 1 条に記載のとおり、歳入歳出それぞれを 76,616 千円 増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,417,476 千円とするものでございます。

4 ページをお開きください。

営業外収益・営業外収益雑収入は、昨年度末、小宝島のフォークリフトを更新したことに伴い、更新前の 6 トンフォークリフトをせり売りしたことから、落札額 1,100 千円を計上しております。

県支出金・県補助金・離島航路県補助金は、先ほど申し上げましたように、歳入の財源の調整として、75,486 千円を増額しております。

繰入金・他会計繰入金・その他一般会計繰入金は、船員の児童手当分として、30 千円を増額しております。

歳出を説明いたします。

5 ページをご覧ください。

運航費用・船費・船員手当は、歳入で説明したとおりでございます。

船舶消耗品費は、フェリーとしま 2 船内に整備した空気清浄機 35 台分のフィルター交換費用として、1,706 千円を増額しております。

船舶修繕費では、令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事について、船舶安全法に基づく 5 年に 1 回の定期検査のための費用を計上しており、これに伴いまして、各種検査、点検や修繕の為、例年より大幅にドック費用が増加したため、必要額 77,520 千円を増額しております。

主な内容としては、エンジン関係の電子制御盤全般の点検調整、発電機関係の部品交換、パウスラスタの点検修繕などとなっております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、議案 78 号、令和 4 年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 2、議案第 78 号令和 4 年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 3 議案第 79 号 令和 4 年度十島村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(前田功一君)

日程第 3、議案第 79 号、令和 4 年度十島村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは、議案第 79 号の十島村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について御説明いたします。

今回の補正の内容は、令和 3 年分の所得確定に伴う介護保険料の本賦課及び前年度の介護給付費国庫・県負担金、地域支援事業交付金、支払基金交付金の確定に伴う超過交付金の還付及び令和 3 年度決算にともなう剰余金の介護給付費準備基金積立が補正要因になります。

歳入歳出ともに、8,963 千円を増額し、歳入歳出とも総額 79,211 千円とするものです。

当初比で 12.8 パーセントの増になります。

2 ページ及び 3 ページに、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額と歳入歳出補正予算の事項別明細書を表記いたします。

まず 4 ページをご覧ください。

まず、歳入から詳細をご説明いたします。

保険料は、317 千円を増額計上しております。これは、第1号被保険者保険料分になります。
いずれも、令和3年分所得額の確定に係る本賦課による修正になります。

次に、繰越金になります。

繰越金は 8,646 千円を計上いたします。

令和3年度決算の剰余金額を本年度予算に繰り入れるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

基金積立金の 2,536 千円と諸支出金の 6,427 千円を計上いたします。

基金積立金は、令和3年度の繰越金を財源としまして 2,536 千円を介護給付費準備基金積立金に積み立てを予定しています。

諸支出金は、償還金になります。

その内訳は、国庫並びに県費及び支払基金交付金の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金で、いずれも令和3年度の超過交付による精算還付金になります。

こちらのほうが 642 万 7,000 円を計上いたします。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第79号、令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって日程第3、議案第79号、令和4年度十島村介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 4 議案第 80 号 令和 4 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)

○議長(前田功一君)

日程第 4、議案第 80 号、令和 4 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

今回の補正の主な内容でございますけれども、歳入は、起債適用となる補正予算の事業要求に伴うものと、修繕費等の増加に伴いまして、一般会計からの繰入れをさせていただくもので、歳出は、施設台帳整備について、予算費目の増額補正をお願いするほか、公営企業会計への移行のための準備を進める業務委託に必要な費用等について補正をお願いするものでございます。

第 1 条に記載のとおり、歳入歳出それぞれを 23,202 千円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 177,444 千円とするものです。

3 ページをお開きください。

第 2 表で地方債を補正前 28,500 千円から 13,200 千円増額し、41,700 千円としております。この理由は、後ほど説明します。

5 ページをお開きください。

繰入金・一般会計繰入金の 10,002 千円の増額は、今回補正予算の歳出額から、地方債を差し引いた不足額を一般会計より繰入するものです。

6 ページ歳出を説明します。

営業費用・建設維持費・一般管理費について、右側説明欄を御覧ください。

その他委託料で、マッピングシステム(施設台帳)委託料と、公営企業法適用委託料の 2 つの委託料の計上をしており、その下では使用料及び賃借料で、マッピングシステム(施設台帳)委託料を 4,308 千円減額しております。

まず、マッピングシステム(施設台帳)委託料の件について少し説明させていただきます。

マッピングシステム(施設台帳)委託料につきましては、水道法の一部を改正する法律において、水道施設の台帳を作成・保管することが義務付けされましたことから、今年度当初予算におきまして、施設台帳整備と、マッピングシステム(施設台帳)整備と機器や保守料を含めまして、4 年間のリース契約をすることとしまして、今年度支払予定の額 4,308 千円を使用料及び賃借料として予算計上しておりましたけれども、台帳運用を来年度から開始することとしたため、見直しを行いまして、システム機器や保守料の等使用料は来年度より予算計上することとし、今年度は、年度内に終了するマッピングシステム(施設台帳)整備費のみを委託料として計上しなおしている

ものでございます。

次に、公営企業法適用移行委託業務は、令和5年度までに公営企業会計への移行が必要とされており、令和6年4月より、公営企業法の適用となることから、移行準備を進めるための支援業務の委託料を計上させて頂いています。

公営企業会計へ移行が必要とされている理由ですけれども、著しい人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大の他、国・地方を通じた厳しい財政状況に伴いまして、将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が理由とされております。

本議会で公営企業会計へ移行する場合の村の取組について、いくつか説明させて頂きますと、現在の官庁会計いわゆる「単式簿記」から、企業会計「複式簿記」へ移行しなければならないとなっております。

その他、固定資産台帳の整備や、条例・施行規則の制定、会計システムの整備、税務署へ消費税の新設法人に該当する旨の届出等や、この会計を実施するための職員研修が今後必要となる予定です。

詳細については、この支援業務の発注を行い、今後進捗状況を見ながら説明をさせて頂くことを予定します。

委託料 25,760 千円の内訳は、只今説明しましたマッピングシステム(施設台帳)整備にかかる委託料 12,540 千円と公営企業法適用移行委託業務 13,220 千円の合計でございます。

続いて、維持管理費では、修繕料として、宝島の受水槽送水ポンプ1基の修繕費の他、行政報告で触れました、悪石島の滅菌ポンプ1基の修繕費を合わせた 1,400 千円の他、口之島水源地の管理用道路の工事材料費 350 千円を計上しているものでございます。

5 ページに戻っていただきまして、村債の、簡易水道事業債と辺地対策事業債でございますけれども、令和6年度より公営企業会計を適用開始した場合、地方財政交付税措置を受けられることから、公営企業法適用移行委託業務 13,220 千円について、それぞれ 6,600 千円を計上しているものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

このマッピングシステムの件ですけれども、その中にはその、今問題になっていますその配管、本管がどこを通過して、あと各家庭に行っているパイプですね、そういうのも完了して、悪石島、平島で今後やる中之島等は図面が上がってくるわけですが、そういうのも反映されていくという考え方が、これにマッチングしていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

4 番議員がおっしゃられたように、そのようなものになります。

ただ、台帳整備がこの場所にきちんと入っているとかではなくて、この経路を通っていますということで、今はもう舗装の中に入ったりとかしているものですから、しっかりしたもう全くずれない位置を探すわけではなくて、道路上のここに入っていると、あと止水弁はここにありますがというような物をするものがマッピングになります。

施設台帳、同じ契約の中なんですけれども、施設台帳は、配水地だったりポンプの数だったりを含ませてしていく作業になります。以上です。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

公営企業法の適用が 6 年度から始まるということでありますけれども、従来のこの会計方式が変わるということでよろしいですか。

そういう住民におきましては、従来どおりの料金を払うということで、会計のシステムが変わって、国の補助が受けやすくなるということでよろしいですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

利用者の皆様の支払い体系とかに特に大きな変わりは、具体的な部分は出てこないことを予想しております。

先ほど 5 番議員が言われましたように、うちの会計が分かれて、今特別会計から別な会計になっていくようなことになります。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 80 号、令和 4 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 80 号、令和 4 年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 5 議案第 81 号 令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計 補正予算(第 2 号)

○議長(前田功一君)

日程第 5、議案第 81 号、令和 4 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは議案第 81 号の説明をさせていただきます。

今回、歳入歳出ともに、1,593 千円の増額計上いたします。

ともに補正後の額 194,813 千円となり、現計予算比 0.82%の増になります。

3 ページをお開きください。

県支出金・県補助金・衛生費県補助金で 1,062 千円を計上いたします。

これは、鹿児島県医療施設運営費等補助金交付要綱に基づき、管内診療所運営に要する補助金になりますが、今回補正の歳出対象経費に率を乗じた額を計上いたしております。

繰入金、一般会計繰入金は、531 千円を計上いたします。

これも、今回の歳出補正に係る、一般会計からの繰入額を算定しての計上によるものです。

5 ページになります。

歳出の診療所費・診療所事業費は、1,593 千円を計上いたします。

内訳としまして、需用費で 824 千円、これは、複数診療所のAEDのバッテリー及びパッド交換時期によるほか、中之島診療所待合所エアコンの新替えや自動分包機修繕を図るものです。

使用料及び賃借料で 169 千円、これは宝島へき地診療所用の軽バンタイプの公用車リース料の半年分を計上いたします。

続きまして、備品購入費としまして 600 千円を計上いたしております。

各診療所用の充電式掃除機と小児用のパルスオキシメータ 7 個を整備するための形状になります。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

○7 番(坂元勇君)

はい先日、悪石島で大きな落雷がありまして、それに伴って停電も発生したわけですが、そのときに、うちの電化製品が一部やられまして、それは火災保険の中に、落雷も適用という項目があったために保障されたわけですが、診療所の電化製品も、そのときに壊れたっていうのを聞いております。

診療所にはそういった、何か保険のようなものは入っているのか。

あと診療所のエアコンの室内機からかなり水漏れがあるという情報は入っているのかどうか伺います。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

はい、先だっの落雷による部分で、悪石の診療所のほう待合所のテレビ、それと PC です、こちらのほうにちょっと異常が見られるということで伺っております。

またエアコンについても、水濡れの情報は来ております。

エアコン自体は、昨年か一昨年、整備をさせていただいた新しいものなんですけれども、以前よりちょっと見られるということでですね、ちょっと対応のほう、まだ私のほうもさせていただいていないようなところなんです。

あと、保障につきましては、備品といったものが、全て総務課のほうで加入しております保険の中に入っているかどうかというのが、正直、今の時点で資料がないものですから、今後、調査をさせていただいて、また報告をさせていただけたらと思います。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3 番(田中秀治君)

ちょっと教えてほしいんだけど、備品購入の中に、パルスオキシメーターってあるんですけど、これどういう用途に使う器具なんですか。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

パルスオキシメーターというのは、血液中の酸素濃度をはかる機械になります。

成人用はですね、診療所幾つか所持をしているんですけど、今回コロナの関係で、ちょっと小児用が無いねというのが分かりまして、それで今回、小児用を整備をする関係で計上をさせていただいております。

血中酸素濃度計と言っただけたらと思います。お願いします。

○議長(前田功一君)

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

今出ました、エアコンの水漏れというのは、これは故障というよりも、設置のなんか傾きが狂っているだけじゃないですか。

エアコンは水が出るっていうのは当たり前の状況で、その水がホースを伝わって、ちゃんと外に出ていくという、ただこれをちょっとこう逆に傾けると、流れないであふれて水漏れをするということで、単なる設置の問題で、事故でも何でも無いような気がするんですけど。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

この事象については、LINE のほうで症状を現業のほうから送っていただいて、画像の確認をさせていただいているんですけど、実際にこちらのほうで指示あるいは対応をですね、まだ来ていないところです。

ひとつ、この機会に良い案をいただきましたので、その分をまた現業のほうには早束手筈を取って出張所を通じてですね、対応させていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 5、議案第 81 号、令和 4 年度、十島村へき地診療所運営事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 5、議案第 81 号、令和 4 年度、十島村へき地診療助運営事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより昼食のため休憩いたします。

午後 1 時にお集まりください。

昼食

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 6 認定第 1 号 令和 3 年度十島村一般会計決算の認定

日程第 7 認定第 2 号 令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計決算の認定

日程第 8 認定第 3 号 令和 3 年度十島村船舶交通特別会計決算の認定

日程第 9 認定第 4 号 令和 3 年度十島村介護保険特別会計決算の認定

日程第 10 認定第 5 号 令和 3 年度十島村簡易水道特別会計決算の認定

日程第 11 認定第 6 号 令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計決算の認定

日程第 12 認定第 7 号 令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計

決算の認定

○議長(前田功一君)

お諮りします。

日程第 6、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 7 件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第 6、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、7 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

それでは令和 3 年度決算につきまして説明をいたしたいと思います。

認定におきましては、一般会計並びに特別会計の 6 会計の 7 会計となります。

資料上におきましては、決算書及び監査意見書、それから令和 3 年度一般会計特別会計の資料、並びに令和 3 年度主要施策の成果に関する調書、令和 3 年度の地方財政状況調査研修調書及び財政状況資料というもののの中で、参考にしていただければと思います。

御承知のとおり、令和 3 年度におきましても、コロナ禍 2 年目ということで、相対的に村の事業としては、対面的な事業が出来なかったと言えるということになろうかと思います。

そういうこともありまして、村が一番目指そうとしている人口問題、これが前年度よりも減少してきたというようなものがいえているんじゃないかと思っております。

この対面での各種事業が出来なかったというのは、村内に外からの来島者の受入れを、「駄目だ」というようなことが、大きく影響したかと思っております。

そういう中で一般会計につきましては、前年度比で約 1 億 7,000 万程度の増額の決算となっております。

これは、御承知のとおり、村の光回線ケーブル、ブロードバンド整備が大きく影響したというものになっています。

それから特別会計の中で、大きくまた費用が増えたと言えますのが船舶会計の関係でありまして、船舶関係につきましては、平成 30 年度に新しい船をつくったと。

それが、起債の元金償還が、この年度からも始まったというものが大きく影響したというものと、燃料費の高騰というものが大きく影響したということにもなろうかと思えます。

それから、水道会計で 2 億 5,000 万程度増えたというものは、小宝島の淡水化施設の全面改修というようなものが、今回この 3 年度の会計の中で大きく影響したのかなと思っております。

それから、計数的な財政的な計数関係につきましては、普通交付税が対前年度比で大きく伸びたということもありまして、村が 1 番気にしております公債費の比率、実質公債比率が、前年度よりも減少したというものと、それから交付税が増えたということでの起因の中で、積立金が若干前年度よりも増えるというようなものが、今回の決算に表れているんじゃないかと思えます。

ただ、いずれにしても、これまで申し上げております通り、村の財政というものは、約 1 割の自主財源ということで、他力本願的な財政運営というものは、この 3 年度においても変わっていないというような状況になっております。

そういう中で、一番懸念するというものは、財政基盤の弱い中で、収入未済が増えてしまったと。村税、特に村税の中で、これまでよりもかなり額の大きい収入未済が増えたということは、これは大いに反省すべき項目ではなかったらいいと思います。

それから、水道会計並びに国保会計での保険税、あるいは使用料というものにつきましては、以前 6 月でも説明のとおり、100%収納ということで、ここは担当課長並びに担当職員の評価ということで認められればいいんじゃないかと思っています。

いずれにしても、私どものところにつきましては、国の財政事情によって、その年度の決算に大きく影響するというものは、これまでも、あとこれからそういう状況を続けていくんじゃないだろうかと考えています。

細かい内容につきましては、それぞれ所管します担当課長のほうから説明させます。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

それでは、一般会計の決算の概要について説明します。

令和 3 年度一般会計、特別会計、決算資料、これになります。

この 7 ページをお開きください。

まず、歳入歳出の総額は、いずれも前年度の決算額と比較して、3 年連続の増加で、それぞれ、歳入は前年度比 173,819,378 円増の 5,951,360,931 円で、歳出は、前年度比 174,005,301 円増の 5,822,300,287 円となりました。

前年度から繰り越したブロードバンドに係る事業費、補助港湾建設費及び消防施設整備事業が大きく影響しています。

8 ページをお開きください。

形式収支は、前年度比 185,923 円減の 129,060,644 円で、うち翌年度に繰り越すべき財源は、前年度比 3,783,000 円増の 63,168,000 円で、実質収支は、前年度比 3,968,923 円減の 65,892,644 円となりました。

次に、9 ページから歳入の概要について説明します。

繰越事業に伴い、国庫支出金が微増、村債は、前年度比 2 億 8600 万円増の 10 億 7700 万円余りの決算額となっています。

地方交付税は、国の補正予算に伴う 12 月の普通交付税の追加交付及び特別交付税が 2 年連続 3 億円を超える交付額となったことから、前年度より 2 億円を超える増額となっています。

下のグラフは、自主財源の比率の推移を表していますが、前年度からすると 4 ポイントの減少で、自主財源の占める割合は約 1 割となります。

10 ページをお開きください。

表は、款別の歳入決算額です。

費目の増減について、主なものを説明します。

表の下から、まず繰入金は 285,450,000 円で、前年度比 215,908,755 円の大幅減となりまし

た。

これは、前年度に地方債の繰り上げ償還の財源として繰り入れた減債基金で、前年度比 1 億 7 千万円を超える減少となったことが大きく影響しています。

11 ページの繰越金及び地方消費税は、ほぼ前年度並みとなっていますが、④の県支出金は、292,728,247 円で、前年度と比べますと 1 億 2341 万円以上の大幅減となっています。

特に、特定離島ふるさとおこし推進事業で、令和 4 年度に繰越している事業等も影響して、前年度と比較して 4 事業、155,144,000 円減の、19 事業で 181,984,000 円となっていることが影響しています。

12 ページを開きください。

国庫支出金は 2,138,388,202 円で、前年度と比較しますと 17,591,388 円の微増となっています。

特に、明許繰越の高度無線環境整備推進事業の国庫補助金で 7 億円を超えるもので、この事業で国庫支出金の 3 割以上を占めています。

13 ページの地方債は 1,077,315,000 円で、前年度比 285,998,000 円の大幅増となりました。

特に、明許繰越を含む過疎債のうち、ブロードバンド関連の 3 事業で、地方債の 5 割を超える 579,200,000 円の借入が大きく影響しています。

14 ページをお開きください。

地方交付税は 1,789,031,000 円で、前年度と比較しますと 206,374,000 円の大幅増となっています。

このうち、普通交付税は 1,469,797,000 円で、前年度比 188,082,000 円の増となりました。

普通交付税の需要費の算定において、個別算定経費の増加、新たに創設された地域デジタル社会推進費で 27,934,000 円の追加に加えて、公債費で 8 千万円弱の増加があったほか、国の補正に伴う再算定で 12 月に追加交付があったことが影響しています。

特別交付税は 319,234,000 円で、前年度比 18,292,000 円の増となっています。

結果、普通交付税は 3 年連続、特別交付税は 2 年連続の増加となります。

15 ページの地方税(村税)は、83,024,379 円で、前年度と比較しますと 259,636 円の微減となりました。

うち、村民税は 33,238,013 円で、前年度比 246,900 円の微増となっています。

これは、村民税が増加した一方、法人税が減少したことが影響しています。

ほか、固定資産税は、償却資産の減少が影響して、前年度比 1,449,500 円が減少しましたが、たばこ税は、税率の改正が影響して、前年度比 925,464 円増加しています。

次に、歳出の概要について説明します。

歳出決算額は、3 年連続の増加で、前年度比 174,005,301 円増の 5,822,300,287 円となりました。

16 ページをお開きください。

目的別の歳出です。

増減の大きかったものを説明します。

総務費の決算額は 2,341,160,296 円で、前年度と比較しますと 270,292,114 円の大幅増となりました。

これは、先ほど来の高度無線環境整備推進事業で、前年度より 8 億円を超える増加があったことが大きく影響しています。

民生費は 259,153,521 円で、前年度比 3,355 万円以上の減となりました。

これは、前年度の特別定額給付金事業の事業費で 7,500 万円を超える分が減少したことが影響しています。

農林水産業費は 284,203,419 円で、前年度比 139,529,049 円の大幅減となりました。

これは、特定離島を活用した生活改善施設及び水産物加工施設並びに離島活性化交付金を活用した水産施設の完了に伴う事業費で 1 億 6 千万円を超える分が減少となっていることが影響しています。

商工費は 129,572,251 円で、前年度比 5,000 万円を超える大幅増となりました。

これは、「ななしま2」が定期検査で工事費が増加したほか、特定離島並びに地域振興事業を活用して建設した大型洗濯施設及び研修交流施設の整備費の事業費が影響しています。

消防費は 236,294,065 円で、前年度比 1 億 5,700 万円以上の大幅増となりました。

これは、離島活性化交付金を活用した消防防災施設で 1 億 7 千万円を超える事業費が影響しています。

災害復旧費は、396,402,206 円で、前年度比 72,517,088 円の増となりました。

これは、過年度分を含む道路災害復旧で 6 千万円を超える事業費が影響しています。

18 ページをお開きください。

地方財政状況調査による性質別の分類で、前年度と比較をしています。

性質別の分類では、義務的経費は、前年度比 182,497 千円の減、投資的経費は、前年度比 222,205 千円の増、その他経費は、前年度比 134,297 千円の増となっています。

19 ページの人件費は 464,819 千円で、前年度比 9,527 千円の増となりました。

これは、職員の増員等に伴う職員給で、前年度比 11,904 千円の増が影響しています。

20 ページをお開きください。

普通建設事業費は 3,050,147 千円で、前年度比 149,686 千円の増となりました。

うち、補助事業は全体のおおよそ 8 割にあたる 2,415,216 千円で、特に高度無線環境整備推進事業の大幅な増加が影響して、前年度比 27,408 千円の増となっています。

単独事業は 620,631 千円で、特にブロードバンド整備事業で 6 千 9 百万円、特定離島港湾監視カメラ整備で 4 千 730 万円の事業費が影響して、前年度比 114,931 千円の増となっています。

22 ページをお開きください。

物件費は 544,241 千円で、前年度比 48,578 千円の増となりました。

特に、新型コロナウイルス感染対策事業の備品購入費及び離島活性化交付金事業を活用

した山海留学で、それぞれ1千万円を超える増加があったことが影響しています。

23 ページの補助費は 214,339 千円で、前年度比 61,229 千円の大幅減となりました。

これは、前年度に新型コロナウイルス感染症対策で行われた特別定額給付金事業で 6 千 7 百万円を超える分が減少したことが影響しています。

積立金は、一定の財源を確保できたことから、前年度比 54,292 千円増の 426,627 千円となりました。

24 ページをお開きください。

上のグラフは、積立金の推移です。

ここ 3 年は増加傾向にあります。

次の表は主要基金の残高の推移で、下のグラフは基金残高の推移です。

6 年ぶりに増加しています。

前年度末と比較すると、175,177 千円増加して、4 年ぶりに残高が 26 億円台に回復しています。

25 ページの公債費は 412,710 千円で、前年度比 217,447 千円の減となっています。

これは、前年度に行った繰り上げ償還が影響しているもので、繰上償還に要した分を除きますと、前年度比、21,882 千円の減となります。

26 ページをお開きください。

上のグラフは、実質公債費比率の推移です。

令和 3 年度決算では、繰り上げ償還も影響して、前年度比 7.6 ポイント改善の 1.5%となっています。

次に、下の表は村債の残高です。

27 ページのグラフのとおり、村債残高は 3 年連続の増加で、3 年前と比較しますと 16 億円以上が増加していることとなります。

結果、今後数年間は、公債費及び実質公債費比率が上昇することとなるため、予算においては、繰上償還を計画しています。以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

それでは、認定第 2 号の令和 3 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の御説明をさせていただきます。

まず資料の 31 ページをご覧ください。

このページには、平成 29 年度から令和 3 年度までの歳入歳出それぞれの決算規模を棒グラフで表しております。

令和 3 年度の収支は、収支額は歳入額で、1 億 4,647 万 1,571 円歳出額で 1 億 3,715 万 8,177 円で、ともに前年度と比較して増加しております。

33 ページをお開きください。

その収支差額は、9,013,394 円で翌年度へ繰越します。

歳入の特徴としましては、前年度と比較しますと、18,457,213 円(14.5%)の増で、146,171,571 円となっております。

増となった主な要因は、職員等の給与等の人件費や保健事業拡充に伴う一般会計からの繰入の増が要因となります。

続きまして 34 ページをご覧ください。

歳入の主な増減を説明いたします。

(1)の国民健康保険税ですけれども、前年度比で 628,360 円の増となっており、20,632,860 円になります。3.1%の増になります。

一般被保険者国民保険税のうち、医療給付分及び後期高齢者支援金分が増額され、介護給付分のみが減額しております。

賦課被保険者数が、前年度より 7 名増加しておりまして、40 歳未満の加入が増えていることが推測されます。

続きまして、36 ページをご覧ください。

県の補助金でございます。108,935,003 円です。

前年度比で 11,314,912 円、11.6%の増になります。

うち特別交付金は 18,831,000 円で、前年度比 1,682,000(9.8%)の増になります。

これは保健事業の拡充によります。

なお、この中には、国保税徴収率 100%のインセンティブも含まれております。

普通交付金は 90,104,003 円です。

前年度比 9,632,912 円(12.0%)の増になります。

医療費の増が要因しております。

続きまして 37 ページをご覧ください。

繰入金のほうになります。

一般会計繰入金のほうで 15,798,136 円で、前年度比で 6,730,345 円の増となっております。

パーセンテージにしますと 74.2%の増となります。

保険基盤安定繰入金などの法定内繰入れになりますが、出産育児一時金等繰入及び財政安定化支援事業繰入金は減になります。

その他一般会計繰入金が 11,208,825 円で、8,206,448 円の増になります。

人件費と保健事業の拡充による補助対象外経費分を繰り入れて約 3 倍増になっております。

38 ページをご覧ください。

歳出の特徴を説明いたします。

歳出決算額は 137,158,177 円になりまして、前年度比で 9,443,819 円の増になります。

歳出の主な増減を説明しますと、総務費は 11,370,588 円で、前年度比 58.2%増の 4,185,010 円です。

大きな要因は一般管理費が、10,798,710 円で、前年度比 4,224,391 円(64.3%)の増です。

大きな要因は、人事異動にともなう人件費の増額になりまして、運営協議会費は、前年度比 43,110 円減の 76,730 円になります。

これは運営協議会を年 2 回実施をいたしますけれども、テレビ会議を併用したことによる旅費の減額になっております。

39 ページをご覧ください。

保険給付費になります。

歳出総額 88,143,512 円で、前年度比 7,329,110 円で 9.1%の増になります。

保険給付費は、大きく①療養諸費、②高額療養費、③出産育児諸費、④葬祭費で構成していますが、特に療養給付費を含む療養諸費と高額療養費は、前年度より増額しています。

療養諸費は 43,078,972 円、前年度比で 9.2%増の 6,183,216 円の増となっております。

高額療養費は 14,544,330 円、19.0%の増となっております。

41 ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金について説明いたします。

これは、県の算定通知を受けて支出するものですが、歳出額 26,055,003 円で、前年度比で 23.3%の減 7,917,761 円の減となっております。

医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分ともに減額をしております。

42 ページをご覧ください。

保健事業費の支出は 5,419,276 円で、前年度比 924,878 円の増となっております。

大きく特定健康診査等事業費と保健事業費になりますが、ともに増額になります。

特に保健事業は、事業の拡充や花木植栽事業によるものです。

43 ページをご覧ください。

基金積立金になりますけれども、こちらのほうは 1,315,000 円を積立っております。

諸支出金のほうですが、3,027,140 円を支出しています。

前年度比で 1,779,924 円(142.7%)の増となっております。

保険給付費等交付金償還金の支出額 2,922,240 円が大きな要因となっております。

これは、令和 2 年度の保険給付費等交付金の超過交付分の精算による返還になります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

認定第 3 号、令和 3 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

資料の 47 ページをお開き下さい。

項目 1 の「決算規模」を御覧ください。

歳入では、前年度比 240,671,010 円(23.3%増)の 1,275,157,426 円、歳出では前年度比 264,564,589 円(28.7%増)の 1,187,685,492 円となっており、前年度と比較し増加しています。

枠内に示しております内容は次ページ以降で説明します。

48 ページ項目 2「決算収支」を御覧ください。

形式収支では前年比 23,893,579 円、率にして 21.5%減の 87,471,934 円で、うち翌年度に繰越すべき財源は、宝島荷役車両購入の予算 3,096,000 円で、実質収支は前年度比 26,989,579 円減、率にして 24.2%減 84,375,934 円となっています。

項目 3「歳入の特徴」を御覧ください。

ここでは、歳入に係るものの中から特徴的な 4 項目を挙げております。

①から③のそれぞれの項目の右側の前年度比の増減率が大幅な増減となっていますけれども、①県支出金の増加や、③繰越金の減少は、いずれも令和 2 年度航路補助に伴う調整によるもので、④の国庫支出金の減少についても同様です。②の繰入金につきましては、過疎対策事業債に係るものです。

49 ページをお開きください。

上段の表 2 は、年度別款別歳入額の表で、中段の項目 4「歳入の主な増減」以降で、款別の主な増減を説明します。

①運航収益は 316,807,548 円で、前年度比 13,817,603 円となっています。これは、貨物・自動車運賃収入の増加に伴うものです。50 ページをお開き下さい。

図4は、運航収益の推移を示しており、表4は、旅客・手荷物・小荷物・貨物・自動車の輸送量を示しています。

51 ページ ②国庫支出金からは、いずれも航路補助にかかる調整に関係するものになります。

①国庫支出金は、434,987,074 円で、前年比 20,294,431 円の減となっています。

これは、前ページ図4に示しているように、令和2年に比較し令和3年度の収益が延び、自主財源が増加したことに伴い、国庫支出金が減少したものです。

③県支出金は、298,455,002 円で、前年度比 208,543,080 円の大幅な増となっています。

これは、船舶建造費過疎債償還が開始されたことや、燃料費の高騰等によるものです。

52 ページをお開き下さい。

①繰入金は、96,933,775 円で、前年度比 93,334,809 円の大幅な増となっています。

これは、船舶建造の借入財源の過疎対策事業債の償還金に対する、交付税措置対象分等になります。

⑤繰越金は、111,365,513 円で、前年度比 52,804,682 円の減となっております。

これは、令和 2 年度までの繰越金が増加傾向となっていたため、航路補助金の調整による減少となっています。

53 ページから歳出を説明します。

項目 5「歳入の特徴」では、表 9 の中から、前年度費で増減額の大きい順に、営業費用にかかる元金の増加、運航費用にかかる燃料潤滑油費の増加、航路付属施設費の増加の 3 項目を挙げております。

③の航路付属施設の増加に伴うものは、宝島ランプウェイ敷鉄板及び小宝島フォークリフトの

更新等によるもので、そのほかの元金の増加と、燃料潤滑油費の増加について説明します。

55 ページ「②燃料潤滑油費」を御覧ください。

決算額は、380,677,766 円で、前年度比 113,143,609 円(42.3%増)となっています。

これは、新型コロナウイルスワクチンの世界的な普及・接種による経済活動の再開や、ロシア・ウクライナの戦争等による燃料費の高騰等に伴うものでございます。

ページ下の表 12 のとおり、4 月、年度当初より単価が高騰している状況です。

続いて、56 ページ④の「元金、利子の項目」を御覧ください。

決算額は、264,835,164 円(95.9%)増となっており、フェリーとしま2建造時に借り入れた地方債の償還額でございます。

地方債は、一般交通事業債と過疎対策事業債の 2 種類を償還しており、平成 28 年度と 29 年度に借りた地方債のうち、令和 3 年度から平成 29 年度借入分過疎対策事業債の償還も新たに開始されたことから、前年度より大幅に増加となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

続きまして、認定第 4 号の、令和 3 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明させていただきます。

同じく一般会計特別会計決算資料の 61 ページをお開きください。

このページには、平成 29 年度から令和 3 年度までの歳入歳出それぞれの決算規模を棒グラフで表しております。

令和 3 年度の決算額は、歳入総額 72,713,679 円、歳出総額 64,065,786 円で、歳入歳出の差引額は 8,647,893 円となります。

全額を翌年度へ繰越し、介護給付費等の超過交付に伴う還付金を除き、介護準備基金へ積立てることとしております。

62 ページの下段の表をご覧ください。

この表には、過去 5 年間の歳入の款別決算額の推移を表しております。

歳入決算額を前年度と比較しますと 8,659,394 円(△10.6%)減で 72,713,679 円となっております。

主に、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金で大きく減となっております。

介護保険事業に係る財源構成ですけれども、事業費の 50%を介護保険料、20%から 25%を国庫支出金、12.5%から 17.5%を県支出金、12.5%を市町村負担で構成しております。

介護保険料(1 号・2 号)が事業費の 44%に満たない市町村は介護準備基金の取崩しや都道府県の介護基金からの借入で補うこととなっております。

このことから、款ごとの歳入の主な増減の要因は、歳出でもご説明しますが、要支援・介護者が受けた通所・訪問・入所による介護サービスに係る保険給付費、村内の介護予防拠点施設で

実施されている介護予防・日常生活支援総合事業に係る地域支援事業費の減が主な要因となっております。

63 ページをご覧ください。

歳入の主な増減についてご説明いたします。

63 ページから 68 ページにかけて、過去 5 年間の款ごとの歳入の推移及び目別の推移を記しております。

(1)の国庫支出金では 17,689,430 円で、対前年比で△1,559,520 円(△8.1%)の減となっております。

これは、居宅介護サービス、特例地域密着型サービスに係る介護給付費の減に伴い、介護給付費負担金で 1,124,300 円の減、調整交付金で 1,011,000 円の減、新型コロナウイルス感染症の影響により、村内の介護予防拠点施設で実施されている介護予防・日常生活支援総合事業縮小に伴い、地域支援事業で 211,000 円の減が影響しております。

64 ページのほうをご覧ください。

(2)の支払基金交付金では、8,834,000 円で、対前年度比△2,354,549 円(△21.0%)の減となっております。

これは、居宅介護サービス、特例地域密着型サービスに係る介護給付費の減に伴い、介護給付費負担金で 2,056,000 円の減、新型コロナウイルス感染症の影響により村内の介護予防拠点施設で実施されている介護予防・日常生活支援総合事業縮小に伴い、地域支援事業で 183,000 円の減が影響しております。

65 ページをご覧ください。

県支出金になります。

9,880,665 円で、対前年度比 708,988 円の増となっております。

要因は、施設介護サービス給付費に伴う介護給付費負担金で 265,000 円の増、生活支援体制整備事業に係る人件費や認知症総合事業の影響による地域支援事業で 490,488 円の増が影響しております。

66 ページをご覧ください。

繰入金になります。

こちらのほうは 15,469,923 円で、対前年度比△8,341,737 円(△35.0%)の減となっております。

要因は、国庫支出金と同様ですので説明は割愛いたします。

67 ページをご覧ください。

(5)の保険料になります。10,533,040 円で、対前年度比△251,440 円(△2.3%)の減となっております。

これは、被保険者数の減が影響しております。

次に少しページのほう戻っていただきます。

62 ページになります。

下段の表をご覧ください。

財産収入になります。

介護給付費準備基金の運用利子で 27,965 円、対前年度比△5,606 円(16.7%)の減、繰越金では、10,277,198 円、対前年度比 3,144,549 円(44.1%)の増、諸収入では、審査支払及び共同処理負担金の返還金で 158 円の減となっております。

68 ページにお戻りください。

このページには、過去5年間の歳出の款別決算額の推移を記しております。

歳出の決算額を前年度と比較しますと△7,030,089 円(△9.8%)の減で 64,065,786 円となっております。

人事異動に伴う総務費の減、居宅介護サービス給付費、特例地域密着型サービス給付費の減による保険給付費の減、介護予防・生活支援サービス事業費の減に伴う地域支援事業の減が影響しております。

69 ページをご覧ください。

歳出の主な増減についてご説明いたします。

(1)の総務費では、7,611,779 円で、対前年度比△8,291,453 円(52.1%)の減となっております。

これは、法律の改正に伴うシステム改修により、一般管理費で△119,900 円(△13.7%)の減になります。

人事異動に伴う人件費と一体化事業開始により後期高齢者医療特別会計に1名分の人件費を移動したことによる△8,121,810 円(△56.2%)減が影響しております。

68 ページをご覧ください。

(2)の保険給付費になります。

保険給付費のほうで 29,358,372 円です。

対前年度比△183,631 円(△0.6%)の減となっております。

70 ページから 73 ページの中では、表のとおり居宅介護サービス給付費で、受給者の延べ利用件数が減少したことで△1,163,345 円の減、同様に特例地域密着型介護サービス給付費で、△4,613,922 円の減、施設介護サービス給付費では、要介護4や要介護5の介護度が高い利用者数が増加したことにより、2,392,164 円の増、居宅介護福祉用具の利用が4件増加したことによる183,162 円の増、居宅介護住宅改修の利用が3件増加したことによる257,058 円の増、特定入所者介護サービス費では、短期入所療養介護(ショートステイ)の利用者減に伴い、△146,106 円の減となっております。

特例地域密着型介護・予防サービス給付費では、ホームたからの利用が減少したことにより△671,436 円の減、介護予防住宅改修費で、△239,252 円の減となっております。

74 ページをご覧ください。

(3)の地域支援事業費になります。

16,933,986 円で、対前年度比△923,476 円(△5.2%)の減となっております。

その主な要因は、75 ページの表のとおりにあります総合相談事業で、高齢者見守り支援員の人件費の△431,122 円の減及び新型コロナウイルス感染症の影響により村内の介護予防拠

点施設で実施されている介護予防・日常生活支援総合事業の縮小による△439,281 円の減が影響しております。

75 ページのほうに移ります。ご覧ください。

(4)の基金積立金になります。

こちらのほうが 2,493,762 円で、対前年度比 1,286,762 円(106.6%)の増となっております。

76 ページのほうに移りまして、(5)の諸支出金では 7,667,887 円で、対前年度比 1,081,709 円(16.4%)の増となっております。

これは、令和 2 年度に係る介護保険事業(地域支援事業他)等の実績に伴う国・県への返還金になります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

続きまして、令和 3 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出の決算の認定について説明いたします。

決算資料 79 ページをお開きください。

項目 1「決算規模」を御覧ください。

令和 3 年度の歳入・歳出の額は、前年度比 256,829,958 円(297.8%増)の 343,085,425 円となっております。前年度と比較し大幅な増となっています。

増額の要因や特徴は、次ページ以降で説明します。

80 ページをお開き下さい。

項目 2「歳入の特徴」では、①料金収入の増加 ②国庫補助金の増 ③簡易水道債の増 ④辺地対策事業債の 4 項目を挙げております。

③の簡易水道事業債 73,700,000 円と④の辺地対策事業債 73,600,000 円は国庫補助金に連動し増額となっています。

81 ページを御覧ください。

項目 3「歳入の主な増減」について説明します。

① の料金収入は、前年度比 962,636 円増の 15,678,295 円となっております。

82 ページを開いて頂き、表 2 収入実績等一覧を御覧ください。

表右側、給水人口と給水栓の数は年々減少傾向にあります。年間配水量は、平成 30 年度移行増加が見られ、料金収入も増加傾向にあるところです。

② 国庫支出金は、前年度比 134,299,000 円の大幅増で 147,399,000 円となっています。

大幅増の要因は、平島ステンレスポンプ井築造工事を、令和 2 年度工事を繰越工事した他、令和 3 年度の通常分平島導水管敷設工事と、小宝島海水淡水化施設整備工事それぞれの工事が大きかったことが要因となっています。

83 ページ中段③県支出金は、特定離島ふるさとおこし推進事業の不採択になります。

84 ページをお開き下さい。

項目 4「歳出の特徴」は、歳入で説明しましたように、前年度比 256,829,958 円(297.8%)の大幅増で 343,085,425 円となっております。

85 ページ以降、項目 5「歳出の主な増減」で説明します。

86 ページをお開き下さい。

③営業費用・維持管理費は前年度比 1,709,845 円(8.6%増)21,541,394 円となっております。

主な要因は、消耗品費では昨年末に生じた小宝島の淡水化施設の一部不具合と悪石島地区漏水に伴い、緊急用飲用水の購入をした他、修繕料に伴うものでは、老朽化に伴う小宝島淡水化施設、海水取水ポンプやろ過ポンプの修繕、悪石島地区漏水修繕等にかかる費用、工事材料費では軽石流入対策として敷設した小宝島淡水化施設のシルトフェンス等の購入に伴うものが主なものです。

④の建設事業費・補助改良工事費は、前年度比 268,625,560 円(1025.3%増)294,825,560 円となっております。

これは、82 ページの国庫支出金の項目で説明した通り、簡易水道事業水道施設改修工事の一部繰越と令和 3 年度事業費の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

住民課長、安藤巧君。

○住民課長(安藤巧君)

続きまして認定第 6 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

まず、ページをめくりまして、89 ページをご覧ください。

このページのほうにも、平成 29 年度から令和 3 年度までの歳入歳出それぞれの決算規模を棒グラフで表しています。

令和 3 年度の決算額は、歳入総額 15,155,534 円で、歳出総額 14,795,193 円で、歳入歳出の差引額は 360,341 円となります。

こちらのほうも翌年度への繰越としております。

91 ページをご覧ください。

歳入の特徴についてご説明いたします。

歳入決算額を前年度比で見ますとマイナス 11.4%の 1,948,041 円の減になっております。

92 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料は、3,607,600 円で、前年度比で 18.3%の減で 810,300 円となっております。

特別徴収保険料は、2,316,100 円で前年度比 139,300 円(6.4%)の増、普通徴収保険料で、1,291,500 円で前年度比 949,600 円(42.4%)の減になります。

94 ページをご覧ください。

中ほどにあります(2)繰入金になります。

繰入金は 4,467,791 円で、前年度比 453,872 円(11.3%)の増です。

一般会計繰入金は、2,985,261 円で前年度比 322,926 円(マイナス 9.8%)の減になっておりますが、他会計繰入金は、1,482,530 円で前年度比 776,798 円(110.1%)の増になっております。

これは一体化事業に伴う保健事業繰入金になります。

続きまして 95 ページをご覧ください。

広域連合支出金になります。

6,893,869 円で、前年度比 1,758,879 円の減になっております。

パーセンテージでマイナス 20.3%です。

令和 2 年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を開始しましたが、令和 3 年度はコロナ禍の影響から事業を縮小したことが大きな要因となっております。

下欄より、歳出の特徴について説明します。

歳出決算額は、14,795,193 円で前年度比 2,137,325 円の減になります。

全体では 12.6%の減となっております。

大きな要因は、先ほども言いましたようにコロナ禍による事業縮小が大きな要因となっております。

96 ページをご覧ください。

総務費の支出額のほうですけれども 3,954 円です。

前年度比でマイナス 99.5%の減です。

これは退職手当負担金について、令和 2 年度は総務費から支出しておりましたが、令和 3 年度は、保健事業費から支出したことによります。

後期高齢者医療広域連合納付金は、6,773,916 円で前年度比でマイナス 9.2%、688,833 円の減です。

後期高齢者医療広域連合会に支出するものですが、保険料等徴収に比例するため、減になります。

97 ページをご覧ください。

保健事業費になります。

8,004,823 円で、前年度比 667,276 円の減になります。

こちらもコロナ禍により事業縮小したことに伴い、委託料や旅費等の減額が主な要因となっております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

まずは、ページをめくっていただきまして 101 ページをご覧ください。

令和 3 年度の決算額は、歳入歳出とも 185,022,677 円となっております。

対前年度比で表しますと 22,819,269 円の減、増減率はマイナス 11%になります。

105 ページを開いていただいて、こちらのほうで歳入の主な特徴についてご説明させていただきます

す。

まずは、(1)の使用料及び手数料の内訳です。

使用料が 33,490,235 円、手数料が 69,000 円で、合計額 33,559,235 円になります。

前年度比で 2,881,936 円減、マイナス 8%になります。

とくに顕著なのは、使用料のうち国民健康保険診療報酬収入の 2,057,315 円の減で増減率マイナス 10%になっております。

被保険者数も顕著な減少がない中で、106 ページのほうを見ていただきますと、診療所受診者数の推移の表にあるように、前年度と比較すると受診者数の減少が見られます。

コロナ禍での受診控えもあったかもしれないです。

107 ページをご覧ください。

(2)の県支出金になります。

県支出金の収入総額は 83,908,000 円で、その内訳は、医療対策費県補助金のへき地診療所運営費 72,330,000 円と共同利用型病院運営費 24,000 円の合計 72,354,000 円と医療施設等整備費県補助金の 11,554,000 円になります。

へき地診療所運営費は、前年度比マイナス 17%の 15,017,000 円減となりますが、これは年度途中の看護師の退職による支出減が主な要因と思われます。

逆に医療施設等整備費県補助金は、6,683,000 円増のプラス 37%になります。

これは遠隔医療支援システムの整備が要因となっております。

県支出金の前年度比は、8,334,000 円減の増減率マイナス 9%になります。

その下、(3)の繰入金のほうになります。

収入総額 55,668,109 円になります。

前年度比で 5,897,147 円の増で、増減率 12%になりますが、一般会計繰入金の 6,540,671 円増が影響しているほか、その他会計繰入金が、前年度比 643,524 円減の増減率マイナス 64%になっています。

これは、後期高齢者医療特別会計の一体化事業分にかかる繰入金の減額が要因となっております。

108 ページに移ります。

(4)の諸収入になります。

前年度比 64,520 円増の 387,333 円が総体収入になります。

増減率でプラス 20%です。

診療所物品販売代金は、前年度比マイナス 50%、57,820 円減の 56,816 円になりますが、その他衛生雑入がプラス 59%の 330,052 円になります。

その内訳は、新型コロナワクチン接種費や小宝島及び宝島の私用電気料金等になります。

109 ページをご覧ください。

(5)の村債は、遠隔医療システム整備のため 11,500,000 円に対し、辺地対策事業債(過疎対策事業)を活用したことで皆増になっております。

109 ページの中ほどから歳出の主な特徴についてご説明いたします。

まずは、(1)の総務費になります。

総務費の総支出額は 10,611,346 円で、前年度比プラス 2%の 231,545 円増になります。

110 ページに移ります。

(2)の診療所費の総体支出額は 174,411,331 円で、前年度比マイナス 12%の 22,863,814 円の減になります。

大きな要因は、年度中における看護師の退職によるものです。

111 ページをご覧ください。

診療所費の中の項目として診療所事業費があり、事業費毎に前年度と比較すると前出のとおり、一般職給与費(看護)が 8,634,646 円の減のほか医師派遣事業費で 4,278,321 円の減のほか、令和 3 年度は医師従事者住宅整備事業及び新型コロナウイルス感染拡大防止支援交付金事業がなかったことから皆減となっています。

医師派遣事業費の 4,278,321 円の減の要因は、医師派遣日数の減と思われます。

(3)の災害復旧費は、災害による被害がなかったことで決算額もゼロになります。

以上、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これよりしばらく休憩いたします。

2 時 20 分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

令和 3 年度もコロナの中で様々な事業等が中心になったりとか、縮小それから事業執行がそういう形でなかなか出来なかったりという部分で苦労された部分、それから、もちろん各課課長含め村長もそうですけど、職員の皆さんの健康管理、特に航路においては、船員の方々の中で、コロナ感染者でも出れば、それこそ船自体がストップするかもしれないという中で、様々な緊張を強いられる中での行政運営だったのかなというふうに思うところです。

そういった中で、先ほど村長の一番最初の説明の中でもありましたけれども、税の未収が今回ど

うしても増えたと。

監査委員の意見書の中にもそういった部分を触れられておられますが、村税それから保険税、特に、そういう税の担当の職員の方って物すごく、ほかの職員の皆さんも苦勞されているとは思いますが、それ以上にやはりお金のことであって、直接住民の方々個人とやりとりをしながら、何とか税を納めていただいているというような中で、様々な苦勞があるんだろうと思うんですけれども、そういった中で、本村の場合、職員が若手が増えている中で、担当している職員自体も令和 3 年度担当した職員も、若手の入庁間もない職員だったのかなと思うんですが、そういった中で、職員研修、そういった特に税の徴税対策に対する研修、そういった形での職員のスキルアップ、そういったものが十分なされた中で、今回の未収が多くなってしまったのかどうだったのか、そこら辺十分対策がとられていたのかどうか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

今議員から御指摘がありましたように、経験年数少ない職員でありました。

その中で、研修、これとこれとということで行くようにしようとするんですが、もうその業務で手いっぱい、そこまで行けていないというのが事実でございました。

本年度、その関係から、今年度は職員をアカデミーに、千葉のアカデミーに派遣して、9 日間の研修も予定したり、そのほかの税の研修っていうのも積極的に参加するようにして、今回対策をとっているところです。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

そういった形でぜひ職員の皆さんのスキルアップをしていただきながら、税の徴収に当たっていただきたいと思います。

それともう一つ、一番大事なことはやはり、若手の職員の方なので、ほとんど住民の顔と名前と一致しない方と、電話越しでの対応という形がほとんどだと思うんですね。

やはり人を知らなければなかなかこういった問題って一番難しい部分だと思いますので、やはり積極的に、何らかの業務の中で、島への出張等も積極的に送り込んで、まず住民の一人一人、少しずつでも良いので、やはり顔と名前と一致する中でお互いの信頼関係をつくって業務に当たれるように、それはもう税の職員だけではなく、ほかの職員の皆さんも一緒だと思います。

コロナでいろいろな部分、制限かかる中ありますけれども、各課それぞれ若手職員の方々、住民の方々とのつながりを少しでも持てるような形で、また今後、業務に当たっていただければと思うところです。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

その件につきましては、地域づくりで行くのを勧めているほか、選挙とかイベントとか、そういった機会があるときは、若手の出張があまりないような職員を率先して行かせるような形で、各課対応をとっているところです。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

私職員個々のですね、やっぱり責任感というのがですね、やっぱり感じるんですね。

今議員が言われるように、若い職員だから、それが実行出来ないってことじゃないような気がするんです。

私が聞いた中では、入庁した職員が、年度末に泣きながら相手に訴えて、結果的には 100% 収納させたという事案もあったように聞くわけなんです。

そういうことを考えた場合には、その職員がいかに自分が任された業務をしっかりと見極めながら、履行するかということの質的なものもあるような感じもします。

そういう面では、職員教育というのは、今後も大事になっていくのかなというのは感じます。

○議長(前田功一君)

お諮りします。

本件につきましては、6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本件については 6 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、御手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、御手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっており、さらに、同条例第 9 条第 1 項の規定によって、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これから直ちに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は、大会議場と定めます。

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、決算審査特別委員会の正副委員長が決定しました旨通知を受けましたので、御報告いたします。

決算審査特別委員長に土岐純郎君、同副委員長に田中秀治君と決定いたしました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

本日 9 月 9 日金曜日から 9 月 14 日水曜日まで、会議室において、決算審査特別委員会を開催する旨、決算審査特別委員長より通知を受けております。

日程は、9 月 9 日が一般会計の住民課関係の審査、9 月 12 日が住民課所管の特別会計であります国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、へき地診療所運営事業特別会計及び一般会計の教育委員会関係の審査、9 月 13 日が一般会計の地域振興課関係及び一般会計の土木交通課関係及び土木交通課所管の特別会計であります船舶交通特別会計、簡易水道特別会計の審査、9 月 14 日が一般会計の総務課関係の審査、続いて総括質疑、委員会の採決となっております。

本日は、午後 2 時 45 分より、会議室にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

令和4年第3回（9月）十島村議会臨時会 議事日程（第3号）

令和4年9月12日（月） 午前 午後 9時 00分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会 議事日程（第4号）

令和4年9月13日（火）午前・午後 9時 0分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会 議事日程（第5号）

令和 4 年 9 月 14 日（水）午前・午後 9 時 00 分開議

[illegible]

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後 正 司 君
副 村 長	福 澤 章 二 君
教 育 長	木 戸 浩 君
総 務 課 長	村 山 勝 洋 君
地域振興課長	肥 後 亘 君
住 民 課 長	安 藤 巧 君
土木交通課長	肥 後 勇 喜 君
教育総務課長	安 藤 浩 樹 君
会 計 管 理 者	作 井 武 司 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平 翔 太 君
---------	-----------

令和 4 年 9 月 15 日

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しました議事日程表のとおりいたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 議案第 75 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 1、議案第 75 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第 75 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、男女とも仕事と育児を両立できるように、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備する育児・介護休業法の改正に伴い、見直された国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に合わせて、地方公務員の育児休業等に関する法律等も改正されたことから、所要の改正を行うものです。

概要を説明します。12ページをお開きください。

はじめの四角い枠内をご覧ください。

この法律は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和するものです。

具体的には次の２点で、まず１点目は、出生後８週間を境に、その前後で取得できる育休の回数をそれぞれ１回から２回に増やしています。

次に２点目は、非常勤職員の取得の要件であった「一年以上の雇用期間」を廃止しています。この法律は、１０月１日から施行されることとなっています。

また１３ページ、別紙では、これに合わせて、まず①では、請求期限の緩和、期末・勤勉手当の除算の特例を設けています。

②では、特別休暇の扱いになりますが、育児参加のための休暇取得期間を生後８週間であったものを生後１年に拡大しています。

③では、非常勤職員の任期の要件について、緩和されています。

④では、非常勤職員が特別の事情により育児休業を取得できる１歳以降の取得要件が拡大しています。

それでは、改正の内容について、新旧対照表で説明します。

４ページをお開きください。

まず第２条は、育児休業をすることができない職員として、第３号で非常勤職員の要件を定めています。

これまでの取得要件のうち、「子が１歳６か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて同じ職に採用されないことが明らかなことの要件について、非常勤職員の子が出生後８週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して８週間と６月を経過する日まで」と緩和するもので、５ページまで続きます。

６ページをお開きください。

次の第２条の３は、非常勤職員の対象となる子の養育の事情に応じて、１歳に到達する日から、１歳６か月に達する日までの間で、育児休業をすることができる期間を定めるもので、８ページからの第２条の４は、同様に１歳６か月から２歳に達する日までの間で、育児休業をすることができる期間を定めるものです。

いずれの条においても、法律の改正に合わせて、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得が可能とされたことに対応するものです。

９ページをご覧ください。

第３条は、当該子について、既に２回の育児休業をしたことがあるもののうち、一定の要件に該当するものを除き、再度の育児休業取得に係る特別の事情を定める規定で、第５号で規定されていた「育児休業計画書」により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除し、第７号では、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整理しています。

１０ページをお開きください。

第 3 条の 2 は、これまで第 2 条の 5 で規定されていたものを同じ内容で移設しています。

第 9 条では、育児短時間勤務に係る規定で、再度の取得に係る「育児休業計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正しています。

ほかの改正については、規則の改正になりますが、参考までに説明します。

15 ページから改正文、19 ページから新旧対照表となります。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正では、生後 1 歳又は 1 歳 6 か月の所得及び 2 回目以降、並びに延長の場合の取得要件の請求期限を 1 月前から 2 週間前に緩和しています。

21 ページでは、人事異動通知書に限られていた手続きを、生後 8 週間内においては、他の手段で通知できることを規定しています。

22 ページからは、育児短時間勤務及び部分休業の手続きについて規定しています。

24 ページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正では、育児参加の特別休暇を取得できる期間について、出産予定日の 6 週間前を 8 週間前に、出産後 8 週間を 1 年に拡大しています。

25 ページは、十島村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正で、同じく育児参加の特別休暇の取得できる期限について、出産後 8 週間を 1 年に拡大しています。

26 ページをお開きください。

27 ページにかけて、未就学児及び要介護者の世話や付き添いに要する特別休暇の要件について、6 月以上継続して勤務している必要がありましたが、6 月以上の任期が定められている者も取得できることとしています。

次は 29 ページになります。

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正では、原則、育児休業の期間は、期末手当、及び勤勉手当の算定において、除算されることとなっていますが、これを生後 8 週間以内に取得する育児休業が 1 月以内の期間であるときは、除算の対象としないこととしています。

以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

この育児休暇をですね、ぜひ大いに活用していただきたいと思います。

そういう事例が発生した場合、庁舎内でそういう育児休暇が取りやすいような取組み、雰囲気づくりですね、それが大事になってくると思います。

またそのフォローしてくれる職員ですね、人材というかフォローをですね、どのように対応していくの

か、別に外からの応援を依頼するのか、そこら辺の考え方をどのようにお持ちか答弁を求めます。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

これまで、育児休業というのが男性職員は取れていないです。

女性職員では、出産に伴って出産から育休というのはありましたが、やはりその間の仕事っていうのは、1人欠けるとすごい大変なことになります。

なので、今まで非常勤職員を増やしたりしたことはありましたが、職員をここで増やしていいものかっていう問題があって、それはその時々仕事の量等で対応することになると思いますが、確かにいろんな働き方改革とか、この育児休業、あと他のことを理由にする休業の問題等からすると、そこをどうしていけばいいのかなっていうようなことで、その分の職員というのは、いたに越したことはないですが、その間の仕事っていうのを当て込まないといけない、そういった仕事がないと人間は増やせないということで、ある程度、ほかの職員へのしわ寄せはいつているのが現状です。

なので、今この一連の中で、いろんな育児に関する規定っていうのが新しく出来ていますが、この特別休暇等が5日間とれますが、これが、来年まで期間が限られたものが、生後1歳まで取得できるといったところはどんどん活用していけるのかなという気がします。

明確な方針というのは定めていませんが、以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

なかなか答弁にも困る質問だと思いますけれども、課全体でバックアップしていくのか、庁舎あげてバックアップしていくのか、そういうところになってくると思うんですけども、そういうのを検討しながら、取りやすい雰囲気づくりに努めていただければと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

先ほど日高議員がおっしゃったとおりですね、「規則を変えました。しかし、運用がうまくいっていません」っていうのでは、これ何にもならないんです。

規則を変えて、国が示している規則に準拠して、村も変えましたとなると、これはもう、村長、課長以下ですね、そっちの方向に努力する、そっちが、職員が休暇をとりやすいように努力するというのはこれもう当たり前のことです。今の現代の社会においては。

「規則はあるけれどもあんたにはその休みをやらんよ」っていうようなことは、逆に訴えられますからね。

ということで、やっぱり庁舎全体で、この取りやすい雰囲気をつくるためにどうしたら良いかっていうことに努力してほしい。

1 番下っ端の人は取りづらいです。

中間管理職あたりが積極的に取ると真似出来ます。

「この部署はこれでいいんだ」という雰囲気になりますから、ぜひそういうことを、子育て、中間にいる人たちにも浸透させて、新しい「初めて結婚しました」「子供が生まれます」という人たちにも、「こうできるんだから遠慮なく休暇をとって子育てをしなさい」と。

そして「早く帰ってきなさい」という、その、ギリギリいっぱいとれることをやっぱり当たり前のこととして、庁舎内に徹底させてください。

そうでないと、これ、絵にかいた餅になります。何の役にもたちません。よろしくお願いします。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議員の考えに賛成します。

ただ、この実情との違いというのは、ギャップはあります。

その中でどうして進めていくかという中で、ライフワークバランスっていうのを見ていくのであれば、今、テレワークも使えます、そちらの方面も考えていいのかなと思います。

あとそのほかの職員への負担っていうのが、どの程度になるのかっていうのを見ながら、その人事の配置というのも含めて考えていけないといけないのかなという気がします。

○議長(前田功一君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

今日たまたま、今朝議長と話しをしまして、こういった育児休業とか、こういった制度だけにとられず、また職員の皆さんにとられず、我々の島で実際生活する中において、やはり誰かが 1 人欠けたときには、誰かわりの人をつていうのを常に想定しておかないといけないと思います。

その情報の共有であったりとか、コミュニケーションのことだとも思いますが、我々の日常の生活でよくあることです。

ですから、常日頃からの心掛けで対処できると思います。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議員の言う通りだと思います。

日頃から、村としてもBCPというものを持っております。

なので、そういったときに止める業務はちょっと時期をずらして、補足する業務というのも検討していて、一応、一覧の中にはあるところですよ。

そんな中で、誰かが欠けたときっていうのは想定されていて、病気であったり、もう致し方ない理由で、職員が欠けることは今までもあります。

その中でカバーし合いながら、やってきている事実もございます。

これを、できるだけ周りでそういった先ほど来ある雰囲気づくりも含めて考えていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

育児の休業の改正でありますけれども、現状におきましては育児休暇が取りにくい体制だと思います。実情はですね。

しかしながら、社会の変化で今は育児休暇というものが当たり前だという認識であります。

そのために国のほうも育児法の改正を行っていると思うんですけれども、取りやすい休暇は、取りやすい、産後 8 週間以内に 5 日の休暇と、当面ですね、ありますけれども、こういう取りやすい構図を作らないと、いつまで経っても取れないような状況にあるのかなと私は思いますので、庁内で話し合いをして、取りやすい方法を考えて、その方の代役は誰がするんだとか、また先ほどもありました、リモートは出来ないのかとか、そういう方法でワーキングをして、話し合いをしっかりと持って、職員の皆さんがですね、育児に参加がしやすいような体制を作るべきだと私は思いますので、ぜひ実行してもらいたいと思います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

女性職員は、現在も育休は取っているんですよ。

取りにくいという状況じゃないんです。

男性職員がですね、育休を取りづらいというのは、先ほど総務課長の説明のとおり状況です。

本村でも、男性職員で子供が生まれた。でも、育休をとらない。

というような状況がありまして、これは本村に限らず、国の機関、県の機関でもあるように聞いているわけですね。

そこら付近について、男性職員が今後、どういう形で取りやすくなるかというような、その職場の雰囲気づくりというのは当然考えていくべきだろうと思うんです。

ただ、育休の期間中というのは期限が決められているわけですね。

そうすると、そこに穴があいた部分に、他の職員がカバーのできる体制ができる部署と出来ない部署というのがあるんです。

現実的に育休とは別に、病休とか、あるいは休職で休むケースが本村でも結構あるわけですが、その場合は、周りの職員でカバーし合うというのが出来ているんですが、なかなか全面的にカバーできるようなことまではない状態なんです。

と申しますのは、議会も知ってのとおり、職員が一つの業務を三つも四つも兼務するということがあつて、また島に出張すると、当然その間 2 日ぐらいは、完全に穴があいてしまうというようなことがあつて、その問題がもやもやとして、今でも引きずっているという状況なんです。

そこを外部の人材を入れるか、会計年度任用職員でカバーをするかということも選択として考え

ていくべきなんでしょうけれども、外部から来たとしても、二、三か月は全く戦力にならない状況が続きますので、その面では、周りの職員でカバーするような形で、今後も詰めていくのかなというのを感じます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 75 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、議案第 75 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 2 議案第 76 号 十島村高速観光船ななしま 2 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 2、議案第 76 号、十島村高速観光船ななしま 2 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案 76 号、十島村高速観光船ななしま 2 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、令和4年 10 月に鹿児島空港-諏訪之瀬島場外離着陸上間に就航いたします航空便の利用者が、村内各島への接続向上を図るために所要の改正を行うものでございます。

諏訪之瀬島場外離着陸場の有効活用については、令和 4 年第 2 回の定例村議会協議会において御説明しておりますので省略いたします。

今回、航空便の就航に伴い、諏訪之瀬島から村内各島へ、それから各島から諏訪之瀬島へのアクセスをやすくするという事で、航空便利用者の使用料について改正をするものでございます。

議案書 3 ページをお開きください。

現行条例では、使用料金の体系について、左下の別表 2 の一般向けチャーター料金と別表 1 の村、国などの公的機関、学校行事及び村民の団体利用に分けて運用している状況です。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

左が改正後の案ですけれども、第 7 条の使用料について、先ほど説明いたしました別表 1 の使用料金を航空便の利用者に適用し、利用しやすくしようとするために 1 項追加するものでございます。

4 ページについては、航空便の予約者の予約の連絡体制等についての流れをお示ししています。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

改正の中の最後にですね、「諏訪之瀬島を発着する村内の次の島、または直前の島間の使用料に限る」という、これは 2 島をまたぐ場合は、料金が多くなるということですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

そのように解釈してもらって宜しいかと思います。

このようにした理由というのがありまして、この高速船に関しましては、住民の医療であったり、それから介護であったり、行政の事務であったり、幅広く活用していく船でございます。

そういった中で、例えばある程度もうお金をお持ちの方が、例えば諏訪之瀬島から口之島まで行きますということで、もう順々に最終的な口之島まで、この料金で適用されていくということになると、非常にほかの利用との調整というのも難しくなってくるということで、そういう利用方法、例えば、「今日は中之島まで行って、次に口之島まで行きますよ」というような、人も中には出てくる可能性

があると。

そういうことはなるべく、ちょっと避けたいというような意味で、「直前の島間に関してはこの料金を適用しますよ」ということで考えております。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

諏訪之瀬島から口之島に行く場合は 3720 円ということですね。料金は。

その倍になるわけでしょ。

1360 円が料金でしょう。2050 円がこの料金になるということですか。

了解しました。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

この料金表、1 番は公的機関等向け通常料金、2 番が一般向け通常料金ってなっているんですけども、村民は公的機関のこれを適用ですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

住民に関しましてはですね、この 1 の表については、条例上は 6 名以上の団体利用を想定しているところでございます。

住民の皆さんがこれを利用して、飛行機を使ってやる場合は、この上の 1 の料金ということでよろしいかと思います。

○議長(前田功一君)

2 番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

今の説明、「住民の方が」ということですが、住民以外、村民以外の者が飛行機を利用して、そして、使うという場合もこれが、1 が適用されるという意味じゃないんですか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

飛行機便を利用される方に関してはこれが適用されるということです。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

ちょっと確認ですけど、これ団体 6 名以上の団体の利用ってなっているんですけども、飛行機は、何名でしたっけ、乗客は。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

3名だったと記憶しております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

3名だと、このななしまで行くと、あ、そうかごめん。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

諏訪之瀬島ですね、飛行場を利用する村民に関してもですね、3名でやっても、1人頭この料金だということで理解していただいて……。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第76号、十島村高速観光船ななしま2の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第76号、十島村高速観光船ななしま2の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 3 議案第 87 号 権利の放棄について議決を求める件
(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)

○議長(前田功一君)

日程第 3、議案第 87 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは議案 87 号につきまして御説明いたします。

本議案は、預託牛が熱中症により死亡したため金銭債権を放棄しようとするものでございます。議案書 1 ページをご覧ください。

1 の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2 の権利を受ける者は、平島に在住の農家でございます。

3 の債権放棄の額は 487,500 円です。

5 の放棄の理由の概略を説明します。

対象牛は、6 月 24 日に平島の大浦牧場で死亡しております。

同牛は平成 30 年 11 月 21 日に、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和 2 年 3 月 24 日に分娩をしておりますが、その後人工授精を行っても受胎しなかったため平島家畜保護施設で管理をしておりました。

令和 4 年 5 月 20 日に大浦牧場の育成牧区に入牧し、6 月 16 日に牧場内で 3 回目となる人工授精を行った後、毎日様子見に行っておりました。

6 月 24 日の朝、飼養管理に行くと本牛がエサを食べにこないため、牧場内を探索しておりましたが、苦しそうにして座り込んでいるのを発見し、間もなく死亡しております。

前日の夕方方は体調に異常はみられず、採食もしております。

2 ページ以降が関連する資料で、2 ページに事故報告書の写しを添付しております。

3 ページは個体識別情報を添付しております。

4 ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますけれども、導入価格は 1,047,741 円で、導入時の自己負担額は 397,741 円でございます。

5 ページに死亡診断書を添付し、6 ページに死亡牛の写真を添付しており、獣医師は「熱中症」と診断しております。

7 ページは、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添

付しております。

同ページの第 16 条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、一産しており、第 2 項第 2 号を適用し、650,000 円の内 1/4(162,500 円)を農家負担とし、残りの 487,500 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

以上、権利の放棄の内容についての説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今回は、熱中症での死亡のようですけど、今地球温暖化で年々高温になってきています。

牛は、やっぱり暑さに弱い動物ですよ。

各島の日陰のない放牧場が見受けられると思うんですけど、そういうところにはやっぱり、きつときの避難場所を設置していかないと、これからの高温には耐えられないと思うんですけど、その辺の対策はどう考えていますか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

確かに、本村の場合はもう放牧体系ということでございます。

それで、牛舎の場合はですね、扇風機を付けたり、送風機を付けたりして、ある程度水をかけたりして冷やすことは多分できると思うんですけども、放牧場の場合なかなか、今、松枯れとかですね、そういったのもあって避難する場所が減っているというのは事実だと思います。

そういった状況も踏まえて、対策としては植物を植えるとか、あとは人工の構造物のものを建てるというようなこと、あとは水を飲む場所をちょっと増やすとかですね、そういう対策があると思うんですけども、この人工物を建てるということになると、他の場所によってはですね、鋼管柱等をもう立てて、その上に寒冷紗とかですね、そういったのをつけて、仮に暑さ対策なんかをしているところもあります。

ただ、ある程度お金をかけてまた施設整備となると、今度はかなりのお金、費用がかかってくると。

それから、あとは台風の問題で、やっぱり構造物がちょっと壊れやすいということもありますので、そこを植物的なこと考えるのか、あとは簡易的なそういう日よけをまた作っていくのか、その辺はちょっと検討していきたいと思います。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

これから、本当にますます高温になっていくと思われるので、各島の畜産組合の方々とよく話をし

て、対策をとっていくようにしてください。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それぞれの牧場でまた状況も異なってくると思いますので、それぞれの畜産組合の方々ともその辺はちょっと話をしっかりしていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 87 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 3、議案第 87 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

10 時 55 分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第 4 議案第 90 号 権利の放棄について議決を求める件
(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)**

○議長(前田功一君)

日程第 4、議案第 90 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第 90 号について御説明いたします。

本議案は預託牛が心不全により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書 1 ページをご覧ください。

1 の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2 の権利を受ける者は、中之島に在住の農家でございます。

3 の債権放棄の額は 487,500 円です。

5 の放棄の理由の概略を説明します。

対象牛は、8 月 28 日に中之島家畜保護施設 2 号棟のパドック(運動場)で死亡しております。

同牛は令和 2 年 1 月 25 日に十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和 4 年 2 月に放牧場で他の牛に乗られ、左後足の関節脱臼を起こしたため家畜保護施設 2 号棟で治療をしながら経過観察を行ってまいりました。

後足を少し引きずる動作はあったものの、食欲等に異常はありませんでした。

しかし、同年 8 月 25 日に飼養管理に行くと、本牛がパドック(運動場)で横たわっているのを発見して、獣医師に連絡をしております。

獣医師の指示のもと、水を与えると自力で立ち上がりましたが、右前足も痛めており歩行困難に陥っています。

翌日の 26 日飼養管理に行くと再び横たわっている状態で発見されておりますが、食欲に異常は見られておりません。

同月 27 日と 28 日の朝、獣医師によって補液剤の投与を行い、様子を伺っていましたが、回復せずに、同日夕方にリフトで吊り上げて立たせる予定でありましたが、昼過ぎに死亡しております。

2 ページ以降が関連する資料で、2 ページに事故報告書の写しを添付しております。

3 ページは個体識別情報を添付しております。

4 ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますけれども、導入価格は 1,016,619 円で、導入時の自己負担額は

366,619 円でございます。

5 ページに死亡診断書を添付し、6 ページに死亡牛の写真を添付しており、獣医師の診断は「心不全」でございます。

7 ページは十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同ページの第 16 条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、一産しており、第 2 項第 2 号を適用し、650,000 円の内 1/4(162,500 円)を農家負担とし、残り 487,500 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

以上、権利の放棄の内容についての説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、田中秀治君。

○3 番(田中秀治君)

本件も、熱中症がもとで心不全を起こして死亡しているようです。

この暑さ対策、農家の方々に注意喚起をし、徹底的に指導していただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今回の牛はですね、ちょっと舎外に出しておって、そこでちょっと動けなくなって、ちょっと長時間照らされた状況の中で、ちょっと体力が消耗したところがあると思います。

診断的には心不全なんですけれども。

熱中症の関係は、牛舎の中、それから牧場。牧場においても牛をしっかり、牧場にしっかり順次慣れさせていくという作業をきめ細やかにちょっとやっていくような形で指導はしていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 90 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 4、議案第 90 号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 5 議案第 88 号 権利の放棄(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)

△日程第 6 議案第 89 号 権利の放棄(十島村黒毛和種優良繁殖雌牛預託事業)

○議長(前田功一君)

日程第 5、議案第 88 号、日程第 6、議案第 89 号の 2 件は、権利の放棄等で関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 5、議案第 88 号、日程第 6、議案第 89 号の 2 件を一括議題といたします。

本件については、日高久志君に、直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって除斥とし、日高久志君の退場を求めます。

(日高久志君、除斥)

○議長(前田功一君)

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

それでは、議案第 88 号 89 号について説明します。

まず、88 号について説明いたします。

本議案は、預託牛が熱中症により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書 1 ページをご覧ください。

1 の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2 の権利を受ける者は、平島に在住の農家でございます。

3 の債権放棄の額は 487,500 円です。

5 の放棄の理由の概略を説明します。

対象牛は、6 月 24 日に大浦牧場で死亡しております。

同牛は令和元年 9 月 19 日に十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和 3 年 5 月 2 日に一産目となる雄の子牛を分娩し、その後人工授精を行っておりますが、受胎が確認出来なかったため家畜保護施設にて飼養管理を行っておりました。

令和 4 年 4 月 8 日に人工授精を行い、5 月 20 日に大浦牧場の育成牧区に入牧しております。

6 月 24 日の朝、いつものように飼養管理に行くと、本牛が来ないため、牧場内を探索すると本牛は死亡しておりました。

前日の夕方は食欲もあり異常は見られておりません。

2 ページ以降が関連する資料で、2 ページに事故報告書の写しを添付しております。

3 ページは個体識別情報を添付しております。

4 ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますが、導入価格は 878,680 円で、導入時の自己負担額は 228,680 円でございます。

5 ページに死亡診断書を添付し、6 ページに死亡牛の写真を添付しており、獣医師は「熱中症」と診断しております。

7 ページは、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同ページの第 16 条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、一産しており、第 2 項第 2 号を適用して、650,000 円の内 1/4(162,500 円)を農家負担とし、残り 487,500 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

続きまして、議案第 89 号についてご説明いたします。

本議案は、預託牛が熱中症により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものです。

議案書 1 ページをご覧ください。

1 の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における預託牛の金銭債権でございます。

2 の権利を受ける者は、平島に在住の農家でございます。

3 の債権放棄の額は 487,500 円です。

5 の放棄の理由の概略を説明します。

対象牛は、6 月 25 日に平島の大浦牧場で死亡しております。

同牛は令和 2 年 2 月 27 日に十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和 3 年 8 月 30 日に一産目となる雄の子牛を分娩し、令和 4 年 2 月 8 日に人工授精を行っております。

その後受胎が確認されたため、5 月 20 日に大浦牧場の育成牧区に放牧をしております。

毎日飼養管理に行く中で特に異常は見られておりませんでした。

飼養者は 6 月 19 日から 1 週間ほど島を離れるため、地元の畜産組合員に管理を依頼しておりましたが、6 月 25 日の朝本牛が死亡しているという連絡を受けております。

2 ページ以降が関連する資料で、2 ページに事故報告書の写しを添付しております。

3 ページは個体識別情報を添付しております。

4 ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますが、導入価格は 1,485,679 円で、導入時の自己負担額は 835,679 円でございます。

5 ページに、死亡診断書を添付しまして、6 ページに死亡牛の写真を添付しております。

獣医師は「熱中症」と診断しております。

7 ページは十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同ページの第 16 条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、一産しており、第 2 項第 2 号を適用しまして、650,000 円の内 1/4(162,500 円)を農家負担とし、残り 487,500 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものでございます。

以上、権利の放棄の内容についての説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、坂元勇君。

○7 番(坂元勇君)

事故が起きたのが 6 月 24 日と 25 日ということで、私も同じ時期に同じような事故を起こしているわけなんですけれども、いろいろ考えられることがあると思います。

まず牛の場合は、放牧したときに必ず強弱を決める戦いをします。

その中で敗れた牛というのは弱い牛ということで、強い牛が水飲み場の近くを陣取っていると、全く近寄れません。水飲みにも近寄れない。

そうして、ずっと見てみると、そのまま飲むのを諦めると。

これは先日獣医師さんとも話したとこなんですけど、牛は最後諦めますと。飲むのさえも諦めてしまうと。

ということは、水飲み場を増やしてあげる、もしくはその時期だけ少し飲める水飲み場も必要かなというのも考えられます。

あと高温多湿のこの時期です。

人間でも暑さになかなか慣れない苛酷な時期なんですけれども、放牧する時期ですね。

5月20日に3頭とも放牧されています。

育成牧区なので、比較的若い牛だけなのかなと想定は出来ますが、私も反省したことがあるんですが、放牧する時期を考えたほうが良いのかなと。

本村の気象条件を考えると、夏よりも冬場のほうがまだ良いのかなと。

特に牧場に慣れていない牛っていうのは、夏場に弱るケースが多いです。

ですので、放牧する時期を秋から先にするとか、そういった工夫もできるのかなと考えます。

見解を伺います。

○地域振興課長(肥後亘君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今坂元議員が言われるように、牛もやっぱりそういうものもあつたり、弱い者もいるということで、弱い者がやっぱりはじかれるというところでございますけれども、根本的にはもうある程度もう水飲み場をちょっと増やす対策とか、そういったのをしないといけないと思います。

現状でも国庫補助事業等で水飲み場の整備もしておりますので、その辺も地元の畜産組合等の意見も踏まえながらですね、変更できる部分はちょっと変更していくとか、そういう対応をとっていきたいと思います。

それから、放牧するタイミングについては、とにかく大事な財産を預かっているわけですので、先ほど申しましたとおり、やっぱりきめ細かな責任感を持った管理をしていただかないといけないんですけれども、その言われるような放牧の時期についても、検討は必要なのかな。

それぞれの島それぞれの農家の中で、いろいろ実情はあると思うんですけれども、その辺は、こういう暑さ等で亡くなるというようなケースもある状況でございますので、そこら辺は組合等とも話しながらですね、時期の検討というのはすべきかなというのは考えております。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

悪石島の牧場も、なかなか日陰がなくて、夏場は本当に牛は可哀相だなと思います。

牛舎がうちも整備されますので、組合員とよく話すんですが、何日か交代で牛舎に引き込んであげる対策も必要かなと考えております。

それで、一つお願いなんですけれども、もちろん農家自身で注意することなんですけれども、例えば4月ごろ時期に、「いよいよ牛にとって苛酷な時期、シーズンがやってきます」と、「注意してください」

い」という、そういった通達のようなものも流していただいてもいいのかなと考えます。以上です。

○議長(前田功一君)

地域振興長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この夏場の時期になるとですね、県や国のほうも、そういう熱中症対策の注意情報というのを、出しているんですけども、村としてもそのような注意情報というのをしっかり出していきたいと思います。

○議長(前田功一君)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 5、議案第 88 号、権利の放棄について(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 5、議案第 88 号権利の放棄について(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)は、原案のとおり可決することに決定しました。

それではこれから日程第 6、議案第 89 号、権利の放棄について(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 6、議案第 89 号、権利の放棄について(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛

預託事業)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

令和4年第1回（9月）十島村議会臨時会 議事日程（第7号）

令和 4 年 9 月 16 日（金）午前 午後 10 時 00 分開議

[illegible]

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後 正 司 君
副 村 長	福 澤 章 二 君
教 育 長	木 戸 浩 君
総 務 課 長	村 山 勝 洋 君
地域振興課長	肥 後 亘 君
住 民 課 長	安 藤 巧 君
土木交通課長	肥 後 勇 喜 君
教育総務課長	安 藤 浩 樹 君
会 計 管 理 者	作 井 武 司 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	片 平 翔 太 君
---------	-----------

9 月 16 日(金)

△開議

○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しました議事日程表のとおりいたします。

なお、本日についても、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

△日程第1 議案第 92 号 契約の締結について議決を求める件
(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第 1、議案第 92 号、契約の締結について議決を求める件(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

この案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものです。

議案書をご覧ください。

契約の目的は、今回の十島村議会定例会において議決された議案第 85 号の令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事の請負変更契約で、今回のドックが平成 30 年 4 月の就航後 5

年が経過することから、船舶安全法に定められる定期検査を実施する必要があり、例年と比較し、大きく費用が増加したことによる変更となります。

契約金額は、消費税込 64,719,000 円を増額し、変更契約金額は総額で 176,809,000 円で、契約の相手方、鹿児島ドック鉄工株式会社と契約をしております。

議案第 78 号にて議決いただきました船舶会計補正予算の際に説明させていただいたとおり、今回定期検査の為、各種検査、点検などが増加しており、また経年劣化による修繕・部品交換も多く、例年より大幅にドック費用が増加したため、当初契約の工事内容以外の定期船の運航に必要となる各工事内容を追加しております。

3 ページに変更契約として追加した内容を添付しております。

主な内訳としましては、甲板部については、船底などの塗装工事、ランプウェイや各クレーンなど荷役設備のワイヤー交換、点検調整及び修繕、船内各配管の工事。

機関部については、エンジン・発電機の部品取替・点検調整、各電気制御盤一式の点検整備、バウスラスト、フィンスタビライザーの点検整備・部品取替、冷却装置や、海水清水ポンプの点検整備などとなっております。

また、このうち、今回の変更契約分で、定期検査に関連する点検・修繕及び部品交換に係る費用は約 4 千万となっております。

なお、塗装工事やワイヤー交換につきましては、例年のドックでも実施している内容ですが、定期検査のうち、必要な材料発注等準備を急ぐものについては、当初契約の工事内容に含めており、当初の予算内では、含めることができなかったことから、今回の変更契約分でこれらを追加することとしております。

特に費用が高額となる工事としましては、主に機関部、エンジン関係の電気制御盤及び周辺機器の点検整備調整等になります。

契約の期間は、当初契約のとおり令和 4 年 12 月 10 日となっております。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

これは大事な検査ですので、定期検査もありまして、また追加もあるということで、これに対して特段異議はないんですけども、工期の件で大体 2 週間ぐらい見込んでいるわけですけども、定期検査、それから追加工事等ありまして、そのドック期間中で、その期間で収まるのかどうかの点についてお伺いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ドック工事については、工事のみは期間中で、1週間程度で終わります。

工期が12月までとしていることにつきましては、そのほか工事が終了後に検査調書の提出、写真管理等、各種調整とあとドックが終わった後の航海、3航海までを不具合が出たときの対応とすることとしてみていって、余裕期間を持っているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

4番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

大事な船ですので、工期がもう決められているから、工期内に終わらせないといけないということで作業がですね、軽微にならないような、監督もしていただいて適正なドックをしていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ドック期間中は船長、機関長をはじめ、各乗組員もドックに参加予定をしております。

適切なドックの執行に努めることいたします。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ドック期間中は、今おっしゃられた船長、機関長以下船員も、この工事に立ち会うということですが、立ち会うことと一緒に作業することは、ちょっと訳が違うと思うんですけど、その内容は立ち会うってことは、鹿児島ドックがやっていることを点検して、目を光らせているというのが正規だと思うんです。

実際は乗組員、一生懸命ペンキなんか塗っているんじゃないでしょうか。

その辺の違いというか、それは契約で、ペンキ塗りは自分たちでやりますということになっているのか、という意味合いの質問をしたいんですが。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

御質問いただいたように、経費削減のために、定期船乗組員も今言われたような内容の作業は、することとしております。

これは契約の中というか、その分を差し引いた契約をしているところです。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

それでは、今回は5年経って賦課作業がありましたということで、これは納得出来ます。

そういう意味で、じゃあ10年後にはもっと大きな賦課作業をやるのか。

そういうふうな取組でこれは規則か何かで決まっていると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5年ごとに定期検査が、検査の中では定期的に行うべき検査が5年ごとになっております。

当然今回のように、通常の間接検査とは比較しまして大きな金額になることとあわせて、例年経年が進んでいくことによって老朽化も進んでまいりますので、次回の定期検査の際には、今回以上のお金が当然かかってくるものと考えております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

先ほどの答弁で、ドックが終わった後、3航海までの補償は出るということなんですけど、3航海の根拠はどういうことなんですかね。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今までの中でですね、3航海程度実証航海をしたら、そこまでの間にドックによって生じた不具合が発生するかどうかというのが見極めができるというところで、3航海と定めているところでございます。

今までの経験値の中と申していただければよろしいかと思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

3航海っていうと10日位ですよ。10日間ですよ。

10日間だけを保障して、あとの不具合があった場合は、補償はできないということですよ。言えば、だから、基準がですね、本当に3航海で良いのか。

ほかの航路のドックの関係との兼ね合いもありますから、情報を集めて、10日間で本当に補償ができるのか。

1か月じゃ駄目なのかね。

そこら辺の根拠をもう少しつめたほうが良いと思いますよ。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

3航海を過ぎたら補償が無くなるということではなくて、あくまでも3週間程度は不具合が生じたときに、例えばですけれどもドックに上げないといけないという大きな時が出たときには、そこまで余裕を持ってできるということで、当然3週ンを過ぎても、ドックにかかって不具合が生じたものであると、ドックのほうと

協議をして対応するということになろうかと思います。

それは契約の期間、今 12 月の 10 日をしておりますけれども、これ以降についても、明らかにドックの費用がドックのことに关するものであると対応ができると考えております。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

なんて言いますかね、そういう取決めがあれば良いんですけど、なあなあでやったら駄目と思うんですよね。

ちゃんと文書を書かせて、1 億 7,000 万のお金を払うわけですから、こちらはね。

ですからもう少しこう、決めた誓約書を取り交わすなり、口頭の取決めは、私は駄目だと思います。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

変更契約についても、契約書のかがみ文だけを添付しております。

この裏に、全ての枚数を承知はしておりませんけれども、業者の施工業者の瑕疵負担、建設工事であってもそうだけれども、業者の施工負担をするべき項目等が記載を条項の中で定められております。

ただ、今私が言いましたように 3 週間とかいう表記はございませんけれども、今、私が最初に申し上げましたように、ドック期間中の瑕疵であったり負担すべきことなどは、業者が負担するというものが記載をしたものがございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

フェリーとしま 2 が就航されて、初の定期点検でありますけれども、今回の工事内容及びその費用は概ね想定されたものであったのかどうか、想定外のものがあったのかどうか伺います。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

定期点検、今回の補正をいただきまして総合的に見ますと、これが必要な額だったと承知をしているところであります。

今、7 番議員からありましたように、想定外のびっくりするようなお金が生じたということではなくて、当初予算から比べると大きく増額しています。

これは定期検査にかかる費用だというふうに、うちのほうでも、査定等いたしまして必要な額ということになっております。

工事内容も想定内だと思っていただければ結構です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 92 号、契約の締結について議決を求める件(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、議案第 92 号、契約の締結について議決を求める件(令和 4 年度フェリーとしま 2 定期検査及び一般工事請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 2 議案第 91 号 契約の締結について議決を求める件

(中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約)

○議長(前田功一君)

日程第 2、議案第 91 号、契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

それでは、説明いたします。

本議案は、議案書に記載のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関

する条例の規定により議決を求めるもので、令和４年第２回十島村議会定例会において議決をいただきました工事の変更契約です。

議案書に沿って説明をいたします。

契約の目的は、中之島小中学校外壁改修工事の請負変更契約です。

変更請負金額は 3,889,867 円の増額で、変更後請負契約金額は 52,799,827 円、契約の相手方は、株式会社南防です。

２ページをお開き下さい。

変更仮契約書の写しを添付しております。

枠内の変更契約事項にありますように、契約の期間は 62 日間の延長を行い、令和５年１月 31 日を工事完成期限としております。

契約締結日は、令和４年 9 月 12 日です。

３ページの工事内容の変更内容を御覧ください。

名称、当初数量、変更数量、増減数量を示しております。

今回、大きく分けますと 3 つの変更がございます。

まず一つ目ですが、小学校棟及び給食室、中学校の普通教室棟、管理棟、特別教室棟において、工事を契約するにあたって設計業者の現地調査等の結果に基づき、補修が必要な箇所について、当初設計数量で当初契約を行っておりますが、請負業者による詳細な現地調査により、壁、天井ともに想定以上に劣化が進んでおり、改修部数量が変更となったものでございます。

それぞれの棟につきまして、爆裂部、欠損部、はつり部、浮き部、ひび割れ部、脆弱部の改修を表示しております。

爆裂部、欠損部、はつり部については、落下の可能性がある部分にカッターを入れ除去するもので、カッターを入れる長さ(モルタルカット)と除去するコンクリートの数量(モルタルはつり)を示しています。

全ての棟において、爆裂部が過大な増となっており、給食室を含む小学校棟については、モルタルカットが 347.8m、モルタルはつりが 32.9 m²と増えております。

また、はつり部は逆に減少及び微増となっております。

また、浮き部改修については、モルタルとコンクリートの内部に亀裂がある部分に穴をあけ、エポキシ樹脂を注入、そしてアンカーピンを打ち込み、落下防止対策を行う工法でありまして、この本数を示しておりますが、場所によってはアンカーピンの数が異なり、小学校棟・給食室は当初の 2,110 本から 3,285 本に、1,175 本本数が増え、中学校管理棟についても 275 本増加しています。

中学校普通教室棟は横ばい、４ページの枠内の中段あたりにあります特別教室棟は、逆に 2,232 本減少しています。

また、脆弱部改修の脆弱部塗膜除去と記載しておりますが、これは外壁に塗られた塗膜が劣化し、浮いたり剥がれたりしているもので、これを剥離、除去し、下地調整塗材で成形し、防水性の向上を図るものです。

次に、二つ目についてですが、４ページの枠内中段の、中学校特別教室棟(天井改修追加)と記載している部分ですが、中学校特別教室棟において、請負業者による現地調査の段階で、天井部

分の改修工事の範囲が想定よりも大きくなったことから、追加で爆裂部と浮き部の改修をするものです。

爆裂部はモルタルカットが 16.6m から 55.6m に 39m 増加し、モルタルはつりも 8.5 m² から 28.84 m² に 20.34 m² 増えており、浮き部ではアンカーピンの打ち込み本数が 1,998 本となっております。

最後の三つ目については、枠内の最後の項目、小学校棟（鉄骨階段改修）になりますが、これは外階段踊り場の踏み板を交換する予定でしたが、腐食により受材との分離ができない状態になっていたため、既存鉄骨受材を切断撤去し、新規に鉄骨受材を取り付け、防災機能強化の確保を図るものです。

5 ページ以降に、設計図面を添付しております。

5 ページは配置図、6 ページは小学校棟の鉄骨階段改修図、7 ページは中学校特別教室棟の内部门天井改修変更図を添付しております。ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

2 点お伺いします。

業者が現地調査をされたということで、また追加が出たということ。

その際に、うちの建築担当も同行されたのか。

それが 1 点と、それからこの工事をやりまして、今後あと何年ぐらい、この建物が使用できるのか。

10 年なのか 20 年なのか、その見通し等は検討されたことがあるのか。

ということは、何年後には新築建て替えが出てくるのかと予想されるんですけど、そのようなことは、検討はされているのか、その 2 点についてお伺いします。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

当然設計に基づきまして工事をしていくというようなことでありますけれども、まず 1 点目の建築士の同行につきましては、建築士のほうもすべからず、これ多分 1 日で調べるといようなことではありませんが、何日間かけて業者のほうは調べながら、工事をしていくというようなことになるわけです。

その中において、建築士とも業者につきましては連携を図って、相談をしたりとかいようなこともしておりますし、1 回につきましては、建築士のほうも、その状況の確認、当然その工程ごとに立会いをして確認をしていくということをしておりますので、その確認をしているところであります。

それと 2 点目のほうの何年ぐらい、この改修工事をした場合に、その校舎のほうがもつのかという、そういう質問でございますが、それにつきましては、まだそのことについて詳しく話を協議をしておりませんが、今後、そのことにつきましては協議をしていきたいと、話をしていきたいというふうに考えております。

○議長(前田功一君)

4 番、日高久志君。

○4番(日高久志君)

最終的には、役場の建築担当が現地を確認して、承認というか、っていう形になるわけですけども、そういうことの解釈でよろしいのか。

それと、おそらく外壁工事をして 10 年、素人としては 10 年 20 年はもつんでしょけれども、その構造物ですね、柱梁等が耐えられるものなのかどうか。

そういう調査をされているのかどうか。

それによって、その建て替え時期が変わってくると思うんです。

次回また、同じような外壁補修をするのか、それとも建て替えなのかという分岐点になってくると思うんですけども、そういう検討はすべきだと思うんですけども、その点について伺います。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

確かに議員がおっしゃいますように、どここの校舎等も古くなってきているというのは事実であります。

2 年ほど前なんですが、長寿命化計画というのが、その文科省のほうからも示されて、そして各市町村そういう計画を立てたほうが良いというような、そういうことがありまして、建築士が全ての各島の小学校校舎等を回りまして、築年数が何年ほど経っていて、どういう状況にある、今この改修の関係もそうなんですけれども、その外壁のほうの確認をしていく調査がありまして、その調査につきましては、業者のほうと契約をして、建築士のほうが現地に行って調査をするという内容でやっております。

その議員が今御指摘のとおり、どここの学校のほうがどういう状態にあるのかというようなことは、一応今のところは、その結果のほうで把握はしているところではあります。

ただ、ですので、その計画等を今後考えていかないといけないということになるわけなんです、やはりそこにはその財源等が出てくるということと、あと今回この中之島でこういう爆裂が起きたというようなことで、そのほかの島でもそういうことが起こりうるというふうには、私のほうは理解をしているところではあるんですが、その一般質問の中でも若干話をしたかもしれないんですが、じゃあどこの島の校舎等がそういう状況になっていくのかというのは、一概には言えない部分でもあるわけです。

ただ議員の御指摘の部分は十分わかっているつもりでありますので、その部分をこちらのほうで聞きまして、そして尚且つ今後についても、計画をどのようにしていけばいいのかということにつきましては、建築士のほうと村のほうとでその話をして、対応を進めていきたいというふうに思います。

○議長(前田功一君)

3 番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

追加なんです、これ、設計の段階でしっかりと調査をしてやるべきことだと思うんです。

あと、業者に指摘をされて追加を持ってくるようなものじゃないと思うんですけど、その辺どう考えていますか。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

只今の御質問でございますが、設計の段階と、今業者が決まりまして、工事に入る段階と、大きな差というのは、設計のほうでは、調査自体は高所作業車を使って調査をしております。

そして、工事請負契約の中の業者、今現在の工事につきましては、議員の御承知のとおり、足場を組んで、その足場に乗って、それぞれの壁についての調査をしながら工事をしていくというようなことで進めているわけです。

当然その高所作業者のほうが、なかなかその、わかりにくいという言い方をすると変ですけど、足場のほうが勝るというふうに逆に考えていただければというふうに思いますけれども、どうしてもこの校舎の改修工事、要するに、いわゆるその壁とか天井とかその改修工事をするに当たりましては、少なからずもそういう、その現地のほうで請け負った業者が、最初の段階で調査をしながら工事に入っていくというような流れというふうになるというふうに聞いておりますので、こういう形で出てくるのは致し方ない部分もあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、子供たち、児童生徒の安心安全、教職員も含めての、そういう防災機能の強化を図っていかないとけないというふうに考えますので、この業者の結果を無視するわけにはいけないというような、そういうふうに思っておりまして、今回こういう形で追加のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確かに、高所作業車でするよりは、足場を組んでするほうが、正確に行くとは思うんですね。

これからも各島の学校、改修工事は出て来ますよね。

だけど最初からそういう、本当はそういうあれをやるほうが良いんでしょうけど、うん。

その辺、確かに今、あれはわかりますけど、もう少し徹底的に設計段階から調査をして、そういう工事をするようにお願いします。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

議員の御指摘はごもっともだというふうに思っております。

今回この工事につきましても、その工事業者のほうで調査をして進めるというようなことで、追加というようなことになっておりますが、その工期の延長もいたしまして、まだ今その状況の把握等が、全体的にまだ進んでいるような状況、確認をしている状況というのがみえますので、そこにつきましては業者のほうとまた話をしていきたいというふうに思うところです。

それでもう一つは、建築士のほうと先ほどから話が出ておりますように、設計の段階で、その数量等が正確な数量等が出来ないものなのかというのは、建築士のほうと協議をしながら進めていきたいというふ

うに考えます。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

先ほど、3 番議員さんのほうから指摘がありましたけれども、こういう増減が、変更のですね、大きく多いということは、やはり設計の段階での誤りが私はあったと思います。

一般的には、今ですね設計事務所には、コンクリートの診断士というのがいるんですよね。

これ構造物を改修を行う場合には、そういう診断士が調査をして、念入りに調べて報告をするんですけども、実際にそういう専門家を入れての設計だったのか。

であれば、そんなにこのような多くの増減はないと思うんですよね。

現場に入ってみないとみつからない部分も多少ありますよ。

あるんですけど、大まかには、そういう設計の段階で、音を聞いたり、はつてみたりして調査を行うんですけども、その辺の調査が私はちょっと出来てなかったのかなと思うようなきらいがあるんですけども、今後ですね、構造物をする場合には間違いなく診断士を入れて、念入りに調査を行って、それで事業の執行を行ってもらいたいと思います。

以前中之島においても、保育園の件であつたわけでしょ。大丈夫だと。

「まだまだ大丈夫ですよ」と言って、後になったら「駄目ですよ」という、「駄目だった」という件もありますから、そこをしっかりと慎重に設計を行ってもらいたい。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

私ちょっと説明不足で誠に申し訳ありません。

実はこの設計のほうが、昨年の末にかけてだと思えますけど、昨年実施をしております。

これは、何故かといいますと、今回この工事の開始をするという中において、国の交付金事業を活用させていただいているわけなんですけれども、それが令和 3 年度の補正予算で対応するというので、既にこれを繰越しをしている、国の事業としては繰越しをしているというようなこともありまして、それとその危険があるというようなこともありまして、いち早くその設計のほうは手続きをとったというようなことでありまして、先ほど申し上げましたけれども、壁・天井ともに想像以上の劣化が進んでいる、要するにその時点と今の時点とでまた若干ちょっと違ってきているというようなことが言えるかというふうに思います。

それと前後いたしますが、先ほど 1 番最初の質問なんですけれども、設計のほうの設計業者との契約で、この現地調査をしているわけなんですけど、そのときには専門業者というのを設計業者のほうと一緒に行って、高所作業車のほうで、専門業者による点検、予備調査ですね、それをしているということがありますので、その点につきましては専門的な検知、業者を入れて専門的検知の業者、担当を入れていないというようなことには当たらないと、言わばそういう専門的な方でないと、専門的な業者でないと、調査のほうが出来ないというようなことで進めておりますので、そういうことはないかと思います。

○議長(前田功一君)

5 番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

事務所がですね、専門的な業者を入れたということなんですけど、そのように、数量を相当変更しておりますから、大丈夫ですかね。本当に。

だからもう設計事務所にお任せをするのは良いんですけども、こういう業者は資格のある業者を選んでくださいということも、やっぱり申しておかないと、やはり設計事務所の意向でですね「はい、そうですか」と言うわけにはいかないと思うんですね。

やはり、なるべくこういう変更はないようなですね、時間も後でかかるわけなんですからね。

ですから、当初でしっかりと設計の事務所にも指導をするのが本筋じゃないかと思いますので。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

議員のおっしゃるとおりだというふうに理解をするところです。

この爆裂改修工事等というもののその進め方ということを私も初めて経験する部分もございまして、建築士、設計業者及び今の請負業者と話をしながら進めているわけでありまして、今議員からの御指摘につきましては、建築士とも共有して、どのように進めていけばいいのかというのを今後また参考にして対応して進めていきたいと思います。

○議長(前田功一君)

2 番、岩下正行君。

○2 番(岩下正行君)

ちょっと初歩的になりますが、この建物は、昭和でしょうね、昭和何年に建てた建物で築何年経っているのかということをまず伺いたい。

続いて、ここで表現しているその補償内容というか、不具合内容ですね。

「爆裂部改修」という言葉を使っています。

もう一つは、「欠損部改修」という言葉を使っています。

そして、後は、浮き部、「浮き部改修」という言葉を使っています。

これは不具合の程度と我々は解釈するんですが、どのような程度で分けられているのか。

作業の中で「モルタルカット」、これはカットですから切っていく長さで解釈します。

これは「モルタルはつり」というのは、これは何平米かを、電動のみではつっていくと。

はつたあとは当然またモルタルを塗るんだと思うんですけど、上塗りをですね。そういうこと。

それから、先ほどちょっと気になったのはエポキシ樹脂注入というところで、くぎといったかな、打つというようなこと言ったんですが、このエポキシ樹脂っていうのは、シール材の、こんな一本何百円かのものだと思うんですが、これは多分何ですかね、溝、離れている部分にどんどん注入して行って、そこに水が入らないようになるような工法じゃないかと思うんですが、課長何かピンだとおっしゃったんで、そこをちょっと改めて質問します。以上、4 件。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

まず最初の御質問であります、それぞれの建築年数を申し上げますと、小学校舎につきましては昭和 48 年、中学校の普通教室棟が昭和 46 年、管理棟につきましては昭和 42 年、特別教室棟については昭和 39 年に建設をした建物でございます。

その間、詳細はちょっとわかりかねますが、改修をしているところ等もあるかというふうに認識をしております。

それと、先ほども説明をしているところであるんですが、私のほうもなかなか難しい部分で、ちょっとこの爆裂部とかそれぞれのことを確認をしながら説明をしたつもりではあるんですが、説明を若干いたしますと、爆裂部というのは、鉄筋コンクリートの鉄筋が錆びて膨張をするのが原因ということで、この表面のコンクリートを押し出す現象というふうになります。

それと欠損分というのは欠ける、割れる部分、その部分のことを言っております。

斫り部というのは、その爆裂部の関係よりも、外壁の下地の状態が悪くて、斫る深さが厚くなる部分というようなことで、業者のほうからそういうことを聞いているところであります。

それと浮き部改修というのを先ほど申し上げましたけれども、その浮き部改修はモルタルと一番外壁側にあるのがモルタルで、そのモルタルの中に、コンクリート内部にコンクリートがあるということになるんですが、その内部に亀裂があると。

その亀裂が外壁にある部分について、そのエポキシ樹脂というのは注入するわけなんですけれども、注入する前にアンカーピンという、これが 4 ミリの 6 センチぐらいのピン、その本数に本数を記載しているんですが、それをもう打ち込みまして、いわゆるコンクリートとモルタルのほうが離れないために、このアンカーピンを打ち込むということになります。

そしてそのモルタルとコンクリートのあい中に、樹脂のほうを注入をしていくと。

当然この樹脂は固まることになりますので、流れないようにするためにこのアンカーピンも必要だというようなことで、それぞれの島において、アンカーピンの本数を記載をしているというようなことでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6 番(永田和彦君)

今現在工事中なわけですが、さっきの 12 号台風接近の折にも、直接的な影響はうち村は少なかったんですが、作業されておられる方々と話をする機会があって、「台風接近多分ですね」と、「台風対策、どんなされているんですか」ということで、その足場はもう組み上げているものを解体はもうもちろん出来ないんだろうと思うんですが、そういった中でも今回のこの 14 号については、かなり影響が心配されると。

そういった中で、徹底した安全な対策をしていただかないと、足場等によって、が飛散するようなことで、人的被害はもちろんのこと、校舎等へのさらなる影響があつてはいけないと思いますので、そういった、し

ておられるとは信じておりますけれども、より徹底した対策をまずしていただくように、そこは要請をしてください。

それと、現実的な部分で、今回工期のほうを令和 5 年の 1 月 31 日まで延長ということなんですけれども、逆に言えば台風シーズンが過ぎてからの着工というような形は出来なかったのかなと。

特に足場を組み上げての作業ですので、台風が来るたびにそういう被害を考えないといけない。

そういったことを考えるのであれば、台風シーズン、台風がある程度もう、台風接近がある程度もう、リスクが大分下がるような時期になってからの工事着工ということをしていけば、余計の形で台風対策等、必要にならないというか、大分避けられる部分もあるんじゃないのかなと思うんですけれども、そういった中で今回のこの工期着工の時期を、こういった時期に設定した部分、その辺の考え方について伺いたい。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

ただいまの質問でございますが、台風の接近等につきましては、業者のほうと、今、協議を打合せを進めているところですが、当然その指摘のありました人的被害も含めて、その校舎に被害があつてはいけないというふうに考えておりますので、再度また綿密に話をして、打合せ等を進めていきたいというふうに思います。

それと着工の関係ですが、実は先ほど申し上げましたけれども、これが国の令和 3 年度の交付金をいただき採択いただきまして、それを財源として工事をするということで、当然、令和 5 年の 3 月までには確実に終わらせないといけないということが一つであります。

それと、足場を組んで工事をするという中において、当初こういうふうな形になっていくと、ちょっと私も想定をしてなかったわけなんですけど、どうしてもその進め方としましては、この夏休み時期に、当然その、授業もしていない、そういったようなときにその騒音が発生をするとか、いろいろなことを想定をしまして、学校とも調整をして、できるだけその夏場時期に、大きい騒音とかそういったものにつきましては、終わりといいますか、進めるというようなことで進めた経緯があります。

で、なおかつその工期の関係もありますので、とにかくにも早くその着工すべきだというような、そういう考えがちょっと先走った部分もあるわけなんですけども、そこら辺を考慮して進めたというようなことがあります。

議員御指摘のとおり、台風シーズンを過ぎてからというような御指摘もあるのも理解しないわけでもありませんけれども、そういう経緯があつたということで御承知おきいただければというふうに思います。

○議長(前田功一君)

6 番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

過去においても、この学校関係の維持補修工事については、夏休みの長期期間の休暇中に終わらせてほしいということで、議会としても要望してきた関係もあるので、そういったシーズンに時期になったんだろうというふうには、十分私も理解していましたが、ただ工事の内容というか、あれだけ大規模に

足場を組んでするような形の工事になっていくのをちょっと最初予想していなかったので、だからそういった部分を考えてときに、台風襲来の際にそういった形での台風対策という部分については、かなり負担も大きくなるし、実際、通過後、学校が始まってからの子供たちの安全面、そういった部分についてもリスクが高まっていくかなというふうに思ったので、そういうふうなお話をさせていただきましたけれども、とにかくにも安全に工事のほう完了していただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

そうですね、今議員がおっしゃることが一番だというふうに思いますので、建築士及び業者のほうと話をし、安全対策を一番というようなことで進めていきたいというふうに思います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

さっき課長の説明のとおり、この事業そのものが国の繰越予算なんですね、そうすると年度内に終わらなくてですね、翌年度、例えば 5 年度に入ってしまう場合には事故繰となった場合に、これ国の補助が止まってしまうんです。

そうすると、全額一般財源ということになるわけですので、村としましては、翌年度に事業計画しているもの、特定離島であったり、あるいは文科省の国の予算であったりというものは、前年の 9 月、もしくは 12 月の補正の中で設計の経費を組むようにということで指示を出して、この制度をとっているわけなんです。

確かに、台風シーズンをまたぐことになるんでしょうけれども、確実に終わらせると、工期を確実に終わらせるということを考えた場合には、今回の工期の発注は正しかったと私は言いたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 2、議案第 91 号、契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 2、議案第 91 号、契約の締結について議決を求める件(中之島小中学校外壁改修工事請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

11 時 10 分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 3 認定第 1 号 令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定

日程第 4 認定第 2 号 令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 5 認定第 3 号 令和 3 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 6 認定第 4 号 令和 3 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 7 認定第 5 号 令和 3 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 8 認定第 6 号 令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 9 認定第 7 号 令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計

歳入歳出決算の認定

○議長(前田功一君)

お諮りします。

日程第 3、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 9、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 7 件を一括議題とすることにしたと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 3、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 9、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算

認定についてまで 7 件を一括議題といたします。

9 月 9 日の本会議において設置された決算審査特別委員会に付託した案件について、決算審査特別委員長のご報告を求めます。

決算審査特別委員長、土岐純郎君。

○決算審査特別委員長(土岐純郎君)

令和 4 年 9 月 9 日に決算審査特別委員会に付託されました、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの 7 件の決算認定についての審査の経過及び結果についてご報告いたします。

まず、委員会の会議状況について報告いたします。

本決算審査特別委員会は令和 4 年 9 月 9 日に設置され、同委員会委員は、議長及び議会選出監査委員を除く 6 人で構成されました。

委員会の会議は、9 月 9 日から 9 月 14 日までの 3 日間、会議室において担当課、室ごとに日程を定め、村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長、室長及び担当者の出席を求めて行いました。

審査の経過及び結果については次のとおりです。

それでは、一般会計について報告いたします。

まず、総務課関係について報告します。

ふるさと納税推進事業について。

「各返礼品が不足しがちであるが、令和 4 年度の返礼品が確保できているのか。」と質したところ、「返礼品の数量については NPO で管理しており、確保している数量を常にポータルサイトに掲載している。確保している数量以上受付ができない仕組みとなっている。」との答弁であった。

「農家に対して出荷可能数量等を確認しているのか」と質したところ、「現状は農家へは直接依頼しておらず、NPO で確保できた数量の一部をふるさと納税返礼品として出荷している状況である。」との答弁であった。

「現在確保されている数量で間に合っているのか。」と質したところ、「現状は間に合っているが、NPO とも検討していきたい。」との答弁であった。

有人国境離島事業について。

「改善検討事項として車検時の輸送費の補助とあるが、要望を行っているが、前向きな回答がないのが現状であり、車検時の海上輸送費が負担となっている。議会と行政が一体となって要望すべきと考えるが、村の考えはどうか。」と質したところ、「村もずっと要望しているが、全国で三島村と十島村だけでは対応が難しいとのことである。県内や長崎県にも似たような自治体もあるが、対象法令が異なるなどの理由から要望を出していない。これからも引き続き要望を出していきたい。」との答弁であった。

「離島も本土も公平でなければならないと考える。県選出の国会議員等への働きかけもしなければならないのではないか。」と質したところ、「県選出の国会議員にはこれまでも要望を出している。今後も引き続き要望を出していきたい。」との答弁であった。

次に、地域振興課関係について報告いたします。

現業職関係について。

「全体で 15 名の現業員の従事者がいるが、一部地域では民間企業が参入しており、地域によって質に差があるように感じる。また、現業員の高齢化もみられるため、すべての地域において費用対効果が得られているのか。」と質したところ、「民間企業が参入している島では、指揮系統がしっかりしており、リーダーも責任感をもって従事していると感じる。島によっては週や月の計画がうまくいっていないところもあり、しっかり計画をたてて従事してほしいと改めて通知を行う。高齢化については、人材不足もある。また、平島、小宝島では現業職が不在であり、今後はIターンUターン者の活用も検討していきたい。」との答弁であった。

「リーダーの統率も大事であり、現業職は村の指示待ちではなく率先して業務にあたってもらいたい。時間稼ぎをして賃金を稼ぐようなことではなく、地域からも認められる人材になってもらいたい。」と要望した。

村長より「この現業制度は、6.7 年前に立ち上げており、住民サービスの向上と新たな雇用促進を図るために始めている。当初荷役作業も現業で担っていたが、地元からの反発もあり断念した。マイナス面では、地域の活動がすべて現業職に依頼するものという風潮になっている。地域の考えからも改めなければならない。」との答弁であった。

カレンダー制作事業について。

「日本復帰当時の写真が使われていた良いカレンダーだと考える。また、今後も貴重な写真を集めたりはしないのか。」と質したところ、「今年度作成のカレンダーにおいても、前回使いきれなかった写真を活用したいと考えている。新しく写真を集めると時間を要するため、今回は募集は行っていない。」との答弁であった。

また村長より「2 年前に島民、友好島民へ呼びかけを行い、集まった写真を活用してカレンダーを制作した。これからよびかけをしても写真は集まると思うが、以前集めたものが無駄になってしまうため、今回は募集を行わなかった。」との答弁であった。

「今後のことを考えると貴重な写真を保存してもらいたい。」と質したところ、「集まった写真については、データ化し保存している。」との答弁であった。

「観光客等が出張所でカレンダーを見て買えないかといった問い合わせがあるが、その場合はどのような対応となるか。」と質したところ、「時期にもよるが友好島民に加入していただくことで配布することが可能であるため、役場にて案内するようにしたい。」との答弁であった。

次に、土木交通課関係について報告いたします。

危険木伐採事業について。

「危険木伐採について、今後の事業計画を伺う。」と質したところ、「業者に事前調査をしてもらい 100 本ほどの危険木があることを把握している。令和4年度特定離島ふるさとおこし推進事業で予算の範囲内で優先順位をつけて行いたい。村で対応の難しいもので電線の支障となっている危険木については、他の市町村において感電死事故も発生しているため、九州電力にて対応してもらうことで協議をしている。」との答弁であった。

また村長より、村が危険木伐採を始めると九州電力で伐採してもらえなくなった経緯があるため、危

陰な箇所については、九州電力にて対応してもらいたいと依頼をしている。」との答弁であった。

次に、住民課関係について報告いたします。

ごみリサイクル推進事業について。

「分別方法等において、情報が行き届いていないとすることがあるが、どうか。」と質したところ、「日程については、決定した時点で自治会や出張所、ごみリサイクル推進員と共有しており、防災無線においても周知している。ごみの分別に関しては、新しく転入されてきた先生方に対して周知できていない部分もある。」との答弁であった。

「避難訓練等でも感じることであるが、転入者はわからないこともあるため、しっかりと周知したほうが良いのではないかと考える。」と質したところ、「分別の周知方法について、これまでも分別表の冊子が古くなっていることから、刷新することも検討されてきたが、補助金等も活用して行っていきたいが実現できていないのが現状である。」との答弁であった。

「これまで問題があった内容について、把握できているか。」と質したところ、「例えば、ペットボトルについてキャップやラベルを外して分別するというのを当初周知してきたことが、共有継続できていない現状がある。タイヤやバッテリーといったものは産業廃棄物となるため、ごみリサイクルでの回収ができないものが回収されていることがある。」との答弁であった。

「リサイクル還元金について、年々減少しているが、今後も減少傾向であるのか。」と質したところ、「リサイクル還元金については、単価が年々減少してきており、令和4年度ではさらに減少している。また、委託料に関しては年々増加しており、令和3年度末では、予算不足になり予算流用を行っている。」との答弁であった。

子育て支援員について。

「子育て支援員について、何名配置されているのか。また、子育て支援員が不在の状況でも成り立っているのか。」と質したところ、「全体で3名配置されている。口之島には令和4年4月から1名配置されている。小宝島のみ常勤職員が不在であるが、それぞれ力を合わせて運営にあたっている。」との答弁であった。

「島によっては、運営されていない日があるが、島の支援体制が足りていないために、日数が限られた運営となっているのか。」と質したところ、「小宝島では、常勤職員が不在の為、現状の補助員の数では精いっぱいである。しかし、預かりをしている子の保護者が補助員となっており、休園の日は自宅でも母として面倒を見ている状況である。また、諏訪之瀬島では、常勤職員が産休・育休により不在であるため、現状の週3日が限界である。」との答弁であった。

次に、教育委員会関係について報告します。

JET プログラム事業について。

「学校の授業以外に英会話教室等を開いていただいた実績はあるか。」と質したところ、「小宝島では学校外での英会話教室等を行っている経緯がある。」という答弁であった。

「ALT の先生も少しずつ日本語が上手になり英語を聞ける機会が少なくなり、また時間外は依頼しづらいといった声もある。せっかくネイティブの英語が聞けるのでぜひ検討していただきたい。」と質したところ、教育長から、「新しく来られた5名のALTの先生方も日本語が堪能な方とこれからという方もいる。

地域活動を行う中でお願いベースでできることもあるかと思う。積極的に上げられるように学校長にも投げかけていきたい。」という答弁であった。

次に、国民健康保険特別会計について報告します。

健康づくり事業について。

「ボランティア研修、フッ化物洗口、重症化予防等があるが、令和3年度事業のグラウンドゴルフ事業と花木植栽事業の実績について伺う。」と質したところ、「ボランティア研修は、見守り支援員への研修、フッ化物洗口については、小中学校に対しての事業である。また、グラウンドゴルフについては、人が集まるため、コロナ対策として実績はなかった。花木植栽事業については、実績がある。」との答弁であった。

「グラウンドゴルフに関しては、村全体での活動ではなく、地域別にて感染対策を講じたうえで実施しても良いのではないか。花木植栽事業については、村が苗を提供し、植栽だけを行っている現状にある。地域が花いっぱいになるような事業を検討してほしい。」と質したところ、「グラウンドゴルフについては、島での感染者も出ている中で、状況を見ながら実施可能か判断していきたいと考える。花木植栽事業については、出張所長と連携して行っており、また、他の花を植える事業等もあるため、情報共有して行いたい。」との答弁であった。

次に、船舶交通特別会計について報告いたします。

コンテナ等の修繕について。

「以前も修繕依頼をしていた冷凍コンテナのフックの関係についてどのような対応となっているのか。また、フェリーが接岸時に投げているゴムレットについて、蛍光塗料をつけてもらっていたが、最近はがれてきている。何か対策はできないのか。」と質したところ、「コンテナについては、ドライコンテナの修繕を15基ほど行っている。冷蔵コンテナについては、構造上修繕できる業者が限られており、1基の修繕にも時間を要するため、順次対応しているところである。また、蛍光塗料については、試行錯誤しており、業者の意見等も聞きながら模索しているところである。」との答弁であった。

次に、介護保険特別会計について報告します。

いきいき教室について。

「いきいき教室について、活動実績のない島があるが今後はこういった方向で事業実施を行うのか。」と質したところ、「いきいき教室は、元気な高齢者が対象であり、食事の経費を助成する事業である。コロナ禍であり、会食を伴ういきいき教室は活動を自粛している現状がある。しかし、子どもと高齢者が接することのできる事業はこの事業しかないため、今後も続けていきたいと考える。」との答弁であった。

「子どもから高齢者まで集まるいい事業であると考えが、いつの間にか子どもを楽しませる場になっている。何が一番の目的かをもう一度考えていただきたい。」と質したところ、「子どもと接することが好きな高齢者もいるが、中にはストレスを感じる高齢者もいるため、島とも協議をして事業実施していきたいと考える。島によっては、食事を作って会食ができないので、各自持ち帰る方式に変更するなど、それぞれの島でできることを行っていきたい。」との答弁であった。

次に、簡易水道特別会計について報告します。

水道施設維持費について。

「繰入金が水道料より多くなっている要因は何か伺う。」と質したところ、「維持費に係るものが多くな
ってきている。悪石島、小宝島の断水による飲料水の購入や、小宝島の淡水化施設の入れ替えがあ
り増加している。悪石島の地震の際にも漏水があり対策している。」との答弁であった。

「突発的な費用に対する繰入金が増加したという認識であるか。」と質したところ、「突発的な費用
に対する繰入金である。令和4年度については、宝島の故障や悪石島の配水池の故障により令和 3
年度ほどはなくても発生する見込みである。」との答弁であった。

次に、後期高齢者医療特別会計について報告します。

収入未済について。

「収入未済の内訳について伺う。」と質したところ、「1 名の方が居所不明となっている関係で、収入
未済となっている。対象の方が、令和 2 年度に 75 歳となり課税対象となった。」との答弁であった。

「居所不明者でも住民票があれば課税対象となるのか。」と質したところ、「住民票がある場合には、
課税対象となるため、居所不明者に関しては、実態調査等行い適切な処理を行っていきたい。」との
答弁であった。

一体化事業について。

「一体化事業についてオーラルフレイルの対策を強化するとのことで令和 3 年度予算審査特別委員
会において答弁がされているが、実績はどうであったか。」と質したところ、「オーラルフレイル事業は 7 島
1 回ずつ実施ができています。ガムを使ったかみ合わせのチェックであったり、口腔内のフォローアップを実施
ができています。誤嚥による肺炎の相談実績はなかった。」との答弁であった。

次に、へき地診療所運営事業特別会計について報告します。

診療所受診について。

「診療所受診率が 3 年前から減少しているが、コロナ禍ということで受診控えということもあるかと思う
が、村としてはこういった状況をどのように考えているか。」と質したところ、「コロナ禍による受診控えはあ
ると思う。また、人口減少も一つの要因であると考えている。しかし、急患搬送等も少なくなっていること
から住民の事前予防ができていないのではないかと考えている。」との答弁であった。

また、各課の質疑の後、総括質疑を行ないました。

不要額について。

「監査委員からの決算審査意見書にもあるように、前年度に比べ不用額が増加しており、予算編
成時には事業の必要性・経費の算定等を十分精査しているのか。また、補正予算の編成に当たって
は、事業の進捗状況を的確に把握し、財源の有効活用がなされているか。」と質したところ、「近年で
は、前年度の補正予算を含んだ形で国や県の 16 ヶ月予算と同様、本村でも 15 ヶ月予算編成を
行っており、資料にもあるように 1,200,000 千円超の翌年度繰越額を計上している。この中で新型コロナ
の影響での事業の中止・縮小での不用額、また燃料高騰による予算確保での不用額が計上され
ている。また、予算の流用も多く見られ、これも一つの要因と考えられる。最終補正予算編成時に各
職員への事業の進捗の見直し、執行残の減額を指示しているが、経験の浅い職員については、予算
不足や減額ができていないことが見受けられるので、今後も各課長、各室長へ事業の進捗状況の確
認の指示を行うようにしていく。」との答弁であった。

それに関連して、「若い職員が増えており事務引継がなされていないように感じるが、どうか。」と質したところ、「定期監査や決算審査の際に監査委員からも同様の指摘を受けており、村としても庁内挙げて取り組んでいる。担当職員同士だけでなく、担当室長、担当課長にも細かいところまでチェックするように指示している。」との答弁であった。

イベント再開について。

「新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが行われていなかったが、今年、数年ぶりにイベントが再開されつつある。このコロナでのイベントの中止期間は村の経済に大きな痛手となったと思うが、もっと大きな損失は職員の「経験」と考えるが、どうか」と質したところ、ボゼツアーであったりマラソンであったりと、職員にとってイベントを行うことはとてもパワーが必要となるが、同時に調整等で島の方と意思疎通ができたり、共通の目的のために頑張るといったチャンスでもある。イベントを開催することができなかった期間は職員にとってこのチャンスがなかったことになる。」との答弁であった。

「島を知るに島に行くことではないか。」と質したところ、「イベントの担当職員はもちろんのこと、その他の職員についても、島に可能な限り足を運ぶように、島の人と実際の顔をみて話すように指導していきたい。」との答弁であった。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが、別段、討論もなく採決に入りました。

採決は、簡易採決で行ないました。

採決の結果、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件については、特段異議もなく原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と、結果の報告を終わります。

○議長(前田功一君)

決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、日程第 3、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

したがって、日程第 1、認定第 1 号、令和 3 年度十島村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第 4、認定第 2 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 2 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

したがって、日程第 4、認定第 2 号、令和 3 年度十島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これより、日程第 5、認定第 3 号、令和 3 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 3 号、令和 3 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

したがって、日程第 5、認定第 3 号、令和 3 年度十島村船舶交通特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第 6、認定第 4 号、令和 3 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定 4 号、令和 3 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成する方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

したがって、日程第 6、認定第 4 号、令和 3 年度十島村介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これより、日程第 7、認定第 5 号、令和 3 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 5 号、令和 3 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

従って日程第 7、認定第 5 号、令和 3 年度十島村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これより、日程第 8、認定第 6 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 6 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

従って日程第 8、認定第 6 号、令和 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出認定については、認定することに決定しました。

これより、日程第 9、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(前田功一君)

起立多数です。

従って日程第 9、認定第 7 号、令和 3 年度十島村へき地診療所運営事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

△日程第 10 発議第 3 号 十島村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第 10、発議第 3 号、十島村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

7 番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

発議第 3 号、十島村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

本件は、新型コロナウイルスを含む感染症の蔓延防止の観点及び悪天候による村営船発航の中止等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができる方法を活用した委員会を開催することに関し、必要な事項を定めるため、十島村委員会条例の一部を改正する必要があるため制定するものです。

まず、経緯の概要について説明します。

地方自治法においては、議会の委員会に関し法の定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、各種の蔓延防止策がとられていたさなかの令和 2 年 4 月の総務省自治行政局行政課長による発出文書では、議会の議員が委員会に出席することは、不要不急の外出には当たらないものと考えられ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法、いわゆるオンライン会議システムを活用することで委員会を開催することは、差し支えないと考えられるとしています。

本村でも、新型コロナウイルスを含む感染症の影響、または災害による議員の参集困難が想定されます。

秋口にかけての台風や、冬場の時化等、悪天候による村営線の発航の中止や、抜港の場合にも、村政を停滞させることなく進めることが可能になると考えられ、さらには、育児または介護を行う議員の議員活動と家庭生活の両立を図ることも可能になります。

次のページをお開きください。

新旧対照表で、改正の内容を説明します。

横に見ていただき、第 13 条は、委員会の招集に関する規定であり、改正の内容は、3 項、4 項、それぞれ追加として、3 項では、オンライン会議を活用した会議開催の理由を、第 1 号、感染症の蔓延

防止措置及び災害や疾病、第 2 号、気象または海象による村営船の発航の中止、もしくは発着港の変更、第 3 号で、介護や育児でのやむを得ない場合と定め、第 4 項では、その場合の委員長への許可について定めています。

続く第 14 条では、第 2 項で、オンライン会議システムでの出席要件として、第 1 号、画面上に本人が写っていること。

第 2 号として、本人の音声を確認できることとして追加し、第 3 項では、オンライン会議出席中の通信が途絶えた場合の規定を追加しています。

次に、第 18 条では、本オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることが出来ない旨のただし書を追加します。

下の附則で、公布の日から施行することを定めています。

最後に先の議員運営委員会において、十島村議会の情報通信機器の使用基準を策定しましたことを申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

発議の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、発議第 3 号、十島村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 10、発議第 3 号、十島村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 11 発議第 4 号 馬毛島に空自救難隊の配置を求める意見書

○議長(前田功一君)

次の発議第 4 号についてですが、馬毛島空自救難隊の配置を求める意見書につきまして、提出者から、意見書の提出先について、九州地方防衛局長、鹿児島県知事の2者を追加するよう申出がありましたので、そのように追加修正願います。

日程第 11、発議第 4 号、馬毛島に空自救難隊の配置を求める意見書を議題とします。

会議規則第 38 条の規定により、事務局に意見書を朗読させます。

議会事務局書記、片平翔太君。

○議会事務局書記(片平翔太君)

馬毛島空自救難隊の配置を求める意見書。

十島村における救急患者について、特に気象の悪条件や夜間等の理由により、本県のドクターヘリや消防防災ヘリの出動が困難な場合、知事からの災害派遣要請に基づき、自衛隊により搬送されており、自衛隊により本村からの救急搬送は、島民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきたところです。

このような中、本村を含む離島からの救急搬送に貢献してきた海上自衛隊鹿屋航空基地内の第 22 航空隊鹿屋航空分遣隊が、令和 4 年度末で廃止され、同分遣隊において、救急搬送に使用されている救難ヘリUH60Jについても、除籍されることが明らかになりました。

本村は、南北 160 キロに七つの有人島を有しており、在島医師がいない、無医村地区の本村でひとたび緊急を要する患者が発生した際には、現地での治療は困難であり、一刻も早い医療機関での受診・手当てが必要となります。

これまでの海上自衛隊鹿屋航空基地による急患搬送実績は、この 20 年間で 128 件に上り、第 22 航空隊鹿屋航空分遣隊の廃止と救難ヘリの除籍は、多くの離島を有する本村にとっては、大きな危惧を抱かざるを得ない問題です。

防衛局は、離島の急患搬送は、全自衛隊共同で対応すると説明されていますが、現在、基地整備が検討されています。

西之表の馬毛島の活用を望むところです。

救難隊が、馬毛島への基地移転となれば、現状より搬送時間の短縮となり、より多くの島民の命を救うことが可能となります。

よって本村議会は、航空隊及び救難隊を馬毛島へ移転配置させ、十島村を含む南西諸島全域の緊急患者空輸任務を担任してもらうことを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○議長(前田功一君)

発議の意見書の朗読が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、発議第 4 号、馬毛島に空自救難隊の配置を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 11、発議第 4 号、馬毛島に空自救難隊の配置を求める意見書は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 12 議員派遣の件

○議長(前田功一君)

日程第 12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第 12、議員派遣の件は、御手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 13、議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、御手元に配りました本会議の会期日程

等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程報告

○議長(前田功一君)

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

△閉会

○議長(前田功一君)

第4年度第1回(9月)十島村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。